

第2期

天草市子ども・子育て支援事業計画

(令和2年度～令和6年度)



令和2年3月



熊本県天草市

はじめに

天草市では、「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27年3月に「第1期天草市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「地域の宝（子ども）、みんなで育て支え合う宝の島 あまくさ」を基本理念に、安心して子どもを産み育てることのできる社会の実現に向けて、子ども医療費助成の対象年齢の18歳までの拡大や保育料の軽減など、子育てにかかる経済的負担軽減を始め、子育てに関する相談体制の充実など先駆的な取り組みを積極的に進めてきました。



しかしながら、核家族化や共働き世帯の増加等による家族構成の変化、地域とのつながりの希薄化など、子どもを取り巻く環境の変化により、子育てに不安や負担、孤立感をもつ家庭もあり、各家庭の状況に応じたきめ細やかな支援の充実と子育てを支える地域の力が必要となっています。

こうした状況を踏まえ、令和2年度から令和6年度を計画期間として策定しました「第2期天草市子ども・子育て支援事業計画」においては、「生き生きと暮らせ共に支え合うまちづくり」を基本理念とし、妊娠・出産期から子育て期にわたる包括的な支援と相談対応をワンストップで行う「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」を複合施設「こころす」に開設し、子育てを保護者だけが担うのではなく、子育てに関わるすべての人や、地域社会で担っていく体制づくりを推進していきます。

子どもは、私たちにとってかけがえのない宝です。子どもを育てることは、社会（地域）にとっても大きな喜びでもあります。

すべての子どもが健やかに成長し、安心して子どもを産み育てることができるまちづくりを、今後も市民の皆様、関係機関の方々と連携を図りながら推進してまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、「アンケート調査」「パブリックコメント」にご協力いただきました市民の皆様、並びに貴重なご意見・ご提言をいただきました天草市次世代育成支援対策地域協議会委員の皆様にご心より感謝申し上げます。

令和2年3月

天草市長 中村 五木

第2期天草市子ども・子育て支援事業計画

目次

第1章 はじめに

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 計画の位置づけ 2
- 3 計画の期間 2
- 4 計画の策定体制等 3

第2章 天草市の現状

- 1 人口・世帯等の状況 4
- 2 就業状況 8
- 3 子育て家庭の状況 11
- 4 第1期天草市子ども・子育て支援事業計画における取り組み 15

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念 25
- 2 基本方針 26
- 3 取り組みの体系 28

第4章 施策の展開

- 1 教育・保育提供区域の設定 29
- 2 教育・保育提供区域別の状況 31
- 3 具体的施策の展開 36
 - 基本方針1 36
 - 基本方針2 65
 - 基本方針3 75

第5章 新・放課後子ども総合プランに係る行動計画について

- 1 新・放課後子ども総合プランの趣旨・目的 78
- 2 新・放課後子ども総合プランの推進 79

資料編

- 1 事業・活動一覧 81
- 2 アンケート調査結果の概要 84
- 3 天草市次世代育成支援対策地域協議会条例 111
- 4 天草市次世代育成支援対策地域協議会委員名簿 113

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

平成24年8月に、すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、質の高い幼児教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援の充実を図るために「子ども・子育て支援法」が制定されました。

本市におきましても、当該法律に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として、平成27年3月に天草市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：平成27年度～令和元年度）を策定し、幼稚園や保育所（園）などの幼児教育・保育について、区域ごとに必要な量及び確保方策を設定し計画的整備を推進するとともに、地域における子育て支援策として、一時預かり事業や延長保育事業、放課後児童健全育成事業（児童クラブ）などの様々な子育て支援事業についても提供体制を整備してきました。

しかしながら、全国的な少子化の進行や核家族化、共働き家庭の増加、地域社会の子育て力の低下など、子どもを取り巻く環境の変化は止むことがなく、こうした中、国においては幼児教育・保育の無償化や待機児童の解消に向けた「子育て安心プラン」の前倒し、子どもの貧困対策など、子育て支援の取り組みを加速化しており、市町村においても、県や地域社会と一体になって、より一層子育て支援施策を推進していくことが求められています。

また、平成28年には母子保健法第22条の改正も行われ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行う「子育て世代包括支援センター」（法律上の名称は「母子健康包括支援センター」という。）が新たに規定され、妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種相談に応じ、地域の関係機関と連携し、母子保健施策と子育て支援施策との一体的提供により包括的な支援を行うこととされました。

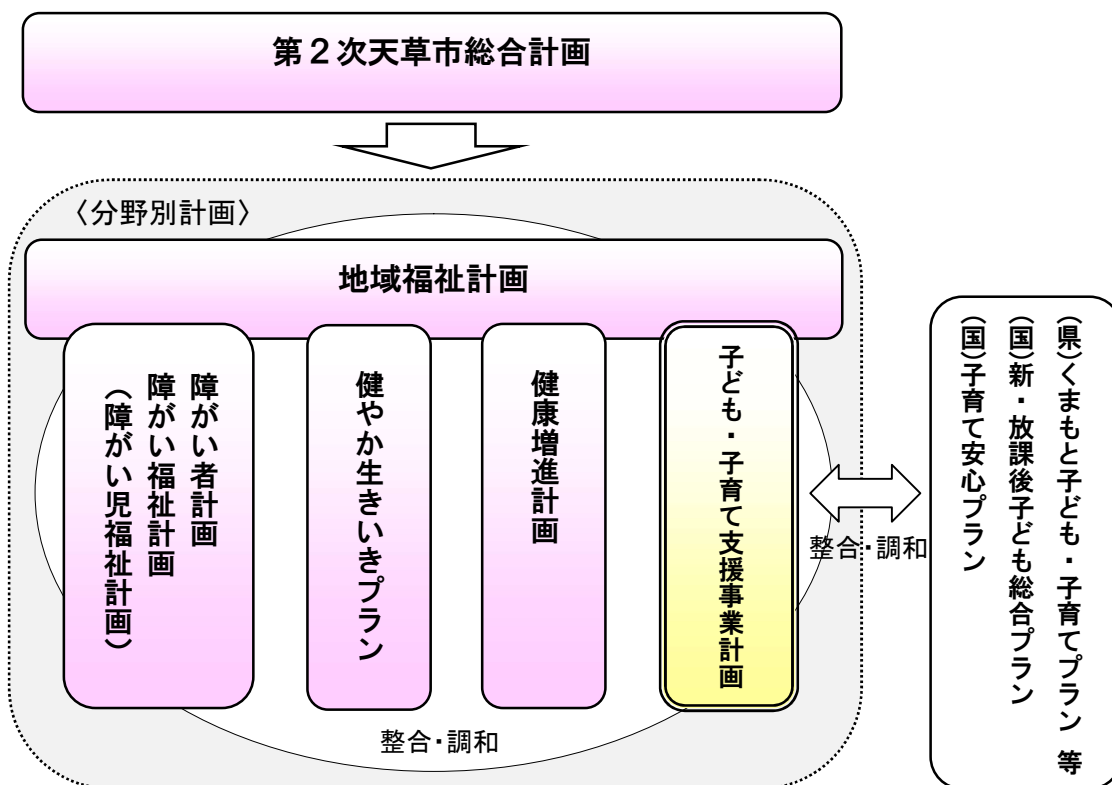
このような状況を踏まえ、幼児教育・保育のニーズ量に応じた適切な確保方策を実施することはもちろん、子どもや子育て家庭の視点に立ち、全ての子どもが健やかに成長できるよう行政をはじめ地域社会全体で支援していくことを目的として、「第2期天草市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、次世代育成支援行動計画の一部を含めて策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

また、本計画は、「第2次天草市総合計画」及び保健・医療・福祉部門を統括する「天草市地域福祉計画」を上位計画として、子育て支援に関する分野と母子保健に関する分野、子どもの貧困対策に関する分野を一体的に策定する分野別計画です。

■計画の位置づけイメージ図



3 計画の期間

この計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。計画最終年度である令和6年度には計画の達成状況の評価と見直しを行います。

また、5年間の計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合、適宜、計画の見直しを行っていくものとします。

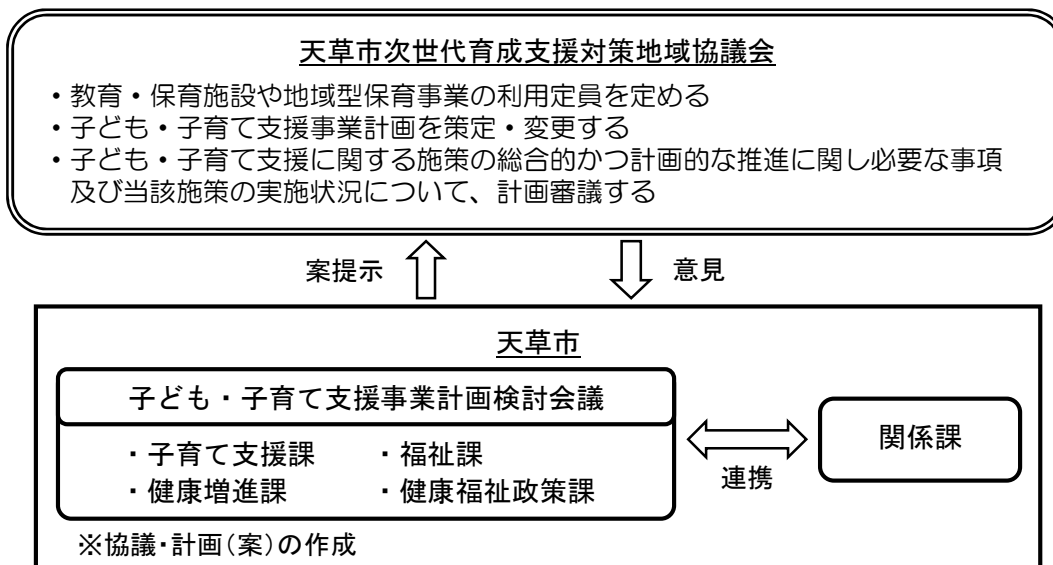
H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
第1期計画									
					第2期計画				

4 計画の策定体制等

(1) 天草市次世代育成支援対策地域協議会（市町村子ども・子育て会議）

「子ども・子育て支援法」に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定等に当たっては、「市町村子ども・子育て会議」を設置することができるかとされています。本計画の策定においては、「天草市次世代育成支援対策地域協議会」を同法で定める「市町村子ども・子育て会議」の役割を担うものとして位置づけました。

■策定体制イメージ



(2) アンケート調査

本計画を策定するにあたっては、確保すべき幼児教育・保育事業の「量の見込み」を算出するため、市内に居住する就学前児童及び小学校児童(3年生まで)の保護者を対象として「子ども・子育て支援事業計画に係るアンケート調査」を実施しました。

調査時期	平成31年1月8日～1月31日		
調査対象者	①市内の就学前児童をもつ保護者（②を除く） ②市内の就学前児童及び小学校児童(3年生まで)の両方をもつ保護者 ③市内の小学校児童(3年生まで)をもつ保護者（②を除く）		
調査方法	①・②は郵送又は利用施設を通じた配布・回収 ③は郵送による配布・回収		
配布・発送数		2,518件	1,667件
有効回収数	就学前児童	1,915件	小学校児童 (3年生まで)
有効回答率		76.1%	65.7%

※アンケート調査結果の概要は資料編の2を参照

(3) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、事前に市のホームページ等で内容を公開し、広く市民の皆様から御意見を募りました。

第2章 天草市の現状

1 人口・世帯等の状況

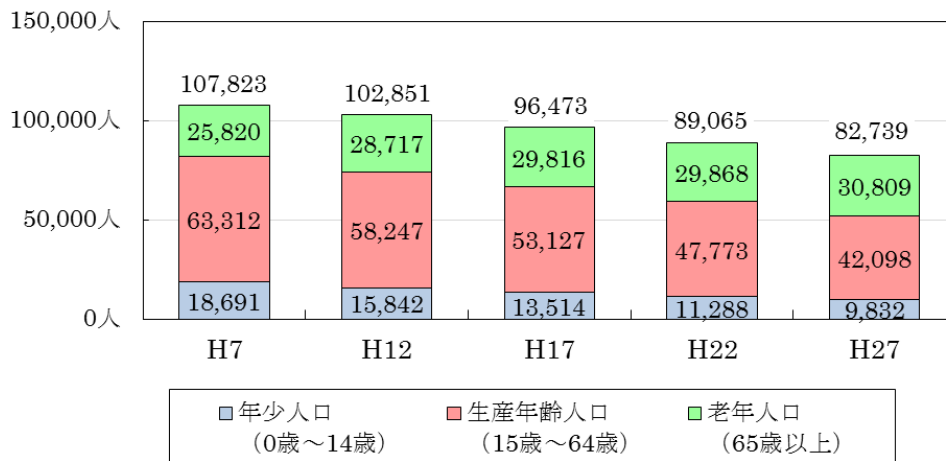
(1) 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口構成の推移（図1）をみると、総人口は減少し続けており、平成7年の107,823人から平成27年の82,739人と25,084人少なくなっています（23.3%減）。

また、平成7年から平成27年にかけて、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向にあるものの、老年人口（65歳以上）は増加傾向にあります。

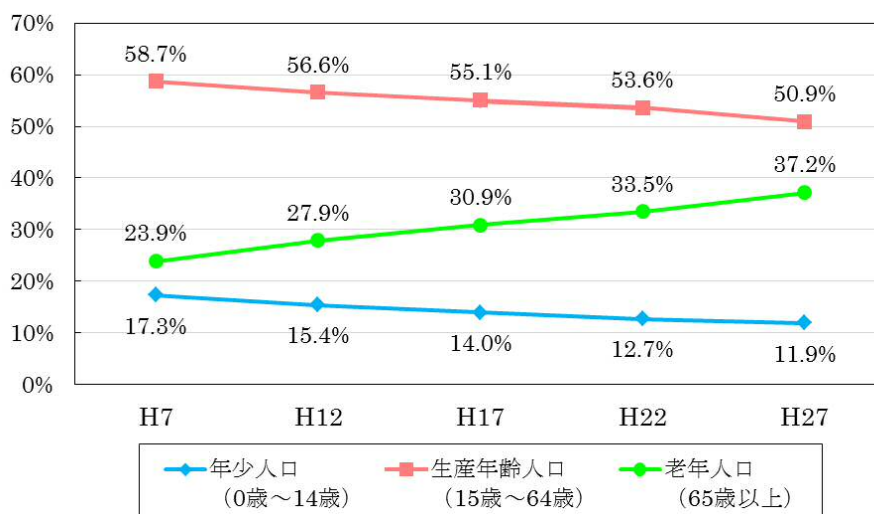
年齢3区分別人口構成比の比較（図2）をみると、年少人口割合は平成7年の17.3%から平成27年の11.9%と落ち込んでいるのに対し、老年人口割合は平成7年の23.9%から平成27年の37.2%と上昇しており、少子高齢化の進行がみられます。

図1 年齢3区分別人口構成の推移（天草市）



資料：国勢調査（年齢不詳含む）

図2 年齢3区分別人口構成比の比較（天草市）



資料：国勢調査（年齢不詳含む）

(2) 地区別の年齢3区分別人口構成

本市の年齢3区分別人口構成を地区別(表1)にみると、本渡地区が、総人口における年少人口の割合が15.0%を超えており、他の地区と比較すると子どもの占める割合が高い地区となっています。

表1 地区別(旧市町別)の年齢3区分別人口構成

(単位:人)

	本渡	牛深	有明	御所浦	倉岳	栖本
総世帯数	14,908	5,852	1,885	1,157	1,111	778
総人口	38,177	13,031	4,977	2,735	2,812	2,158
老年人口	11,158	5,597	2,228	1,267	1,232	960
生産年齢人口	21,273	6,255	2,268	1,213	1,300	979
年少人口	5,746	1,179	481	255	280	219
年少人口割合	15.1%	9.0%	9.7%	9.3%	10.0%	10.1%

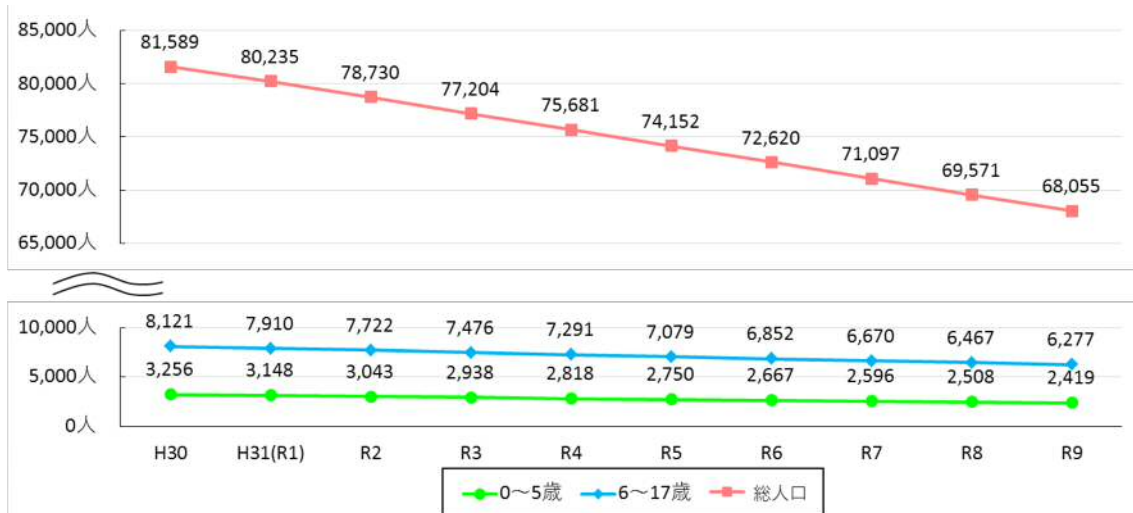
	新和	五和	天草	河浦	合計
総世帯数	1,190	3,004	1,419	1,920	33,224
総人口	3,018	8,168	3,074	4,589	82,739
老年人口	1,346	3,554	1,409	2,058	30,809
生産年齢人口	1,417	3,853	1,417	2,123	42,098
年少人口	255	761	248	408	9,832
年少人口割合	8.4%	9.3%	8.1%	8.9%	11.9%

資料:平成27年 国勢調査

(3) 18歳未満人口の将来推計

18歳未満人口の将来推計(図3)をみると減少傾向にあり、平成30年と比べると、令和9年には0~5歳の児童数が2,419人で837人減少(25.7%減)、6~17歳の児童数が6,277人で1,844人減少(22.7%減)する予測となっています。

図3 18歳未満人口の将来推計(天草市)



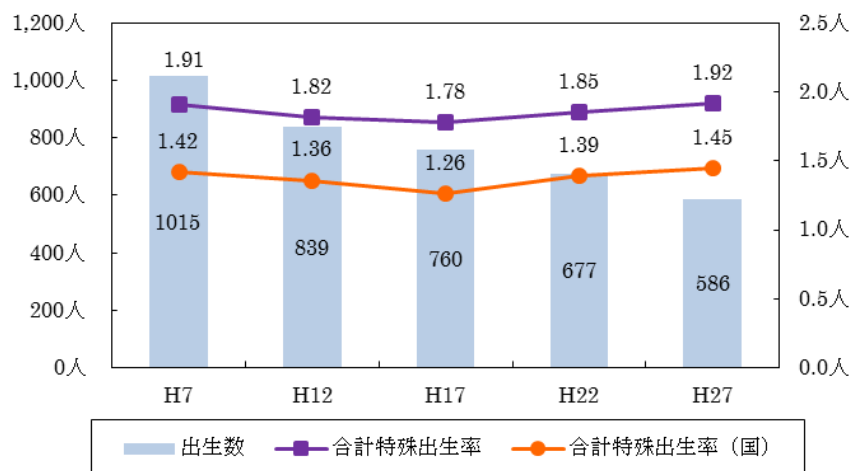
資料：住民基本台帳(コーホート法を用いて算出)
 ※平成30年、平成31年は3月31日現在の実績

(4) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移(図4)をみると、全国よりも高い水準で推移しており、平成27年では、過去20年間で最高の水準となっています。

一方、出生数は減少傾向が続いており、平成27年で過去最低の水準となっています。

図4 合計特殊出生率の推移(天草市)



※合計特殊出生率…15~49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの

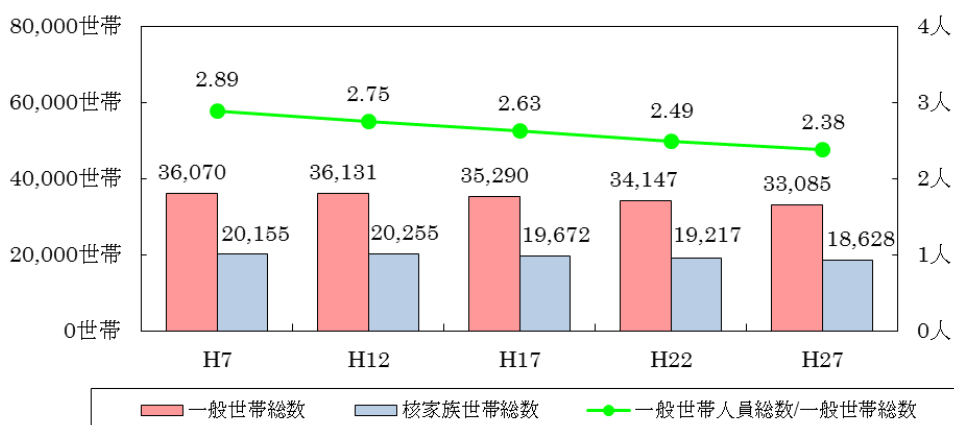
※最新(H27)の合計特殊出生率は、天草市独自の算出によるもの(出生数については、人口動態保健所統計結果を参考、女性人口については、県推計人口及び住基人口の結果。いずれもH24~H28の数値をもとに算出)

(5) 世帯の状況

世帯数の推移(図5)をみると、「一般世帯総数」は減少傾向にあり、平成7年からの20年間で2,985世帯減っています。

また、一世帯あたりの人員数が、平成7年の2.89人から平成27年では2.38人へ減少していることから、核家族化の進行がうかがえます。

図5 世帯数と一世帯あたりの一般世帯人員数の推移(天草市)

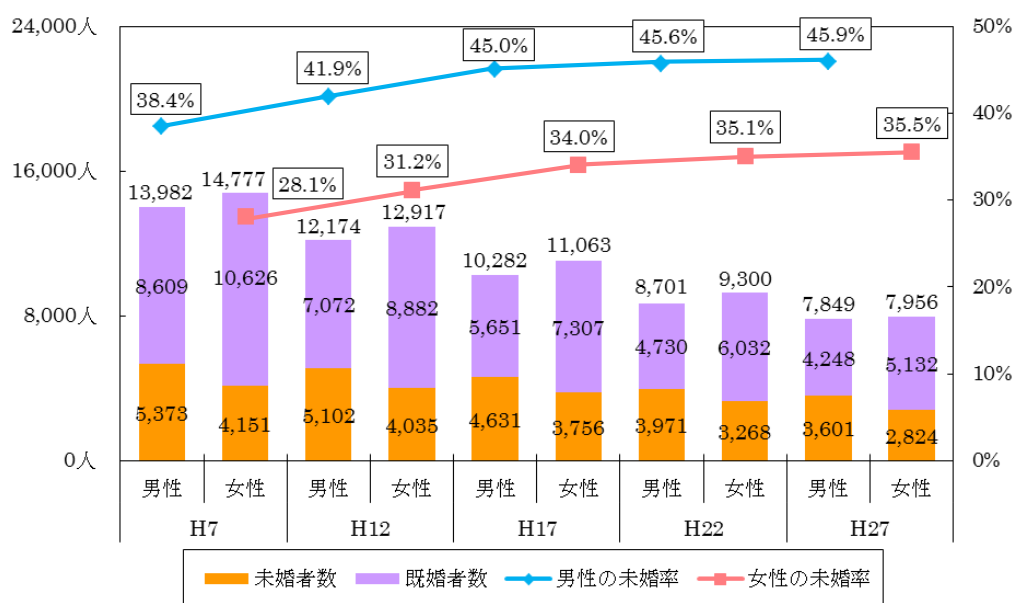


資料：国勢調査

(6) 男女別未婚率の推移

20歳から44歳までの男女別未婚率の推移(図6)をみると、男女共に増加傾向がみられ、平成7年から平成27年にかけて、男性は7.5%増、女性は7.4%増となっています。

図6 男女別未婚率の推移(20~44歳)(天草市)



資料：国勢調査

2 就業状況

(1) 就業率の推移

本市の就業率の推移（図7）をみると、各年において全国、熊本県を上回る就業率となっています。

また、男女ごとの就業率の推移（図8・9）をみると、全国、熊本県、天草市すべてのグラフで、男性は、就業率が低下傾向にあるのに対し、女性は、上昇傾向にあります。

図7 就業率の推移（20～59歳）

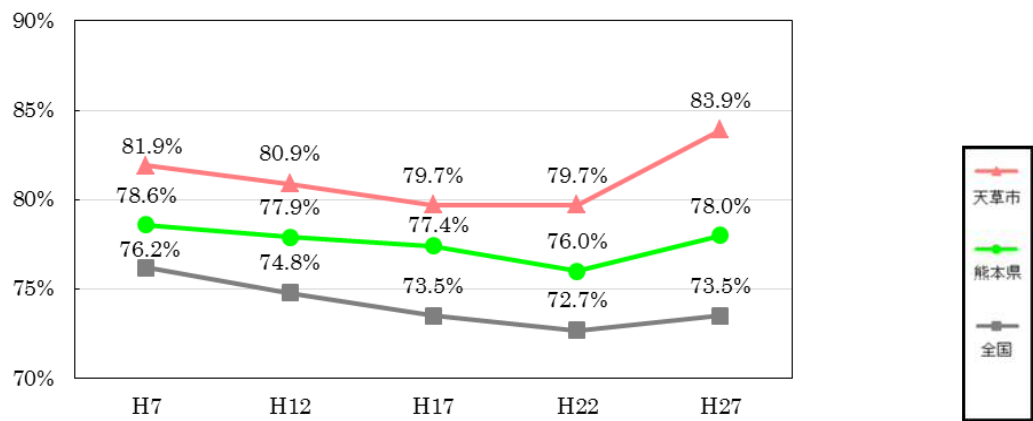


図8 女性の就業率の推移（20～59歳）

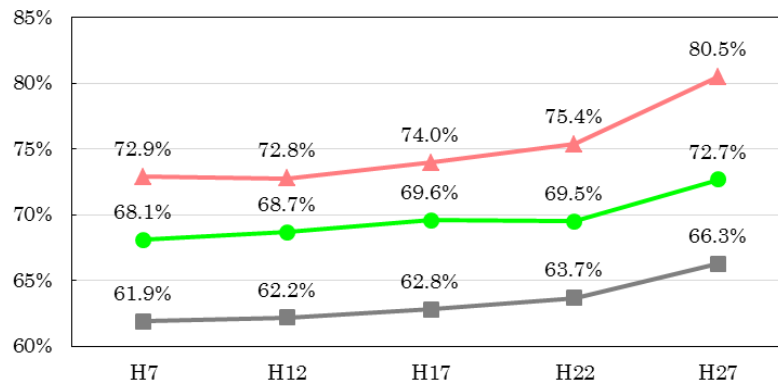
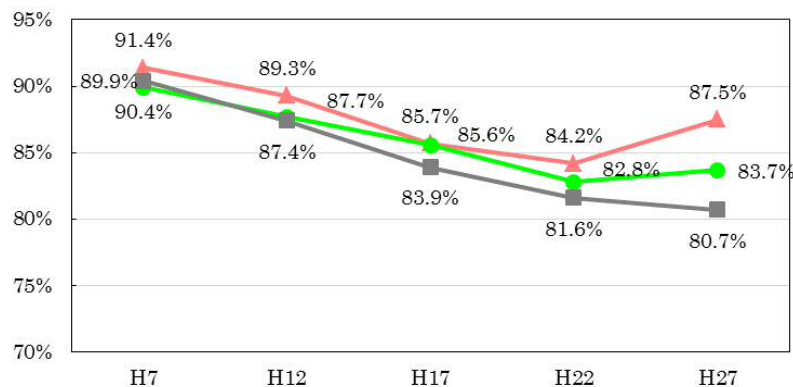


図9 男性の就業率の推移（20～59歳）



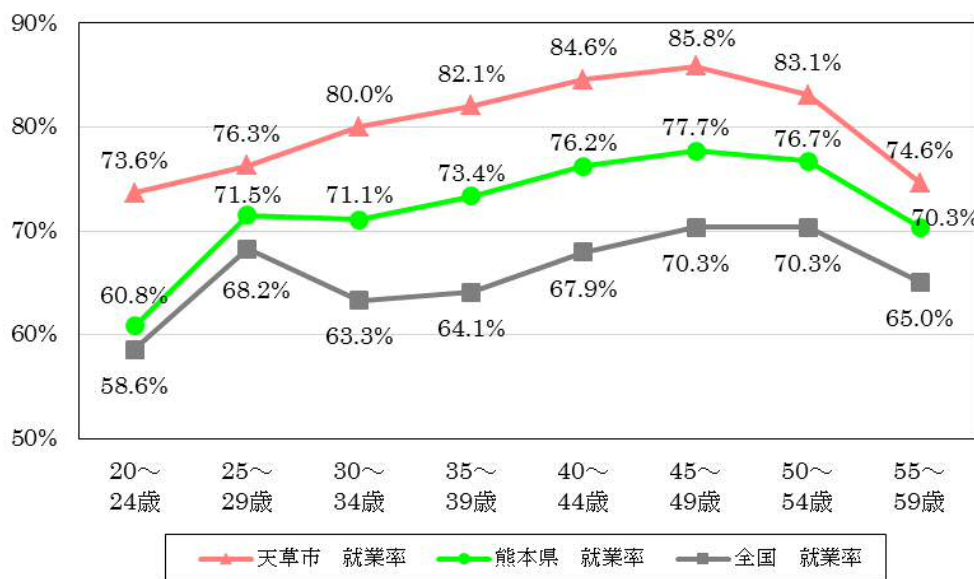
資料：国勢調査

(2) 女性の就業状況

女性の年齢別就業率（図10）をみると、全国及び熊本県では、30～34歳で低下し、45～49歳にかけて上昇しているのに対し、本市では45～49歳まで右肩上がりです。

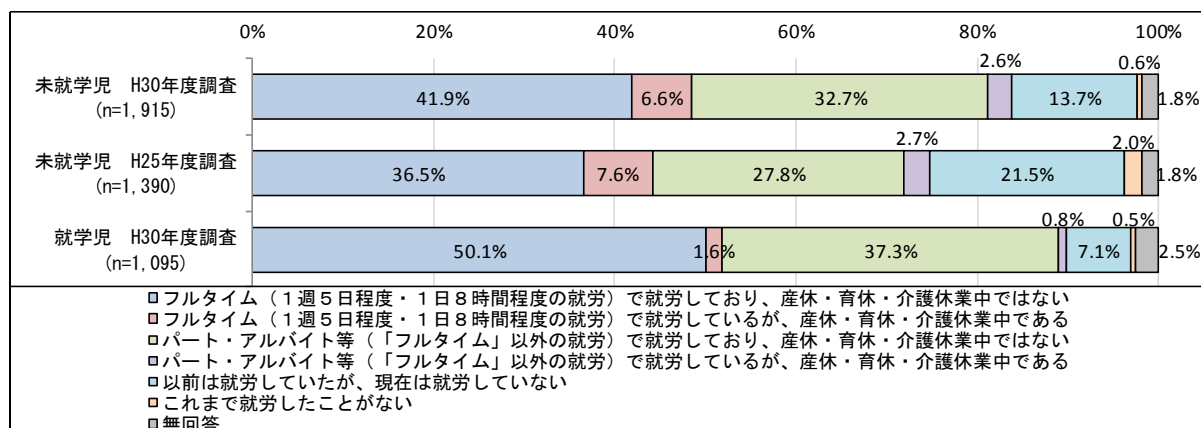
また、本市が平成31年1月に実施した未就学児童及び小学校児童（3年生まで）の保護者を対象としたアンケート調査結果（図11）をみると、未就学児童では、平成25年度の調査結果と比較して、就労している母親の割合が9.2%増加しており、未就学児童の母親の就業率も上昇している状況となっています。

図10 女性の年齢別就業率



資料：平成27年 国勢調査

図11 保護者の現在の就労状況について（母親）



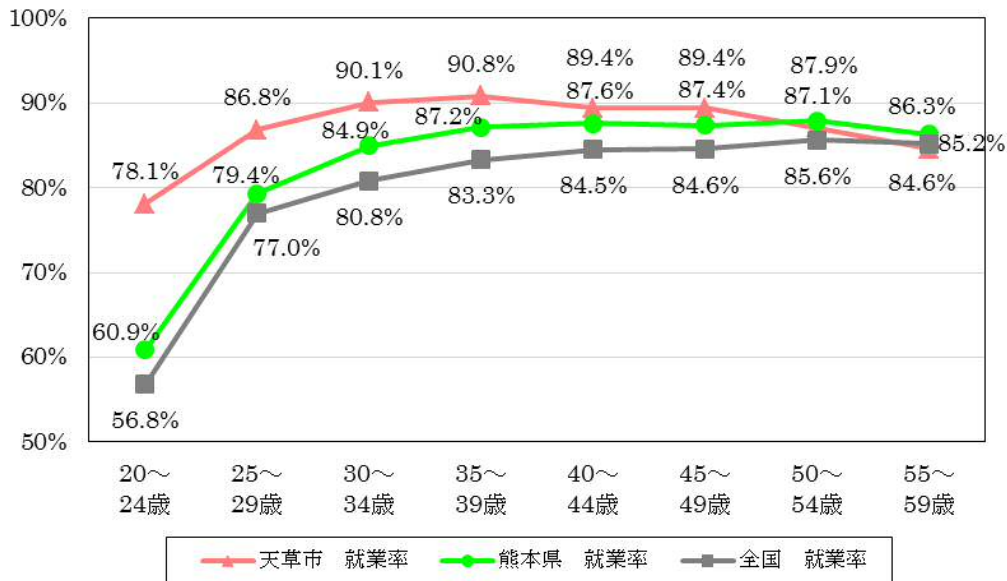
資料：アンケート調査（平成31年1月実施）

(3) 男性の就業状況

男性の年齢別就業率（図12）をみると、20～49歳では、全国や県を上回っているものの、55～59歳の年代では84.6%まで低下しています。

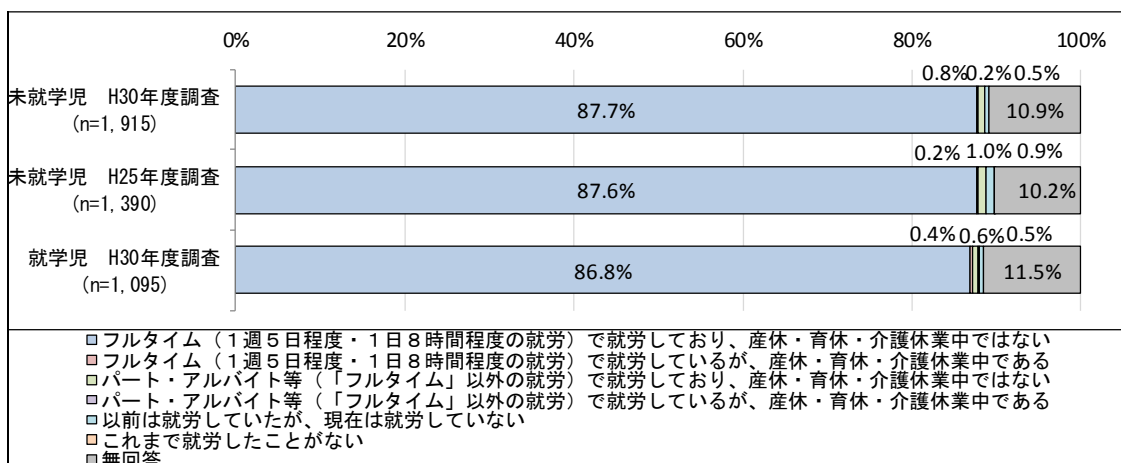
また、アンケート調査結果（図13）では、父親の就労状況は、平成25年度の調査結果とほぼ同様の結果となっており、母親の就労状況の調査結果と併せてみると、共働き世帯が増加している状況となっています。

図12 男性の年齢別就業率



資料：平成27年 国勢調査

図13 保護者の現在の就労状況について（父親）



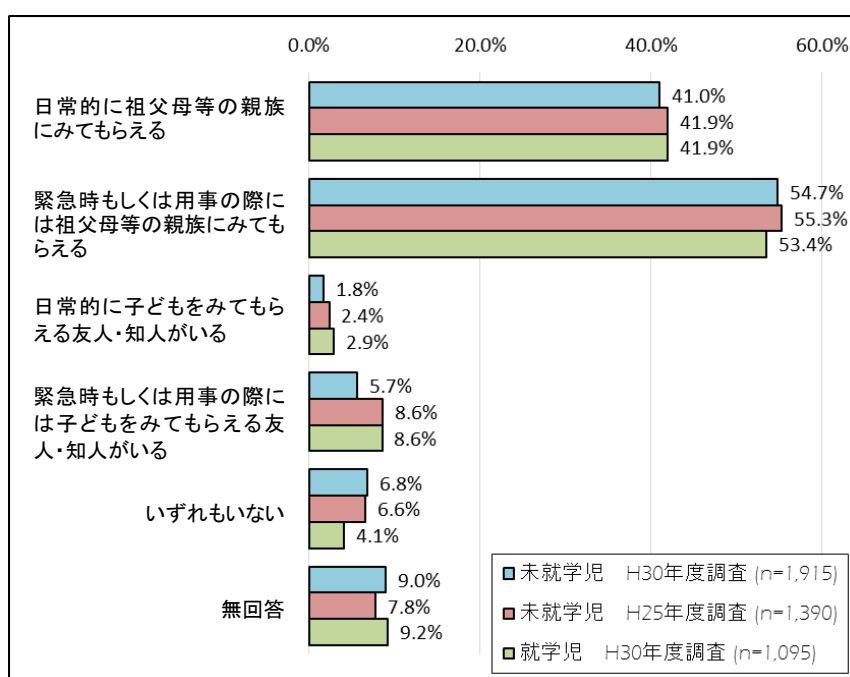
資料：アンケート調査（平成31年1月実施）

3 子育て家庭の状況

(1) 子どもの育ちをめぐる環境について

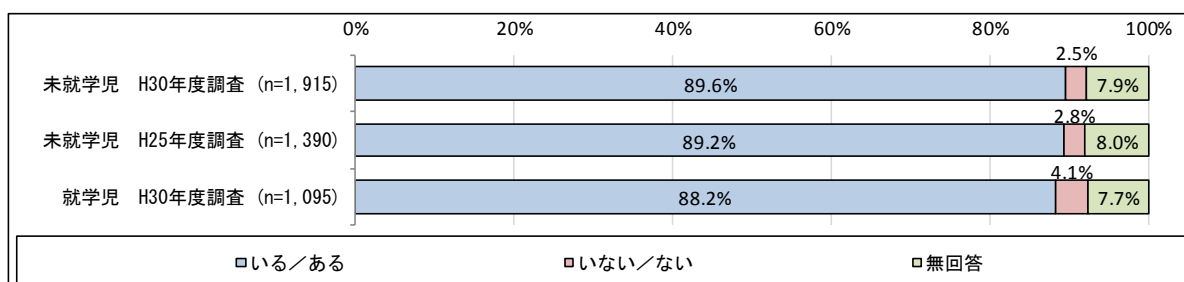
本市が平成31年1月に実施した未就学児童及び小学校児童（3年生まで）の保護者を対象としたアンケート調査における『日頃、子どもをみてもらえる親族・知人はいますか。（複数回答可）』との問いに対する回答状況（図14）では、未就学児、就学児ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」（未就学児：54.7%、就学児：53.4%）が最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」（未就学児：41.0%、就学児：41.9%）となっています。

図14 子どもをみてもらえる親族・知人について



『子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人（場所）はいます（あります）か。』との問いに対する回答状況（図15）は、未就学児で89.6%、就学児で88.2%の保護者が「いる／ある」と回答しています。

図15 子育て(教育を含む)に関して気軽に相談できる人(場所)について



資料：アンケート調査（平成31年1月実施）

(2) 子育てに関する不安や悩みについて

アンケート調査の『子育てが楽しいと感じることが多いと思いますか。それともつらいと思うことが多いと思いますか。』との問いに対する回答状況(図16)で、未就学児においては、前回調査(平成25年度)と比較して、「楽しいと感じることが多い」が1.8%減少し、「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」が2.1%増加しています。

図16 子育てが楽しいと感じるかについて

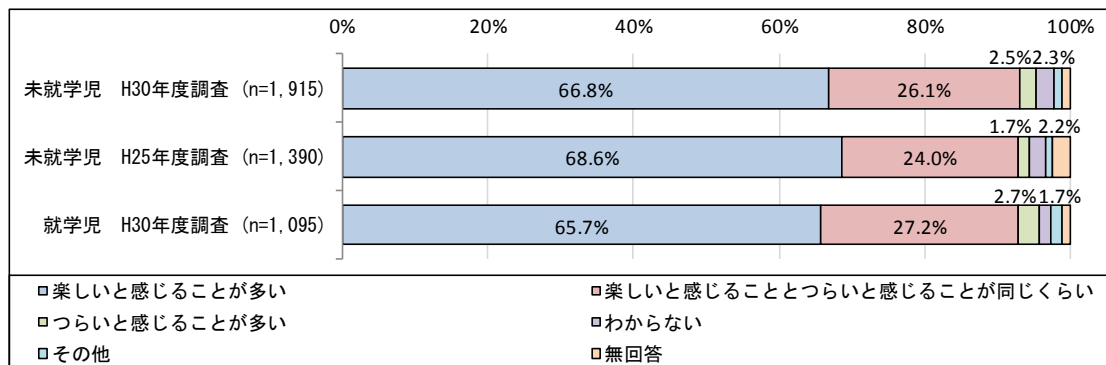
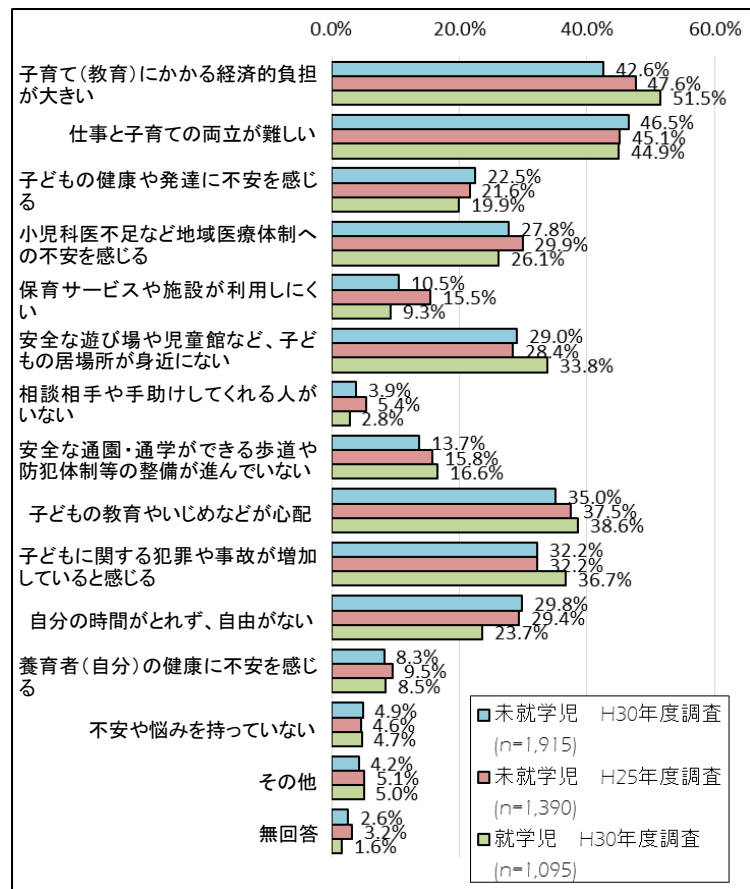


図17 子育ての不安や悩みの種類について

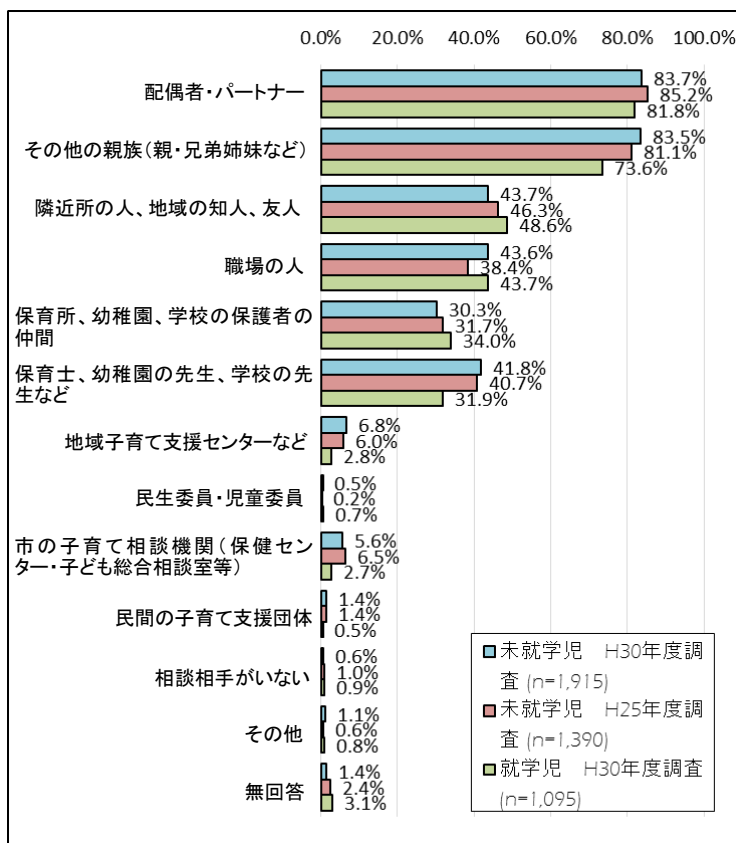
『子育てをする上でどのような不安や悩みを持っていますか。(複数回答可)』との問いに対する回答状況(図17)では、未就学児は、「仕事と子育ての両立が難しい」(46.5%)が最も高く、次いで「子育て(教育)にかかる経済的負担が大きい」(42.6%)、「子どもの教育やいじめなどが心配」(35.0%)の順となっているのに対し、就学児は、「子育て(教育)にかかる経済的負担が大きい」(51.5%)が最も高く、次いで「仕事と子育ての両立が難しい」(44.9%)、「子どもの教育やいじめなどが心配」(38.6%)の順となっています。



資料：アンケート調査(平成31年1月実施)

図18 子育てに関する悩みや不安の相談先について

『身近な地域で、子育てに関する悩みや不安をどなたに相談していますか。(複数回答可)』との問いに対する回答状況(図18)では、未就学児、就学児ともに「配偶者・パートナー」(未就学児：83.7%、就学児：81.8%)が最も高くなっており、次いで「その他の親族(親・兄弟姉妹など)」(未就学児：83.5%、就学児：73.6%)、「隣近所の人、地域の知人、友人」(未就学児：43.7%、就学児：48.6%)の順となっています。



資料：アンケート調査(平成31年1月実施)

(3) 子どもと保護者の将来への希望等について

熊本県が平成29年度に実施した子どもの生活に関する実態調査（小学校5年生及び中学校2年生の児童及びその保護者を対象）の天草市調査報告書における『あなたは、自分の将来に対して前向きな希望を持っていますか。』との問いに対する保護者の回答状況（図19）では、経済状況別にI層とII層^(※1)で差が大きい項目に着目すると、I層は「持てない」の割合がII層と比べ高くなっています。

また、『あなたは、将来の夢・希望や目標を持っていますか。』との問いに対する児童の回答状況（図20）では、経済状況別にI層とII層で差が大きい項目に着目すると、I層は「持っている」、「どちらかと言えば持っている」、「分からない」の割合が、II層と比べ高くなっています。

図19 将来に対しての前向きな希望について（保護者回答）

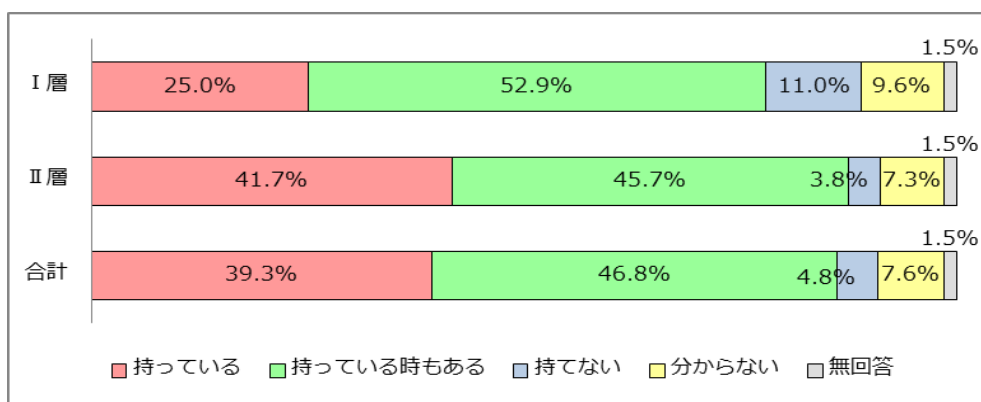
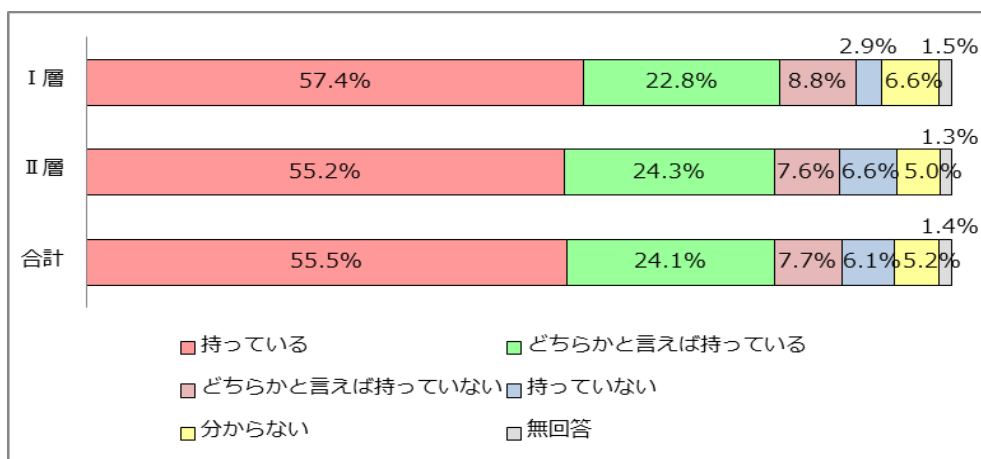


図20 将来の夢・希望・目標について（児童回答）



資料：天草市調査報告書

(※1) … I層：所得中央値の一定割合（50%が一般的。いわゆる「貧困線」）を下回る層に属する回答者
II層：所得中央値の一定割合（50%が一般的。いわゆる「貧困線」）を上回る層に属する回答者

4 第1期天草市子ども・子育て支援事業計画における取り組み

第1期天草市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：平成27年度～令和元年度）は「地域の宝（子ども）、みんなで育て支え合う宝の島 あまくさ」を基本理念とし、3つの基本方針と6つの基本目標を設定し、事業を推進してまいりました。

基本理念		『地域の宝（子ども）、みんなで育て支え合う宝の島 あまくさ』	
基本方針1		質の高い教育・保育をどこでも受けられるまちをめざします	
基本目標1		幼児期の学校教育・保育の充実	
基本 施策	1	認定こども園・保育所（園）・幼稚園の計画的整備	
	2	地域型保育事業の計画的整備	
基本目標2		地域における子育て支援の充実	
基本 施策	1	地域における子育て支援サービスの充実	
	2	経済的支援の充実	
	3	地域の子育て力向上のための支援の充実	
	4	相談・情報提供の充実	
基本方針2		子どもが心身ともに健康で、安心して暮らせるまちをめざします	
基本目標3		子どもと保護者の健康づくりの推進	
基本 施策	1	妊娠・出産の支援の充実	
	2	受診環境の充実	
	3	健康教育の推進	
基本目標4		要保護及び要支援児童等への取り組みの推進	
基本 施策	1	児童虐待及びDV防止対策の充実	
	2	ひとり親家庭等の自立支援の推進	
	3	障がい児施策の充実	
基本方針3		みんなで子育てに協力するまちをめざします	
基本目標5		職業生活と家庭生活との両立の推進	
基本 施策	1	仕事と生活の調和の実現へ向けた取り組みの推進	
基本目標6		子どもの視点に立った支援の充実	
基本 施策	1	子どもの権利保障のための取り組みの充実	
	2	子どもの居場所の充実	

基本方針 1 『質の高い教育・保育をどこでも受けられるまちをめざします』

基本目標 1 「幼児期の学校教育・保育の充実」

1 認定こども園^(※1)・保育所(園)・幼稚園の計画的整備 については、園舎の改修・建て替えなどの施設等整備を行い、保育環境の整備を図りました。(表1)

また、令和元年度から、私立保育所(園)2か所が認定こども園(表2)へ移行し施設の選択肢が増えたことや、公立保育所については、平成29年度から令和元年度にかけて9か所の民営化を行い、公立保育所での実施が困難であった各種サービス事業の実施ができたことなど、多様化する保育ニーズへの対応を進めることができました。

なお、待機児童については、定員の弾力化等により0人となっています。

表1

施設等整備 実績一覧	年度	施設数	内容
	28年度	1か所	園舎の大規模改修
	29年度	2か所	園舎の建て替え
	30年度	1か所	ブロック塀安全対策工事

表2 (認定区分については、30ページ参照)

認定こども園 幼保連携型	年度	施設数	定員数			
			地区名	1号認定	2号認定	3号認定
	令和元年度	2か所 (牛深・新和)	牛深	10名	5名	5名
			新和	15名	15名	30名

今後も、子どもが安心安全で快適な保育環境のもとで保育を受けられるよう必要な施設等の整備を図っていくとともに、多様化する保育ニーズの把握に努めていくことが重要と考えます。

2 地域型保育事業の計画的整備 については、平成27年度から、小規模保育事業所^(※2)1か所を認可し、事業を開始しています。

A型 小規模 保育所	年度	施設数	定員数			
			地区名	1号認定	2号認定	3号認定
	27年度	1か所	本渡	-	-	19名

中央部以外の区域では、少子化の影響により、今後、定員割れの施設が増えることが予想されますが、住み慣れた地域で幼児教育・保育が受けられるよう、地域型保育事業への移行も含めた検討を行っていく必要があります。

(※1) … 幼児教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所(園)の両方の機能をあわせ持つ施設。

(※2) … 主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下の保育を行う施設。

基本目標2 「地域における子育て支援の充実」

1 地域における子育て支援サービスの充実については、地域における子育て支援策として、一時預かり事業^(※3)や延長保育事業^(※4)、病児・病後児保育事業^(※5)など各種事業の実施に取り組みました。病児・病後児保育事業においては、3か所の実施施設を新設し支援の充実を図りました。

(単位：か所)

事業名	項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度(見込)
一時預かり事業	施設数	46	45	45	45	40
延長保育事業	施設数	34	38	44	46	41
病児・病後児保育事業	施設数	0	0	1	2	3

今後も、多様化する保育ニーズに対応するため、各種事業の充実を図っていく必要があります。

2 経済的支援の充実については、子育て世帯の経済的負担の軽減を目的に、児童手当の支給や子ども医療費助成事業などの実施に取り組みました。子ども医療費助成事業においては、平成31年4月から、助成対象者を、これまでの15歳までから18歳までに拡大し経済的支援の充実を図りました。

また、保育料においては、多子世帯への支援を拡充し、平成30年度から3号認定(0~2歳)に加えて、1・2号認定(3~5歳)の3子目以降の保育料を、世帯の市民税所得割額に関わらず無料としました。

(単位：件)

事業名	項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度(見込)
子ども医療費助成事業	延べ件数	157,423	153,729	150,428	140,196	155,902

子ども医療費助成事業の延べ件数は少子化の影響で減少していますが、子育て世帯の経済的負担の軽減において重要な事業となっています。

今後も、子育て世帯が安心して子育てできるよう継続して支援の充実を図っていく必要があります。

3 地域の子育て力向上のための支援の充実については、ブックスタート事業^(※6)や家庭教育学習支援事業^(※7)などを行い、家庭や地域における子育て力の向上を図りました。

(単位：回)

事業名	項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度(見込)
ブックスタート事業	実施回数	48	48	48	36	36
家庭教育学習支援事業	実施回数	128	175	193	201	200

今後も、親子や地域住民と子どもとの関係性が深まるよう事業の充実を図っていく必要があります。

4 相談・情報提供の充実については、子ども総合相談事業^(※8)や教育相談事業^(※9)などの実施に取り組みました。子ども総合相談事業においては、子どもの健やかな成長のために、子育てに対して不安や悩みを抱え込んでいる保護者や家族に対して相談・支援を行うとともに、子育てに関する社会資源や利用できるサービス等の情報提供に取り組みました。

(単位：人)

事業名	項目	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度 (見込)
子ども総合相談事業	相談実人員	268	238	231	237	250

今後は、すべての子どもとその家庭及び妊産婦に対し、一体的に相談に応じ、必要な情報を提供しながら支援につなげることが必要です。

- (※3) … 就労形態の多様化による一時的な保育のニーズ、専業主婦家庭などの育児疲れの解消、緊急時の保育などに対応するため、未就園児を一時的に保育所などで預かる事業。
- (※4) … 保護者の就労形態の多様化による延長保育の需要に対応するため、保育所の11時間の開所時間の前後で、さらに30分以上、保育所の開所時間を延長して保育を行う事業。
- (※5) … 子どもが病気の際に、保護者が仕事などの理由により自宅での保育が難しい場合に、病院・保育所などに付設された専用スペースなどで一時的に保育する事業。
- (※6) … 乳幼児期の早い時期から読み聞かせを体験し、家庭での親子のふれあいにつなげるため、ボランティアによる絵本の読み聞かせを行う事業。
- (※7) … 就学時健診や3歳児・5歳児健診、PTA行事の際に子育て講座を開催し、保護者の家庭教育について見直す機会をもっていただくことで、家庭の教育力向上を図る事業。
- (※8) … 子どもが健やかに成長し、家庭や地域で楽しく子育てができるように、保健師や保育士、心理士などが専門的に相談支援を行う事業。
- (※9) … 相談者の悩み、不安、ストレスや問題点等について、相談内容にあった専門の相談員が学校や幼稚園を訪問し、カウンセリングや助言指導及び情報提供などを行う事業。

基本方針2『子どもが心身ともに健康で、安心して暮らせるまちをめざします』

基本目標3「子どもと保護者の健康づくりの推進」

1 妊娠・出産の支援の充実については、妊娠出産期の健康管理や心身の負担軽減のため新規事業を実施し、安心して子どもを産むことができるよう支援の充実を図りました。

また、平成29年度には、県や市内の産科医院との調整を行い、市内の産科医院2施設が助産施設の認可を受けたことで、市内で助産支援を受けることができるようになりました。

(新規事業)

(単位：人、回)

事業名	項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度(見込)
早産予防事業 (歯科健診)	受診者数	-	-	192	263	269
〃(膣分泌物細菌検査)	受診者数	-	-	460	435	464
新生児検査助成 (聴覚検査)	助成人数	-	175	455	468	440
〃(先天性代謝異常等検査)	助成人数	-	171	455	459	440
〃(ライソゾーム検査)	助成人数	-	172	447	454	440
産後ケア事業	利用者数	-	-	-	54	90
産婦健康診査事業	受診者数	-	-	-	548	900
産前産後サポート事業 (マタニティカフェ)	利用者数	-	-	-	29	80
〃(マタニティサークル)	利用者数	-	-	-	32	88
〃(ファミリーカフェ)	利用者数	-	-	-	172	476
〃(訪問等相談)	利用者数	-	-	-	31	86
特定不妊治療費助成	申請者数	35	34	34	42	45
一般不妊治療費助成	申請者数	-	14	20	16	20
妊産婦日常生活支援事業	派遣回数	-	36	102	149	605

これらの新規事業の実施により、妊娠期から出産、育児に関する支援体制は整ってきましたが、今後は、それぞれの妊産婦の実情を把握し、必要に応じた支援プランを策定するなど、子育て支援と一体となった総合的な支援をしていく必要があります。

2 受診環境の充実については、乳幼児の健康診査を3・4か月、7・8ヶ月、1歳6か月、3歳児、5歳児において実施しました。

受診状況は、受診率が90%台後半となっており、保護者は子どもの健康に対する意識が高い状態です。

(単位：人、%)

事業名		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度 (見込)
3・4か月	対象者(人)	560	486	509	478	449
	受診者(人)	560	483	507	471	443
	受診率(%)	100.0	99.4	99.6	98.5	98.7
7・8か月	対象者(人)	590	519	505	506	507
	受診者(人)	585	516	493	500	501
	受診率(%)	99.2	99.4	97.6	98.8	98.8
1歳6か月	対象者(人)	592	610	519	512	505
	受診者(人)	575	596	499	494	488
	受診率(%)	97.1	97.7	96.1	96.5	96.6
3歳児	対象者(人)	610	619	583	593	603
	受診者(人)	599	599	561	578	588
	受診率(%)	98.2	96.8	96.2	97.5	97.5
5歳児	対象者(人)	655	612	602	605	608
	受診者(人)	640	593	593	596	599
	受診率(%)	97.7	96.9	98.5	98.5	98.5

乳幼児健康診査は、子どもの成長を保護者が確認する重要な機会であるとともに、貴重な相談の場でもあり、また、支援につなぐ場でもあることから、乳幼児健康診査の対象年齢についても見直しを検討していく必要があります。

3 健康教育の推進については、育児学級や定期健康相談等の場を活用し、健康教育に取り組んできました。参加(利用)者数については、少子化の影響で減少傾向にあります。健康教育の一環として開催している健康フェスタの参加者数は、年々増加している状況です。

(単位：人)

事業名	項目	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度 (見込)
育児学級	参加者数	183	142	132	131	130
定期健康相談	利用者数	798	535	440	443	440
健康フェスタ	参加者数	787	600	861	986	990

育児等に関する情報については、インターネットやSNS等により簡単に入手できますが、具体的な対処方法を身近に教えてくれる人がいない保護者も多く、今後は、地域の子育て支援者との交流などにより、子育てについて学ぶ機会を増やしていく必要があります。

基本目標4 「要保護及び要支援児童等への取り組みの推進」

1 児童虐待及びDV防止対策の充実については、女性相談事業^(※10)の実施や天草市要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会（地域協議会）^(※11)の運営により、子どもとその家庭の相談を総合的に受け付け対応しました。

また、関係機関との連携により、要保護・要支援児童の早期発見・早期対応につなげるため、課題に特化した支援体制の強化に努めるとともに、困ったときの相談窓口としてのサービス充実を図りました。

（単位：件、回）

事業名	項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度（見込）
女性相談事業	相談件数	328	332	270	312	300
天草市要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会	実施回数	代表者会議 2回	代表者会議 2回	代表者会議 2回	代表者会議 2回	代表者会議 2回
		実務者会議 2回	実務者会議 2回	実務者会議 2回	実務者会議 2回	実務者会議 2回
		各部会 計45回	各部会 計42回	各部会 計45回	各部会 計48回	各部会 計48回
		ケース検討会 99回	ケース検討会 79回	ケース検討会 91回	ケース検討会 156回	ケース検討会 120回

今後は、一般的な子育てに関する相談から養育の困難さに関する相談、児童虐待等に関する相談、DV等女性相談、妊娠期から子どもの自立に至るまでの子ども家庭等に関する相談などへの対応及び支援や助言等を継続的に行っていく必要があります。

2 ひとり親家庭等の自立支援の推進については、母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業^(※12)やひとり親家庭等日常生活支援事業^(※13)などを実施し、ひとり親家庭等の就労支援や生活安定のための事業を推進しました。

ひとり親家庭等日常生活支援事業においては、本事業の利用により生活の安定が図られた家庭も見られ、平成30年度からはヘルパー派遣回数が減少しています。

（単位：回）

事業名	項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度（見込）
ひとり親家庭等日常生活支援事業	派遣回数（ヘルパー）	98	300	335	106	121

今後もひとり親家庭等のさらなる生活安定のため、事業内容の拡充と制度の周知に努めていく必要があります。

3 障がい児施策の充実については、障がい児をもつ家庭への各種手当支給事業^(※14)や障がい児への福祉サービス事業^(※15)などを実施し、障がい児をもつ家庭の日常生活の安定や精神的・経済的負担の軽減と障がいのある子どもの日常的な生活の支援を行いました。

(単位：千円)

事業名	項目	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度 (見込)
障がい児をもつ家庭への各種手当支給事業	支出額	292,901	278,462	276,384	264,310	270,816
障がい児への福祉サービス事業	支出額	120,957	116,654	158,695	146,446	173,682

今後も、障がい児の発育を促すための日常生活支援と福祉サービスの充実、障がい児をもつ家庭の生活の安定・経済的負担の軽減等、事業のさらなる充実を図っていく必要があります。

(※10) …離婚や配偶者等からの暴力など、女性に関する様々な心配ごとの相談に女性相談員が窓口となって対応する事業。

(※11) …要保護児童の適切な保護支援や、配偶者からの暴力の防止を図るため、要保護児童への支援内容やDV防止対策について協議する組織。

(※12) …児童扶養手当受給水準のひとり親家庭の保護者について、看護師や介護福祉士などの資格取得にかかる修業期間中の生活の負担軽減を図るため、給付金を支給する事業。

(※13) …ひとり親が一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合、ヘルパーを派遣するなど、ひとり親家庭の生活の安定を図る事業。

(※14) …障がいの種類や程度に応じた手当支給事業で、特別児童扶養手当支給事業、特別障がい者手当等支給事業、在宅障がい者介護者手当支給事業、重度心身障がい者医療費助成事業など。

(※15) …障がい児の日常的な生活の支援を行う事業で、放課後等児童デイサービス事業、児童発達支援事業、日中一時支援事業、移動支援事業、補装具給付事業、障がい児(者)活動補助金、日常生活用具給付等事業、重度心身障がい者住宅改造助成事業など。

基本方針3『みんなで子育てに協力するまちをめざします』

基本目標5 「職業生活と家庭生活との両立の推進」

1 仕事と生活の調和の実現へ向けた取り組みの推進については、男女共同参画の意識づくりや性別役割分担意識の解消及びワークライフバランスの推進のため、ステップアップセミナーや法人会等との共催によるセミナーなどを実施しました。

(単位：回)

事業名	項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度(見込)
男女共同参画の推進(セミナー等)	開催回数	4	5	5	5	5
ワークライフバランスの推進(セミナー等)	開催回数	1	2	2	2	2

今後も継続して、男女共同参画やワークライフバランスの重要性を周知していき、仕事と子育てを両立するための環境づくりに努めていく必要があります。

基本目標6 「子どもの視点に立った支援の充実」

1 子どもの権利保障のための取り組みの充実については、小中学校での人権教育や命の教育の推進により、子どもたちがお互いの人権や命の大切さについて正しく理解するための教育や指導を行いました。

(単位：校)

事業名	項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度(見込)
人権教育・命の教育	実施校数	35	35	34	30	30

人権教育の推進については、県が進めている人権教育の取り組み方針に基づき、「人権尊重の精神に立った学級づくり」をめざして、重点努力事項を確実に実施していく必要があります。

2 子どもの居場所の充実については、放課後児童健全育成事業^(※16)や子どもデイサービス事業^(※17)、児童館活動事業^(※18)等により、児童の健全育成と放課後や長期休暇における子どもたちの居場所の充実に努めました。

(単位：人、か所)

事業名	項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度(見込)
放課後児童健全育成事業	実施施設数	16	18	18	19	18
子どもデイサービス事業	実施施設数	5	4	4	5	6

今後も、子どもたちの安全・安心な居場所のさらなる充実を図る必要があります。

- (※16) …保護者が就労等のため昼間家庭にいない小学校児童を対象として、放課後や長期休業中などに保育施設等で預かり、児童の健全育成を図る事業。
- (※17) …放課後児童クラブ未実施の地域において、保護者が就労等のため昼間家庭にいない小学校児童を対象として、放課後や長期休業中などに預かり、児童の健全育成を図る事業。
- (※18) …児童の健全な遊び・健康の増進のため、児童館に児童厚生員を配置し、児童が安心して遊ぶことのできる居場所づくりを行う事業。



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

「生き生きと暮らせ共に支え合うまちづくり」

子どもは、私たちにとってかけがえのない「宝」です。

子どもたちは、私たちの未来であり、希望です。子どもを育てることは、社会（地域）にとっても大きな喜びでもあります。

そのような考え（理念）のもと、本市においては、本計画の前進にあたる「第1期天草市子ども・子育て支援事業計画」において、「地域の宝（子ども）、みんなで育て支え合う宝の島 あまくさ」をめざし様々な取り組みを進めてきました。

しかし、子どもたちと子育てを取り巻く環境は今、大きな問題を抱えています。

子どものいじめや不登校等の問題、変化する社会情勢の中での子育てに、不安や苛立ち、孤立感を感じている保護者も少なくありません。

そのような現状を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を持つことを前提としたうえで、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援が重要となります。

子育てを保護者だけで担うのではなく、子育てに関わっているすべての人や、社会全体で子ども・子育てに関心と理解を深め、子育てを支援していく体制づくりが必要です。

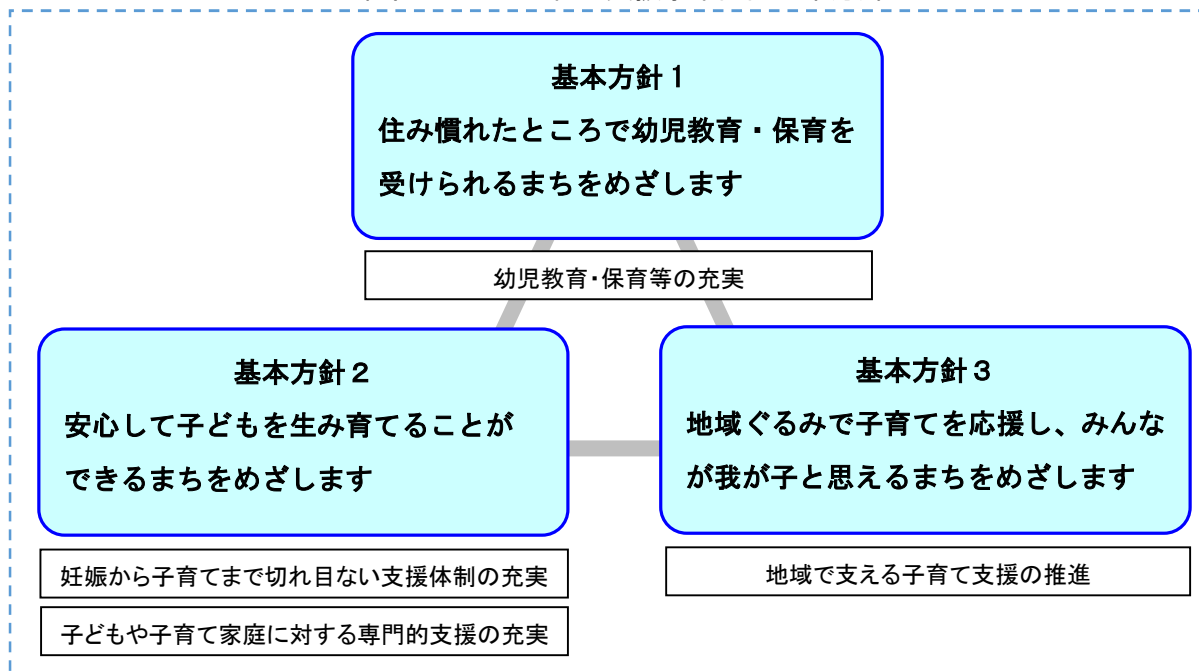
保護者の子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることで、保護者も自己肯定感を持ちながら、愛情あふれる子育てが次世代に承継されるよう取り組みを進めていきます。

天草市では、子どもとその保護者を市民全体で支えていくことを通じて、誰もが安心して、子どもを生き育てることができ、すべての子どもが健やかに成長することができるよう「生き生きと暮らせ共に支え合うまちづくり」を基本理念とし、その実現に取り組んでいきます。

2 基本方針

天草市では、前項に掲げる基本理念を実現するために、以下の3つの基本方針を定めます。

＜本市の子ども子育て支援事業計画基本方針＞



基本方針1 住み慣れたところで幼児教育・保育を受けられるまちをめざします

核家族化の進行や共働き世帯の増加等により子育て家庭の幼児教育・保育に対するニーズは多様化しています。

また、人口減少地域における保育所等の在り方は、住み慣れたところで子育てをするためには重要な要素となっています。

このようなことから、地域で求められているニーズに沿った教育・保育の提供体制の確保と、これまで取り組んできた延長保育事業や病児・病後児保育事業、子育て支援拠点事業などの子育て支援サービスの充実に努め、住み慣れたところで安心して子育てができる環境づくりをめざします。

さらに、老朽化した子育て関連施設のうち必要性が高いものは、補助事業等を活用し施設整備を図ります。

基本方針2 安心して子どもを生み育てることができるまちをめざします

子どもと保護者の健康と安心して暮らせる環境は、子どもの健やかな成長にとって欠かせない要素です。

しかし、少子化や核家族化、共働き世帯の増加など、変化する社会情勢の中で、子どもを取り巻く環境も大きく変化し、保護者の子育てに対する負担感や不安感が大きくなっています。

そのため、妊娠・出産期から子育て期にわたる総合的な支援や相談対応をワンストップで行うことができる、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を開設します。

また、ひとり親家庭や障がいがある子どもを持つ家庭、貧困の状態にある子どもなどに対し、専門的な支援を行うとともに、すべての子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、心身ともに健やかな成長へつながるよう、子育て世代の課題解決に向けた取り組みを総合的に推進していきます。

基本方針3 地域ぐるみで子育てを応援し、みんなが我が子と思えるまちをめざします

かつての子育ては、家庭の中での子育てだけでなく、困ったときには地域が見守り、手を差し伸べてくれていました。しかし、近年の社会情勢の変化や、家族形態の変化等により、子育ては個々の家庭が担うもの、その責任も家庭が担うものといったように、子育てのすべてを家庭に委ねてきた面があります。

子どもは、地域の「宝」です。子どもは地域社会の中で見守られ、健やかに育っていくことが大切です。

これからは、子育てを家庭だけに任せるのではなく、地域住民、社会福祉事業者（社会福祉法人、NPO 法人等）、民間企業、行政など、多くの市民が関わりながら、社会全体で支えていく取り組みを進めていきます。

3 取り組みの体系

基本理念

基本方針

基本目標・基本施策

「生き生きと暮らせ共に支え合うまちづくり」

住み慣れたところで
幼児教育・保育を受けられる
まちをめざします

基本目標1 幼児教育・保育等の充実

- 1-1 教育・保育の提供体制の確保方策
- 1-2 地域の実情に応じた地域型保育の実施
- 1-3 地域における子育て支援サービスの充実

安心して子どもを
生み育てることが
できる
まちをめざします

基本目標2 妊娠から子育てまで切れ目ない支援体制の充実

- 2-1 相談体制・情報提供の充実
- 2-2 妊娠・出産の支援の充実
- 2-3 すべての子どもと子育て家庭への支援の充実

基本目標3 子どもや子育て家庭に対する専門的支援の充実

- 3-1 児童虐待及びDV防止対策の充実
- 3-2 ひとり親家庭等並びに生活困窮家庭への支援の推進
- 3-3 療育体制の充実

地域ぐるみで子育てを
応援し、
みんなが我が子と思える
まちをめざします

基本目標4 地域で支える子育て支援の推進

- 4-1 地域の子育て力向上のための支援の充実
- 4-2 子どもの居場所の充実

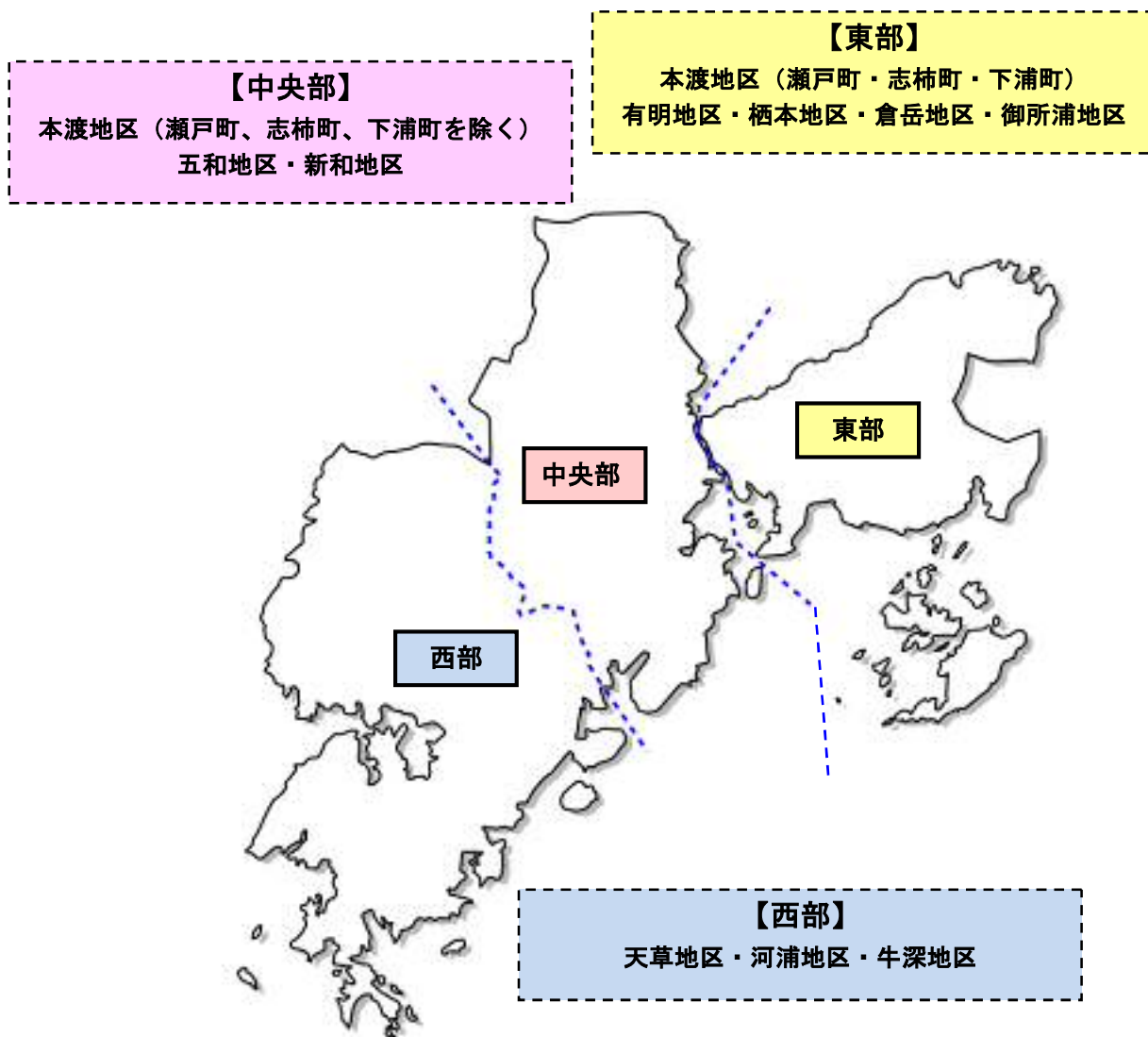
第4章 施策の展開

1 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画においては、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を設定することとされています。

天草市では、広範な市域で地域の実情も異なることを踏まえ、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の放課後児童健全育成事業については3区域、地域子ども・子育て支援事業（放課後児童健全育成事業を除く）を1区域に設定します。



(2) 区域設定についての補足

区域と事業計画について

●「量の見込み」と「確保方策」を区域ごとに設定し、事業計画に記載。

・「量の見込み」とは・・・計画期間内の各年度において、事業ごとに需要(潜在ニーズ含む)がどのくらいあるのかを利用希望把握調査(アンケート調査)の結果等により推計した値。

・「確保方策」とは・・・ 計画期間内の各年度の量の見込みに対応する提供体制の確保内容。

○各年度の児童の認定区分ごとの「教育・保育」の「量の見込み」(需要)に対しての「確保方策」(「いつ」・「どの施設・事業で」・「どのくらいの」提供を行っていくのか)を記載。

○「地域子ども・子育て支援事業」についても同様に、各事業の計画を記載。

区域ごとの事業計画のイメージ

●事業計画のイメージは以下のとおり。

■「教育・保育提供区域」別、「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」のイメージ

		1年目			2年目			...	
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	...	
教育・保育事業必要量の見込み		300人	200人	400人	300人	250人	350人		
確保の内容	施設型 保育事業	認定こども園						⇒計画期間の5年間について、同様に量の見込みと確保内容を検討	
		幼稚園							
		保育所							
	地域型 保育事業	小規模保育							
		家庭的保育							
	居宅訪問型保育								
	事業所内保育								

各認定区分に対して対応する事業の量の確保内容を記載

子どもを、各認定区分に振り分けて、年度ごとの「量の見込み」を算出

- 【1号】=3~5歳で、教育のみを必要とする子ども
- 【2号】=3~5歳で、(教育と)保育を必要とする子ども
- 【3号】=0~2歳で、保育を必要とする子ども

2 教育・保育提供区域別の状況

(1) 保育所（園）等の利用児童数状況

現在、本市には保育所（園）が49か所（うち、休止3か所）、認定こども園が2か所、小規模保育事業所が1か所あります。

保育所（園）の利用児童数の合計をみると、平成27年度の2,717人から、令和元年度には2,344人と373人減少しています。区域別にみても、すべての区域で利用児童数は減少しており、今後も少子化の進行により減少していくことが予想されます。

なお、令和元年度には、保育所（園）からの移行により、本市で初めての認定こども園が2か所設立されています。

<保育所（園）の利用児童数状況>

（単位：か所、人）

区域	項目	令和元 年度 定員	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度
東部	施設数	11	12	12	12	12	11
	児童数	440	523	519	489	467	444
中央部	施設数	24	26	26	26	26	24
	児童数	1,500	1,701	1,705	1,656	1,597	1,542
西部	施設数	11	16	15	14	14	11
	児童数	390	493	501	467	410	358
3 区域 合計	施設数	46	54	53	52	52	46
	児童数	2,330	2,717	2,725	2,612	2,474	2,344

各年5月1日現在

※令和元年度からの休止施設3か所を除く

＜認定こども園の利用児童数状況＞

(単位：人)

区域	施設数	認定区分	令和元年度定員	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
西部	1か所	1号	10	-	-	-	-	6
		2・3号	10	-	-	-	-	22
中央部	1か所	1号	15	-	-	-	-	1
		2・3号	45	-	-	-	-	56
2区域合計			80	-	-	-	-	85

各年5月1日現在

＜小規模保育事業所の利用児童数状況＞

(単位：人)

区域	施設数	令和元年度定員	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
中央部	1か所	19	16	13	13	10	4
計		19	16	13	13	10	4

各年5月1日現在

(2) 幼稚園の利用児童数状況

現在、本市には、幼稚園が6か所あります。

利用児童数の合計をみると、平成27年度の221人から年々減少し、令和元年度では175人となっており、定員数325人に対しても大きく下回っています。

＜幼稚園の利用児童数状況＞

(単位：人)

区域	施設数	令和元年度定員	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
東部	1か所	15	16	11	11	13	14
中央部	4か所	295	194	171	172	175	152
西部	1か所	15	11	9	13	6	9
3区域合計		325	221	191	196	194	175

各年5月1日現在

(3) その他施設の利用児童数状況

その他施設として、現在、本市には、企業主導型保育施設が1か所、認可外保育施設が1か所あります。

<企業主導型保育施設の利用児童数状況>

(単位：人)

区域	施設数	区分	令和元 年度 定員	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度
中央部	1か所	従業員 枠	41	-	-	3	12	10
		地域枠	39	-	-	6	32	39
計			80	-	-	9	44	49

各年5月1日現在

<認可外保育施設の利用児童数状況>

(単位：人)

区域	施設数	令和元 年度 定員	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度
東部	1か所	25	11	14	11	13	21
計		25	11	14	11	13	21

各年5月1日現在

(4) 小学校の児童数状況

現在、本市には17校の小学校があります。児童数については、減少傾向にあり、令和元年度では、3,739人となっています。

＜小学校の児童数状況＞

(単位：人)

区域	地区	学校名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
東部	有明	有明小学校	-	-	-	178	180	
		(大楠小学校)	56	59	52			
		(浦和小学校)	90	85	78			
		(島子小学校)	44	46	51			
	御所浦	御所浦小学校	104	94	89	75	73	
	倉岳	倉岳小学校	140	134	119	106	100	
	本渡	栖本	栖本小学校	95	94	85	76	75
		本渡東小学校		61	69	76	256	250
			(志柿小学校)	31	32	26		
	(瀬戸小学校)	170	162	160				
中央部	本渡	本渡南小学校	535	548	547	518	493	
		本渡北小学校	739	768	767	765	768	
		亀川小学校	368	394	408	388	401	
		楠浦小学校	153	146	145	137	128	
		本町小学校	81	83	78	72	77	
		佐伊津小学校	166	161	147	140	148	
	新和	新和小学校	110	103	110	101	105	
	五和	五和小学校	321	309	284	292	300	
西部	牛深	牛深小学校	359	351	333	318	294	
		牛深東小学校	-	-				
		(深海小学校)	40	39	131	137	124	
	(久玉小学校)	121	108					
	天草	天草小学校	104	91	80	77	70	
河浦	河浦小学校	172	169	161	152	153		
3区域合計			4,060	4,045	3,927	3,788	3,739	

各年5月1日現在

(5) 中学校の生徒数状況

現在、本市には13校の中学校があります。生徒数については、減少傾向にあり、令和元年度では、1,961人となっています。

<中学校の生徒数状況>

(単位：人)

区域	地区	学校名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
東部	有明	有明中学校	140	125	120	102	86
	御所浦	御所浦中学校	86	72	58	57	54
	倉岳	倉岳中学校	78	68	66	63	69
	栖本	栖本中学校	71	63	63	50	52
	本渡	本渡東中学校	132	128	122	123	127
中央部	本渡	本渡中学校	787	772	764	751	722
		稜南中学校	247	242	248	280	273
	新和	新和中学校	63	61	57	66	57
	五和	五和中学校	209	201	203	167	143
西部	牛深	牛深中学校	216	191	175	164	176
		牛深東中学校	96	96	89	78	75
	天草	天草中学校	78	79	73	64	51
	河浦	河浦中学校	94	98	101	91	76
計			2,297	2,196	2,139	2,056	1,961

各年5月1日現在

3 具体的施策の展開

基本方針1

『住み慣れたところで幼児教育・保育を受けられるまちをめざします』

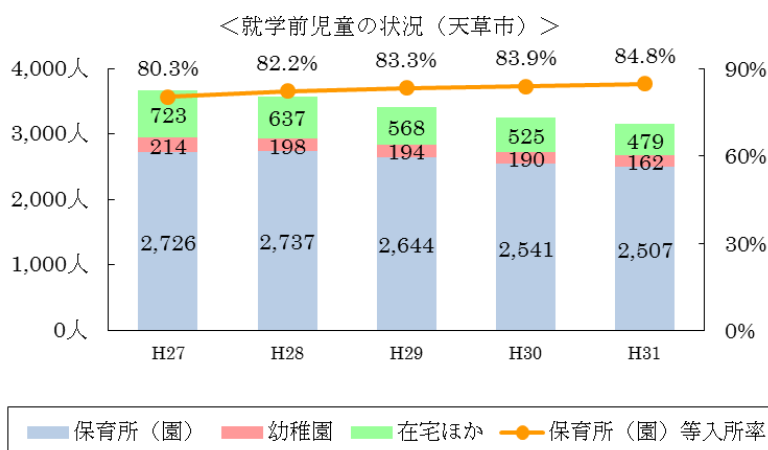
基本目標1 幼児教育・保育等の充実

1-1 教育・保育の提供体制の確保方策

現在、公立保育所が3か所（うち、休止1か所）、私立保育園が46か所（うち、休止2か所）、認定こども園が2か所、小規模保育事業所が1か所、公立・私立幼稚園が各3か所あり、それぞれ教育及び保育を実施しています。

本市の就学前児童の状況（棒グラフ）をみると、「保育所（園）」、「幼稚園」、「在宅ほか」のすべてにおいて児童数は減少していますが、保育所（園）等入所率（折れ線グラフ）は、平成27年から平成31年まで右肩上がりです。

背景としては、共働き家庭の増加、就労形態の多様化等により保育ニーズが高まっていることが考えられます。このように保育所（園）等の果たす役割の重要性が増している状況を踏まえ、本市においては、幼児教育・保育の提供体制の確保とともに、乳幼児期における教育・保育の充実のための取り組みを引き続き推進します。



各年4月1日現在

【教育・保育提供施設】

No.	施設類型	担当課	内容
1	保育所（園）	子育て支援課	保護者の仕事や病気などの理由により、家庭での保育ができない子どもを保護者に代わって保育する施設です。
2	幼稚園	学校教育課	3歳から小学校就学までの幼児を、幼稚園教育要領に基づいて教育を行う施設です。
3	認定こども園	子育て支援課	幼稚園と保育所（園）の両方の機能を併せ持ち、幼児教育・保育を一体的に行うとともに、子育ての不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などの支援を行う施設です。

1-2 地域の実情に応じた地域型保育の実施

児童が減少する地域においても質が確保された保育を提供することが、住み慣れたところで子育てをするうえで重要であると考えます。

今後、利用人員が20人を下回る保育所（園）については、少人数の単位で保育をする地域型保育事業（No.1～4の事業）への移行も踏まえ、地域の実情に応じた保育環境の確保に努めていきます。

【地域型保育事業】

No.	事業類型	担当課	内容
1	小規模保育	子育て支援課	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業です。
2	家庭的保育	子育て支援課	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅等の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業です。
3	居宅訪問型保育	子育て支援課	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、保育を必要とする乳幼児の居宅で、家庭的保育者による保育を行う事業です。
4	事業所内保育	子育て支援課	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設で、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業です。



■東部（上島）の教育・保育のニーズ量の見込み及び確保方策

東部

<東部の5歳以下各歳人口>

単位：人

年齢	平成31年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	68	68	65	63	61	58
1歳	82	75	72	69	67	64
2歳	77	84	77	73	70	68
3歳	88	78	84	77	74	71
4歳	94	88	78	84	77	73
5歳	87	91	87	76	83	76
合計	496	484	463	442	432	410

資料：住民基本台帳（コーホート法を用いて算出）

※平成31年は3月31日現在の実績

		平成30年度				
		1号	2号	3号		
				0歳	1、2歳	
子どもの人数		16	276	85	172	
(うち市外の子ども)		上天草市から0人	上天草市から1人	上天草市から1人	上天草市から2人	
実績値	特定教育・保育施設	16	276	85	172	
	幼稚園	16				
	認定こども園	0	0	0	0	
	保育所	市内		274	83	172
		上天草市へ		2	2	0
	特定地域型保育事業			0	0	
	小規模保育			0	0	
事業所内保育			0	0		

平成31年3月31日現在の利用人数

※実績値は定員数の弾力運用した数値を示す。

東部

		令和2年度				
		1号	2号		3号	
			幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外 3~5歳	0歳	1、2歳
①量の見込み		10	13	260	49	133
(うち市外の子ども)		上天草市から2人	上天草市から0人	上天草市から2人	上天草市から2人	上天草市から0人
② 確保 方 策	特定教育・保育施設	10	5	253	55	137
	幼稚園	10	5			
	認定こども園 (幼稚園部分)	0	0			
	認定こども園 (保育所部分)			0	0	0
	保育所					
	市内			251	55	134
	上天草市へ			2	0	3
	特定地域型保育事業				0	0
小規模保育				0	0	
事業所内保育				0	0	
② - ①		0	-8	-7	6	4

		令和3年度				
		1号	2号		3号	
			幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外 3~5歳	0歳	1、2歳
①量の見込み		10	13	252	47	123
(うち市外の子ども)		上天草市から2人	上天草市から0人	上天草市から2人	上天草市から2人	上天草市から0人
② 確保 方 策	特定教育・保育施設	10	5	253	55	127
	幼稚園	10	5			
	認定こども園 (幼稚園部分)	0	0			
	認定こども園 (保育所部分)			0	0	0
	保育所					
	市内			251	55	124
	上天草市へ			2	0	3
	特定地域型保育事業				0	0
小規模保育				0	0	
事業所内保育				0	0	
② - ①		0	-8	1	8	4

東部

		令和4年度				
		1号	2号		3号	
			幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外 3~5歳	0歳	1、2歳
①量の見込み		10	12	240	45	118
(うち市外の子ども)		上天草市から2人	上天草市から0人	上天草市から2人	上天草市から2人	上天草市から0人
② 確保 方 策	特定教育・保育施設	10	5	247	49	119
	幼稚園	10	5			
	認定こども園 (幼稚園部分)	0	0			
	認定こども園 (保育所部分)			0	0	0
	保育所					
	市内			245	49	116
	上天草市へ			2	0	3
	特定地域型保育事業				0	0
小規模保育				0	0	
事業所内保育				0	0	
② - ①		0	-7	7	4	1

		令和5年度				
		1号	2号		3号	
			幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外 3~5歳	0歳	1、2歳
①量の見込み		9	12	235	44	113
(うち市外の子ども)		上天草市から2人	上天草市から0人	上天草市から2人	上天草市から2人	上天草市から0人
② 確保 方 策	特定教育・保育施設	9	6	242	49	114
	幼稚園	9	6			
	認定こども園 (幼稚園部分)	0	0			
	認定こども園 (保育所部分)			0	0	0
	保育所					
	市内			240	49	111
	上天草市へ			2	0	3
	特定地域型保育事業				0	0
小規模保育				0	0	
事業所内保育				0	0	
② - ①		0	-6	7	5	1

東部

		令和6年度					
		1号	2号		3号		
			幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外 3~5歳	0歳	1、2歳	
①量の見込み		9	11	220	42	109	
(うち市外の子ども)		上天草市から2人	上天草市から0人	上天草市から2人	上天草市から2人	上天草市から0人	
②確保方策	特定教育・保育施設	9	6	227	49	109	
	幼稚園	9	6				
	認定こども園 (幼稚園部分)	0	0				
	認定こども園 (保育所部分)			0	0	0	
	保育所	市内			225	49	106
		上天草市へ			2	0	3
	特定地域型保育事業				0	0	
	小規模保育				0	0	
事業所内保育				0	0		
② - ①		0	-5	7	7	0	

提供体制、確保方策の考え方

- 量の見込みに対して、これまで定員の弾力化を行うことで、現在ある施設・事業でニーズ量に対応してきました。
- 令和2年度から令和6年度では、1号認定（2号認定の教育ニーズ）で見込み量の確保ができない状況となっていますが、中央部の施設・事業において受け入れを行うことで対応することとします。
- 令和3年度以降は、見込み量の確保ができる状況となっています。
- 人口減少地域での保育機能と質の確保のため、利用人員が20人を下回る保育所（園）は特定地域型保育事業等への移行を検討します。

■中央部の教育・保育のニーズ量の見込み及び確保方策

中央部

<中央部5歳以下各歳人口>

単位：人

年齢	平成31年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	314	329	322	314	307	298
1歳	342	345	337	330	321	314
2歳	335	324	341	332	325	317
3歳	398	331	323	339	331	324
4歳	372	384	327	320	336	327
5歳	402	366	385	328	321	337
合計	2,163	2,079	2,035	1,963	1,941	1,917

資料：住民基本台帳（コーホート法を用いて算出）

※平成31年は3月31日現在の実績

		平成30年度				
		1号	2号	3号		
				0歳	1、2歳	
子どもの人数		174	960	266	604	
(うち市外の子ども)		上天草市から0人	上天草市から0人	上天草市から1人	苓北町から1人 上天草市から1人	
実績値	特定教育・保育施設	174	960	262	595	
	幼稚園	174				
	認定こども園	0	0	0	0	
	保育所	市内		949	258	583
		苓北町へ		11	4	12
	特定地域型保育事業			4	9	
	小規模保育			4	9	
事業所内保育			0	0		

平成31年3月31日現在の利用人数

※実績値は定員数の弾力運用した数値を示す。

中央部

		令和2年度					
		1号	2号		3号		
			幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外 3~5歳	0歳	1、2歳	
①量の見込み		124	39	926	244	550	
(うち市外の子ども)		苓北町から0人	苓北町から0人	上天草市から1人	苓北町から0人	上天草市から1人	
② 確保 方 策	特定教育・保育施設	181	39	884	192	505	
	幼稚園	166	39				
	認定こども園 (幼稚園部分)	15	0				
	認定こども園 (保育所部分)			15	10	20	
	保育所	市内			851	179	480
		苓北町へ			18	3	5
	特定地域型保育事業				3	9	
	小規模保育				3	9	
事業所内保育				0	0		
② - ①		57	0	-42	-49	-36	

		令和3年度					
		1号	2号		3号		
			幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外 3~5歳	0歳	1、2歳	
①量の見込み		117	37	886	239	554	
(うち市外の子ども)		苓北町から0人	苓北町から0人	上天草市から1人	苓北町から0人	上天草市から1人	
② 確保 方 策	特定教育・保育施設	183	37	884	192	505	
	幼稚園	168	37				
	認定こども園 (幼稚園部分)	15	0				
	認定こども園 (保育所部分)			15	10	20	
	保育所	市内			851	179	480
		苓北町へ			18	3	5
	特定地域型保育事業				3	9	
	小規模保育				3	9	
事業所内保育				0	0		
② - ①		66	0	-2	-44	-40	

中央部

		令和4年度					
		1号	2号		3号		
			幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外 3~5歳	0歳	1、2歳	
①量の見込み		112	35	843	232	540	
(うち市外の子ども)		苓北町から0人	苓北町から0人	上天草市から1人	苓北町から0人	上天草市から1人	
② 確保 方 策	特定教育・保育施設	185	35	839	220	502	
	幼稚園	170	35				
	認定こども園 (幼稚園部分)	15	0				
	認定こども園 (保育所部分)			10	8	17	
	保育所	市内			811	209	480
		苓北町へ			18	3	5
	特定地域型保育事業				3	9	
	小規模保育				3	9	
事業所内保育				0	0		
② - ①		73	0	-4	-9	-29	

		令和5年度					
		1号	2号		3号		
			幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外 3~5歳	0歳	1、2歳	
①量の見込み		110	35	841	226	526	
(うち市外の子ども)		苓北町から0人	苓北町から0人	上天草市から1人	苓北町から0人	上天草市から1人	
② 確保 方 策	特定教育・保育施設	185	35	839	220	502	
	幼稚園	170	35				
	認定こども園 (幼稚園部分)	15	0				
	認定こども園 (保育所部分)			10	8	17	
	保育所	市内			811	209	480
		苓北町へ			18	3	5
	特定地域型保育事業				3	9	
	小規模保育				3	9	
事業所内保育				0	0		
② - ①		75	0	-2	-3	-15	

中央部

		令和6年度					
		1号	2号		3号		
			幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外 3~5歳	0歳	1、2歳	
①量の見込み		108	36	839	219	512	
(うち市外の子ども)		苓北町から0人	苓北町から0人	上天草市から1人	苓北町から0人	上天草市から1人	
②確保方策	特定教育・保育施設	184	36	839	219	503	
	幼稚園	169	36				
	認定こども園 (幼稚園部分)	15	0				
	認定こども園 (保育所部分)			10	8	17	
	保育所	市内			811	208	481
		苓北町へ			18	3	5
	特定地域型保育事業				3	9	
	小規模保育				3	9	
事業所内保育				0	0		
② - ①		76	0	0	3	0	

提供体制、確保方策の考え方

- 量の見込みに対して、これまで定員の弾力化を行うことで、現在ある施設・事業でニーズ量に対応してきました。
- 令和2年度から2号認定（左記以外3~5歳）、3号認定で見込み量の確保ができない状況となっていますが、既存の施設・事業での受け入れ年齢の調整等により対応することとします。
- 令和4年度受け入れ年齢の調整等により、保育所（市内）の2号認定（左記以外3~5歳）で40人減、3号認定（0歳）で30人増。
- 令和6年度受け入れ年齢の調整等により、保育所（市内）の3号認定（0歳）1人減、（1、2歳）1人増で見込み量の確保ができる状況となっています。

■西部の教育・保育のニーズ量の見込み及び確保方策

西部

<西部の5歳以下各歳人口>

単位：人

年齢	平成31年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	76	69	65	62	58	55
1歳	76	72	68	65	61	58
2歳	85	68	72	68	65	61
3歳	81	89	70	74	70	66
4歳	93	79	87	68	72	68
5歳	78	95	76	84	66	69
合計	489	472	438	421	392	377

資料：住民基本台帳（コーホート法を用いて算出）

※平成31年は3月31日現在の実績

		平成30年度				
		1号	2号	3号		
				0歳	1、2歳	
子どもの人数		9	257	68	148	
(うち市外の子ども)		苓北町から0人	苓北町から1人	苓北町から0人	苓北町から0人	
実績値	特定教育・保育施設	9	257	68	148	
	幼稚園	9				
	認定こども園	0	0	0	0	
	保育所	市内		256	68	147
		苓北町へ		1	0	1
	特定地域型保育事業			0	0	
	小規模保育			0	0	
事業所内保育			0	0		

平成31年3月31日現在の利用人数

※実績値は定員数の弾力運用した数値を示す。

西部

		令和2年度					
		1号	2号		3号		
			幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外 3~5歳	0歳	1、2歳	
①量の見込み		4	9	229	57	124	
(うち市外の子ども)		菅北町から0人	菅北町から0人	菅北町から1人	菅北町から0人	菅北町から0人	
②確保方策	特定教育・保育施設	21	9	234	54	123	
	幼稚園	6	9				
	認定こども園 (幼稚園部分)	15	0				
	認定こども園 (保育所部分)			5	5	10	
	保育所	市内			229	49	112
		菅北町へ			0	0	1
	特定地域型保育事業				0	0	
	小規模保育				0	0	
事業所内保育				0	0		
② - ①		17	0	5	-3	-1	

		令和3年度					
		1号	2号		3号		
			幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外 3~5歳	0歳	1、2歳	
①量の見込み		4	8	203	54	123	
(うち市外の子ども)		菅北町から0人	菅北町から0人	菅北町から1人	菅北町から0人	菅北町から0人	
②確保方策	特定教育・保育施設	22	8	234	54	123	
	幼稚園	7	8				
	認定こども園 (幼稚園部分)	15	0				
	認定こども園 (保育所部分)			5	5	10	
	保育所	市内			229	49	112
		菅北町へ			0	0	1
	特定地域型保育事業				0	0	
	小規模保育				0	0	
事業所内保育				0	0		
② - ①		18	0	31	0	0	

西部

		令和4年度				
		1号	2号		3号	
			幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外 3~5歳	0歳	1、2歳
①量の見込み		3	8	196	51	116
(うち市外の子ども)		苅北町から0人	苅北町から0人	苅北町から1人	苅北町から0人	苅北町から0人
②確保 方策	特定教育・保育施設	22	8	225	54	122
	幼稚園	7	8			
	認定こども園 (幼稚園部分)	15	0			
	認定こども園 (保育所部分)			5	5	10
	保育所					
	市内			220	49	111
	苅北町へ			0	0	1
	特定地域型保育事業				0	0
小規模保育				0	0	
事業所内保育				0	0	
② - ①		19	0	29	3	6

		令和5年度				
		1号	2号		3号	
			幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外 3~5歳	0歳	1、2歳
①量の見込み		3	7	180	48	110
(うち市外の子ども)		苅北町から0人	苅北町から0人	苅北町から1人	苅北町から0人	苅北町から0人
②確保 方策	特定教育・保育施設	23	7	225	54	122
	幼稚園	8	7			
	認定こども園 (幼稚園部分)	15	0			
	認定こども園 (保育所部分)			5	5	10
	保育所					
	市内			220	49	111
	苅北町へ			0	0	1
	特定地域型保育事業				0	0
小規模保育				0	0	
事業所内保育				0	0	
② - ①		20	0	45	6	12

西部

		令和6年度				
		1号	2号		3号	
			幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外 3~5歳	0歳	1、2歳
①量の見込み		3	7	176	45	104
(うち市外の子ども)		苅北町から0人	苅北町から0人	苅北町から1人	苅北町から0人	苅北町から0人
②確保方策	特定教育・保育施設	23	7	220	54	122
	幼稚園	8	7			
	認定こども園 (幼稚園部分)	15	0			
	認定こども園 (保育所部分)			5	5	10
	保育所					
	市内			215	49	111
	苅北町へ			0	0	1
	特定地域型保育事業				0	0
小規模保育				0	0	
事業所内保育				0	0	
② - ①		20	0	44	9	18

提供体制、確保方策の考え方

- 量の見込みに対して、これまで定員の弾力化を行うことで、現在ある施設・事業でニーズ量に対応してきました。
- 令和2年度では、3号認定で見込み量の確保ができない状況となっています。
- 令和3年度から令和6年度では、見込み量の確保ができる状況となっています。
- 令和3年度以降は定員数に余裕ができる見込みとなるため、中央部で確保できないニーズに対して受け入れを行っていきます。
- 人口減少地域での保育機能と質の確保のため、利用人員が20人を下回る保育所(園)は特定地域型保育事業等への移行を検討します。

■全市域の教育・保育の二一ズ量の見込み及び確保方策

全市域

<全市域の5歳以下各歳人口>

単位:人

年齢	平成31年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	458	466	452	439	426	411
1歳	500	492	477	464	449	436
2歳	497	476	490	473	460	446
3歳	567	498	477	490	475	461
4歳	559	551	492	472	485	468
5歳	567	552	548	488	470	482
合計	3,148	3,035	2,936	2,826	2,765	2,704

資料：住民基本台帳（コーホート法を用いて算出）

※平成31年は3月31日現在の実績

		平成30年度				
		1号	2号	3号		
				0歳	1、2歳	
子どもの人数		199	1,493	419	924	
(うち市外の子ども)		苓北町から0人 上天草市から0人	苓北町から1人 上天草市から1人	苓北町から0人 上天草市から2人	苓北町から1人 上天草市から3人	
実績値	特定教育・保育施設	199	1,493	415	915	
	幼稚園	199				
	認定こども園	0	0	0	0	
	保育所	市内		1,479	409	902
		苓北町へ		12	4	13
		上天草市へ		2	2	0
	特定地域型保育事業			4	9	
小規模保育			4	9		
事業所内保育			0	0		

平成31年3月31日現在の利用人数

※実績値は定員数の弾力運用した数値を示す。

全市域

		令和2年度					
		1号	2号		3号		
			幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外 3~5歳	0歳	1、2歳	
①量の見込み		138	61	1,415	350	807	
(うち市外の子ども)		菘北町から0人 上天草市から2人	菘北町から0人 上天草市から0人	菘北町から1人 上天草市から3人	菘北町から0人 上天草市から2人	菘北町から0人 上天草市から1人	
②確保 方策	特定教育・保育施設	212	53	1,371	301	765	
	幼稚園	182	53				
	認定こども園 (幼稚園部分)	30	0				
	認定こども園 (保育所部分)			20	15	30	
	保育所	市内			1,331	283	726
		菘北町へ			18	3	6
		上天草市へ			2	0	3
	特定地域型保育事業				3	9	
	小規模保育				3	9	
事業所内保育				0	0		
② - ①		74	-8	-44	-46	-33	

		令和3年度					
		1号	2号		3号		
			幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外 3~5歳	0歳	1、2歳	
①量の見込み		131	58	1,341	340	800	
(うち市外の子ども)		菘北町から0人 上天草市から2人	菘北町から0人 上天草市から0人	菘北町から1人 上天草市から3人	菘北町から0人 上天草市から2人	菘北町から0人 上天草市から1人	
②確保 方策	特定教育・保育施設	215	50	1,371	301	755	
	幼稚園	185	50				
	認定こども園 (幼稚園部分)	30	0				
	認定こども園 (保育所部分)			20	15	30	
	保育所	市内			1,331	283	716
		菘北町へ			18	3	6
		上天草市へ			2	0	3
	特定地域型保育事業				3	9	
	小規模保育				3	9	
事業所内保育				0	0		
② - ①		84	-8	30	-36	-36	

全市域

		令和4年度					
		1号	2号		3号		
			幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外 3~5歳	0歳	1、2歳	
①量の見込み		125	55	1,279	328	774	
(うち市外の子ども)		菘北町から0人 上天草市から2人	菘北町から0人 上天草市から0人	菘北町から1人 上天草市から3人	菘北町から0人 上天草市から2人	菘北町から0人 上天草市から1人	
②確保 方策	特定教育・保育施設	217	48	1,311	323	743	
	幼稚園	187	48				
	認定こども園 (幼稚園部分)	30	0				
	認定こども園 (保育所部分)			15	13	27	
	保育所	市内			1,276	307	707
		菘北町へ			18	3	6
		上天草市へ			2	0	3
	特定地域型保育事業				3	9	
	小規模保育				3	9	
事業所内保育				0	0		
② - ①		92	-7	32	-2	-22	

		令和5年度					
		1号	2号		3号		
			幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外 3~5歳	0歳	1、2歳	
①量の見込み		122	54	1,256	318	749	
(うち市外の子ども)		菘北町から0人 上天草市から2人	菘北町から0人 上天草市から0人	菘北町から1人 上天草市から3人	菘北町から0人 上天草市から2人	菘北町から0人 上天草市から1人	
②確保 方策	特定教育・保育施設	217	48	1,306	323	738	
	幼稚園	187	48				
	認定こども園 (幼稚園部分)	30	0				
	認定こども園 (保育所部分)			15	13	27	
	保育所	市内			1,271	307	702
		菘北町へ			18	3	6
		上天草市へ			2	0	3
	特定地域型保育事業				3	9	
	小規模保育				3	9	
事業所内保育				0	0		
② - ①		95	-6	50	8	-2	

全市域

		令和6年度					
		1号	2号		3号		
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外3~5歳	0歳	1、2歳	
①量の見込み		120	54	1,235	306	725	
(うち市外の子ども)		苓北町から0人 上天草市から2人	苓北町から0人 上天草市から0人	苓北町から1人 上天草市から3人	苓北町から0人 上天草市から2人	苓北町から0人 上天草市から1人	
②確保方策	特定教育・保育施設	216	49	1,286	322	734	
	幼稚園	186	49				
	認定こども園 (幼稚園部分)	30	0				
	認定こども園 (保育所部分)			15	13	27	
	保育所	市内			1,251	306	698
		苓北町へ			18	3	6
		上天草市へ			2	0	3
	特定地域型保育事業				3	9	
	小規模保育				3	9	
事業所内保育				0	0		
②-①		96	-5	51	19	18	

提供体制、確保方策の考え方

- 量の見込みに対して、これまで定員の弾力化を行うことで、現在ある施設・事業でニーズ量に対応してきました。
- 令和2年度からの見込み量の確保ができないニーズ分は、既存の施設・事業での受け入れ年齢の調整等により対応し、令和6年度では見込み量の確保ができる状況となっています。
- 東部では、令和2年度以降の1号認定(2号認定の教育ニーズ)で見込み量の確保ができないニーズ分は、中央部の施設・事業において受け入れを行います。
- 中央部では、令和2年度から2号認定(左記以外3~5歳)、3号認定で見込み量の確保ができない状況となっていますが、既存の施設・事業での受け入れ年齢の調整等により対応することとします。
- 西部では、令和3年度以降は定員数に余裕ができる見込みとなるため、中央部で確保できないニーズに対して受け入れを行っていきます。
- 人口減少地域での保育機能と質の確保のため、利用人員が20人を下回る保育所(園)は特定地域型保育事業への移行を検討します。

1-3 地域における子育て支援サービスの充実

共働き家庭の増加と就労形態の多様化により、保育サービスのニーズも多様化しています。

このような保育ニーズに対応するため、保育所（園）や幼稚園における延長保育や一時預かり、病後児保育等に取り組んできました。引き続き、子育て家庭のニーズに応じた支援の充実に取り組んでいきます。

■地域子ども・子育て支援事業（全市域）のニーズ量の見込み及び確保方策

No.	事業名	担当課	内容
1	乳児家庭全戸訪問事業	子育て支援課 健康増進課	子育ての孤立を防ぐために、生後4か月を迎えるまでの、すべての乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する相談を受け付け、利用できるサービスの情報提供などを行い、地域の中で子どもが健やかに成長できる環境を整備する事業です。

量の見込み

単位(人)

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込	469	461	447	432	418	402
②確保の内容	469	461	447	432	418	402
②-①	0	0	0	0	0	0

※平成30年度の実績：対象524世帯 訪問469世帯

提供体制、確保方策の考え方

○子育ての孤立の防止及び支援が必要な家庭を把握し適切なサービスに結びつけるために、継続して事業を行っていきます。

第4章 施策の展開

No.	事業名	担当課	内容
2	養育支援訪問事業	子育て支援課 健康増進課	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保護者の負担軽減に繋がるように、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する助言やサービス等の情報提供、家事・育児支援を行い、当該家庭の適切な養育を確保することを目的とした事業です。

量の見込み

単位(人)

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込	29	28	27	26	25	24
②確保の内容	29	28	27	26	25	24
②-①	0	0	0	0	0	0

※平成30年度の実績：29世帯 延べ209回訪問

提供体制、確保方策の考え方

○養育支援が必要な家庭の把握・判断を適切に行い、それぞれの家庭に応じた支援を進めるため、継続して事業を行っていきます。

No.	事業名	担当課	内容
3	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	子育て支援課	保護者の病気など社会的理由により、家庭における子どもの養育が一時的に困難となった場合などに、市が契約する児童福祉施設において一定期間養育を行うことで安心して子育てをしていただくための事業です。

量の見込み

単位(人日)

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込	4	45	43	42	41	40
②確保の内容	4	45	43	42	41	40
②-①	0	0	0	0	0	0

※量の見込みは利用を希望している子どもの数×希望日数の合計(年間)

※平成30年度の実績：ショートステイ2人(年間)

提供体制、確保方策の考え方

○核家族やひとり親家庭が増加する中で、一時的に家庭での養育が困難になった場合の支援として事業は継続する必要があるため、市が契約する児童福祉施設において受け入れを行っていきます。

No.	事業名	担当課	内容
4	ファミリーサポートセンター事業 (就学児童)	子育て支援課	育児の援助を受けたい依頼会員と育児の援助ができる協力会員による会員相互の援助活動を行う組織を設置し、仕事と育児の両立を図るため、会員同士のマッチングなどを行い、地域における子どもの預かりを支援する事業です。

量の見込み

単位(人日)

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込	10	213	207	200	191	185
②確保の内容	10	213	207	200	191	185
②-①	0	0	0	0	0	0

※量の見込みは利用を希望している子どもの数×希望日数の合計(週間)

※平成30年度の実績：就学児童 10人(週間)

提供体制、確保方策の考え方

- 現在の協力会員で受け入れは可能であるが、協力会員の人材不足や高齢化の課題があるため、市民への広報活動による周知及びNPO法人や各種団体(婦人会など)への働きかけにより、協力会員の増加に努めます。
- 保護者の経済的負担を軽減するため、低所得世帯を対象とした利用料の軽減などに取り組み、これまで経済的理由により利用することができなかった世帯を支援することで、生活の安定と利用促進に努めます。

第4章 施策の展開

No.	事業名	担当課	内容
5	一時預かり事業 (幼稚園型以外)	子育て支援課	就労形態の多様化による一時的な保育のニーズ、専業主婦家庭などの育児疲れの解消、緊急時の保育などに対応するため、未就園児を一時的に保育所などで預かる事業です。 (現在、公立2保育所・私立38保育園等で実施)

量の見込み

単位(人日)

		平成30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
一時預かり (幼稚園型以外)	①量の見込み	4,719	8,154	8,030	7,764	7,514	7,254	
	(内訳)	保育所(園)	3,926	6,784	6,681	6,459	6,251	6,035
		ファミリーサポートセンター	793	1,370	1,349	1,305	1,263	1,219
		トワイライトステイ	0	0	0	0	0	0
	②確保の内容	4,719	8,154	8,030	7,764	7,514	7,254	
	(内訳)	保育所(園)	3,926	6,784	6,681	6,459	6,251	6,035
		ファミリーサポートセンター	793	1,370	1,349	1,305	1,263	1,219
トワイライトステイ		0	0	0	0	0	0	
②-①	0	0	0	0	0	0		

※量の見込みは利用を希望している子どもの数×希望日数の合計(年間)

No.	事業名	担当課	内容
6	一時預かり事業 (幼稚園型)	学校教育課 子育て支援課	幼稚園において保育が必要な子どもに対し、一時的な預かり保育を行う事業です。 (現在、私立3幼稚園で実施)

量の見込み

単位(人日)

		平成30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
一時預かり (幼稚園型)	①量の見込み	1号(下記以外)による利用	10,072	2,836	2,685	2,560	2,510
		2号(学校教育の利用希望が強い者)による利用		13,774	13,040	12,430	12,191
	②確保の内容	一時預かり事業(幼稚園型I)	10,072	16,610	15,725	14,990	14,701
	②-①	0	0	0	0	0	0

※量の見込みは利用を希望している子どもの数×希望日数の合計(年間)

提供体制、確保方策の考え方

〇量の見込みに対して、現在ある事業・施設で受け入れ可能であるものの、様々なケースの受け入れが可能のため、多くのニーズがあると考えられます。トワイライトステイについては、量の見込みとしては0ですが、年間約 21（人日）の受け入れは可能であるため、さらに制度の周知に努め、多様な預かりサービスの充実に努めます。

※補正について…一時預かり（幼稚園型以外）は0歳～5歳以下を対象として見込み量を算出しましたが、実績値とのかい離があったため、0歳～2歳を対象として算出しています。内訳の保育所（園）、ファミリーサポートセンター、トワイライトステイの見込み量は、各事業の平成30年度における利用実績の割合を量の見込みにかけて算出しています。

No.	事業名	担当課	内容
7	延長保育事業	子育て支援課	保護者の就労形態の多様化による延長保育の需要に対応するため、保育所の11時間の開所時間の前後で、さらに30分以上、保育所の開所時間を延長して保育を行う事業です。 (現在、全保育所(園)・全認定こども園(自主事業含む)で実施)

量の見込み

単位(人)

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込	958	848	818	785	765	746
②確保の内容	958	848	818	785	765	746
②-①	0	0	0	0	0	0

提供体制、確保方策の考え方

〇量の見込みに対して、現在ある事業・施設で受け入れ可能ですが、保護者の多様なニーズに対応できるよう事業の充実を図ります。

第4章 施策の展開

No.	事業名	担当課	内容
8	病児・病後児 保育事業	子育て支援課	子どもが病気の際、保護者が仕事などの理由により自宅での保育が難しい場合に、病院・保育所などに付設された専用スペースなどで一時的に保育する事業です。 (現在、私立8保育園(自主事業含む)で実施)

量の見込み

単位(人日)

		平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込		335	1,765	1,702	1,634	1,592	1,553
②確保の 内容	病院・保育所など	327	1,723	1,661	1,595	1,554	1,516
	ファミリーサポートセンター (病後児)	8	42	41	39	38	37
②-①		0	0	0	0	0	0

※量の見込みは利用を希望している子どもの数×希望日数の合計(年間)

提供体制、確保方策の考え方

○量の見込みに対して、現在ある事業・施設で受け入れは可能となっています。今後は、利用者の地理的な条件を勘案した利便性の向上など、受け入れ施設等のさらなる整備について検討していきます。

※補正について…現在の見込み量にアンケート調査の問6「日頃、宛名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか」で「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」とお答えになった方54.7%の割合を控除しております。

(例) 令和2年度 3,896(見込み) - 2,131(控除分) = 1,765(補正後)

No.	事業名	担当課	内容
9	利用者支援事業	子育て支援課	子どもやその保護者、または妊娠している方が、教育・保育・保健、その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、職員を配置し施設や事業の情報提供など利用者支援を行う事業です。

量の見込み

○基本型・特定型

単位(か所)

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込	1	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0	0

○母子保健型

単位(か所)

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込	0	1	1	1	1	1
②確保の内容	0	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0	0

提供体制、確保方策の考え方

○平成27年度から市の子育て支援課に職員を配置して事業を行っていますが、令和2年度からさらに、天草市複合施設「こころす」に設置される子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に対応する職員を配置して、子育て支援課の職員と連携・協力しながら利用者支援の充実を図ります。

No.	事業名	担当課	内容
10	地域子育て支援拠点事業	子育て支援課	子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、子育て中の親の孤立感や不安感等に対応するため、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言等の援助を行う事業です。 (現在、10か所で実施)

量の見込み

単位(人回)

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	774	2,724	2,682	2,593	2,510	2,423
②確保の内容	774	2,724	2,682	2,593	2,510	2,423
②-①	0	0	0	0	0	0

※量の見込みは利用を希望している子どもの数×希望回数の合計(月間)

※平成30年度の実績：月間のべ774人

提供体制、確保方策の考え方

○量の見込みに対して、現在ある事業・施設で受け入れ可能なため、現状で対応しますが、利用者にとってより良い施設となるよう、事業内容等の充実を図ります。

■地域子ども・子育て支援事業（3区域）のニーズ量の見込み及び確保方策

No.	事業名	担当課	内容
11	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	子育て支援課	保護者が就労等のため昼間家庭にいない小学校児童を対象として、放課後や長期休業中などに保育施設等で預かる事業です。（現在、放課後児童クラブ 19 か所で実施）

量の見込み

単位(人)

東部(上島)		平成30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込	低学年	176	143	137	128	122	118
	高学年	21	19	18	18	16	15
②確保の内容	放課後児童クラブ	62	65	65	65	65	65
	地域活動事業	135	108	108	108	108	108
	子どもデイサービス	0	20	20	20	20	20
②-①		0	0	0	0	0	0
中央部		平成30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込	低学年	581	605	599	599	558	534
	高学年	90	90	89	89	83	80
②確保の内容	放課後児童クラブ	565	509	509	509	509	509
	地域活動事業	106	89	89	89	89	89
	子どもデイサービス	0	20	20	20	20	20
②-①		0	-77	-70	-70	-23	0
西部		平成30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込	低学年	161	155	148	135	139	122
	高学年	44	42	39	37	34	33
②確保の内容	放課後児童クラブ	160	172	172	172	172	172
	地域活動事業	45	52	52	52	52	52
	子どもデイサービス	0	0	0	0	0	0
②-①		0	0	0	0	0	0
天草市全域		平成30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込	低学年	918	903	884	862	819	774
	高学年	155	151	146	144	133	128
②確保の内容	放課後児童クラブ	787	746	746	746	746	746
	地域活動事業	286	249	249	249	249	249
	子どもデイサービス	0	40	40	40	40	40
②-①		0	-19	0	0	0	0

提供体制、確保方策の考え方

○東部、西部においては、現在ある事業・施設で受け入れ可能なため、現状で対応します。

また、喫緊の課題として、利用希望の多い中央部については、放課後児童クラブの増設を検討します。

なお、現在施設によって異なる放課後児童クラブの利用料については、低所得世帯を対象とした減免等も含めたところで、事業を実施している施設と協議し、検討していきます。

※補正について…東部及び西部の高学年、中央部の低学年の量の見込みについては、アンケート調査の間22（放課後の時間を過ごさせたい場所）で「6. 放課後児童クラブ（学童保育）」の利用希望を選択し、かつ、6. 以外の選択肢も選択している者のうち、「6. 放課後児童クラブ（学童保育）」の利用希望が週1～2回程度の者の割合を控除しております。また、中央部の高学年の量の見込みについては、低学年の量の見込みに、平成30年度実績値の低学年に対する高学年の割合を乗じて算出しております。

■その他の事業

No.	事業名	担当課	内容
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	子育て支援課	日用品や文房具の購入費や行事参加の際に必要な経費・費用等、また、新制度未移行幼稚園の副食費について、保護者の世帯所得の状況等を踏まえた助成を行う事業です。現在、本事業は実施していませんが、今後は、対象者が見込まれる新制度未移行幼稚園の副食費の助成については実施します。
13	子ども デイサービス 事業 市単独事業	子育て支援課	放課後児童クラブ未実施の地域において、保護者が就労等のため昼間家庭にいない小学校児童を対象として、放課後や長期休業中などに預かり、児童の健全育成を図る事業です。今後も児童の安全・安心な居場所の確保のため、継続して事業を実施します。
14	放課後子ども 教室	生涯学習課	子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに成長できる環境をつくるため、放課後や週末に小学校の余裕教室などを利用して、児童が多様な体験・活動を行うことができる事業です。今後も子どもたちの安全・安心な居場所の一つとして継続して事業を実施します。
15	地域活動事業 (小学校低学年受け入れ) 市単独事業	子育て支援課	特別保育や自主事業で実施されている児童クラブで、保護者が就労等のため昼間家庭にいない小学校児童(主に小学校低学年)を対象として、保育施設等で放課後や長期休業中などに預かり、児童の健全育成を図る事業です。今後も児童の安全・安心な居場所の確保のため、継続して事業を実施します。
16	私立保育園等 整備事業	子育て支援課	私立保育園の老朽化した園舎の建替えや大規模修繕等の施設整備に対する補助を行い、保育環境の整備を図る事業です。今後も対象施設の把握・選定を計画的に実施し、保育環境の整備を図っていきます。 また、老朽化したその他の子育て関連施設のうち、必要性が高いものについても補助事業等を活用して整備を図ります。

基本方針2

『安心して子どもを育てることができるまちをめざします』

基本目標2 妊娠から子育てまで切れ目ない支援体制の充実

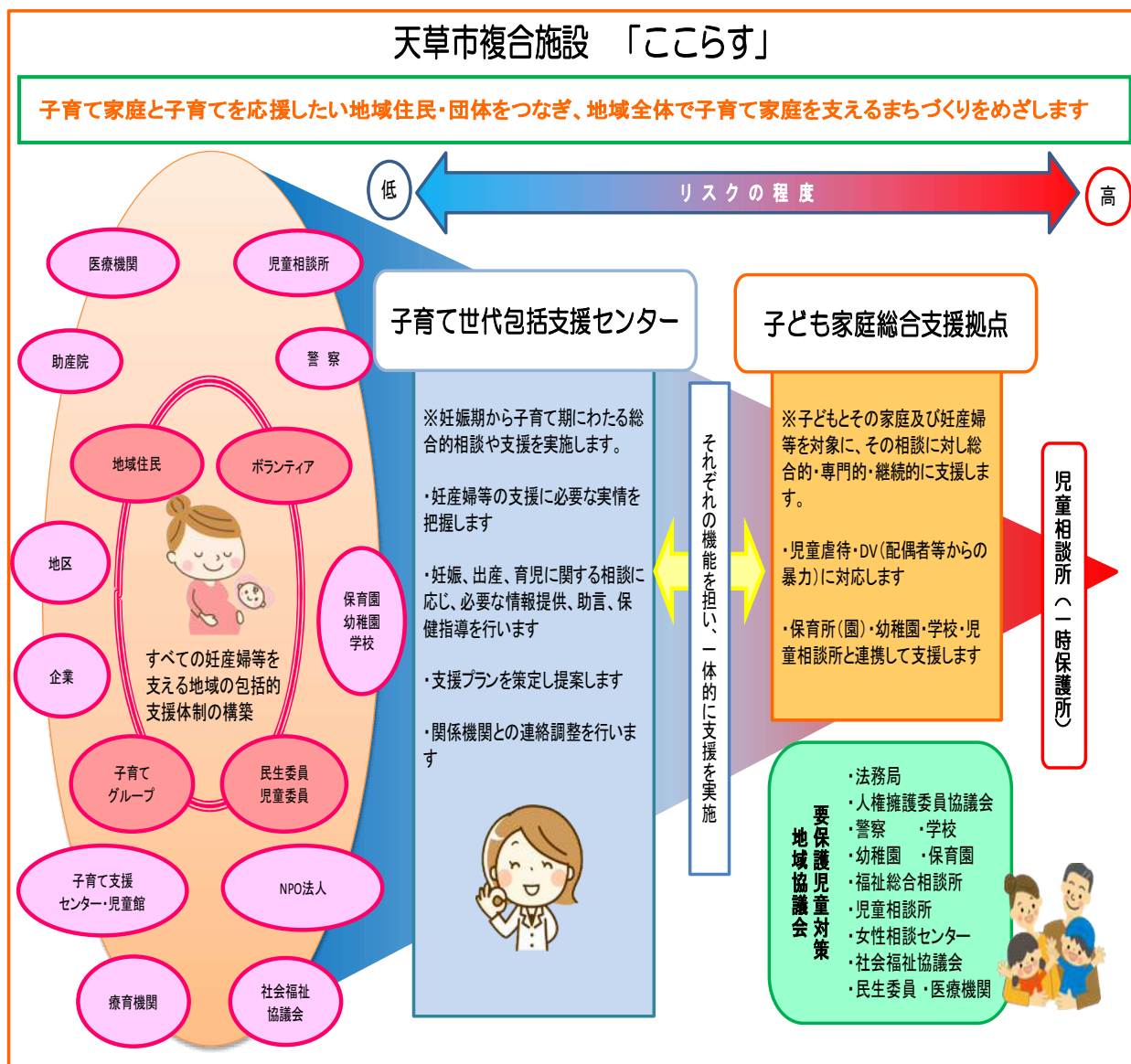
2-1 相談体制・情報提供の充実

国は、各市町村において「子育て世代包括支援センター」の設置を行い、妊娠・出産期から子育て期にわたり切れ目なく支援すること、及び「子ども家庭総合支援拠点」の設置を行い、子どもやその家庭及び妊産婦等の相談に専門的・継続的に対応し、子どもたちが健やかに成長できる家庭環境づくりの支援を行うことを推進しています。

本市においては、先駆的に様々な事業に取り組み、体制整備を進めてきました。今後、さらに相談体制の強化を図るとともに、市・医療・福祉・地域が連携を深め、適切な支援につなげていく必要があります。子育て部門はもとより保健部門、福祉部門、教育部門と連携を強化するとともに、より多くの市民が子育てに関心を持ち、みんなで子育てする地域づくりが重要となってきます。

相談体制の強化については、妊娠期から子育て期にわたる総合相談や支援において、子育て家庭が迷うことのない明確な窓口として、複合施設「こころす」の同一フロア内に「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、一体的に支援していく体制を整備していきます。また、子育て家庭が安心して孤立感なく生活できるよう、携帯アプリ等を活用した情報提供を検討します。さらに、これからは地域の力をかりて子育てを支援していくことが重要となるため、「子育て世代包括支援センター」が子育て家庭と子育てを応援したい地域住民・団体をつなぎ、地域全体で子育て家庭を支えるまちづくりをめざします。

天草市がめざす子育て世代の切れ目のない支援体制



【関係事業】

No.	事業名	担当課	内容
1	健康相談事業 市単独事業	健康増進課	これまで実施してきた健康相談や育児学級について、今後は、子育てを応援したい地域住民と子育て家庭をつなぐ場、近隣で相談し合える関係づくりの場として参画者の拡大に取り組みます。

No.	事業名	担当課	内容
2	子ども総合相談事業	子育て支援課	市内に在住するすべての子ども及び妊産婦の実情を把握し、子どもが健やかに成長し、家庭や地域で安心して子育てができるように、子ども家庭総合支援拠点を設置し、保健師や保育士、心理士などが専門的に相談支援を行います。
3	女性相談事業	子育て支援課	離婚や配偶者等からの暴力など、女性に関する様々な心配ごとの相談に、女性相談員が窓口となって対応します。 女性相談は児童の養育環境に密接に関連しているため、子ども家庭総合支援拠点において一体的に相談対応を行います。
4	教育相談事業 市単独事業	学校教育課	相談者の悩み、不安、ストレスや問題点等について、相談内容にあった専門の相談員が学校や幼稚園を訪問し、カウンセリングや助言指導及び情報提供などを行います。 現在、教育相談カウンセラー5名、教育指導アドバイザー1名を配置しており、今後も継続して事業を実施します。
再掲	地域子育て支援拠点事業	子育て支援課	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）においても、子育てについて相談できる場所の一つとして、事業内容等の充実を図ります。

目標値・指標

健康相談事業（地域住民参画の場）

	平成30年度 （実績）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
参画の場数	-	4か所	6か所	8か所	10か所	13か所

2-2 妊娠・出産の支援の充実

安心して妊娠・出産や子育てを行うためにも、妊婦健診などによる母子の健康管理の充実や日常生活の支援、医療機関や関連する民間支援団体との連携などを実施し、安心して出産や子育てを行うことができるよう妊娠期から産後にかけて寄り添いながら支える支援を充実していきます。

【関係事業】

No.	事業名	担当課	内容
1	妊婦健診事業	健康増進課	今後も、妊婦が心身ともに安心安全に出産を迎えられるよう、また、医療機関と情報共有しながら、支援が必要な妊婦を早期に発見し、必要なサービスにつないでいくため継続して事業を実施します。

量の見込み

単位(人)

	平成30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込	435	435	435	435	435	435
②確保の内容	435	435	435	435	435	435
②-①	0	0	0	0	0	0

提供体制、確保方策の考え方

○量の見込みに対して、現在ある事業・施設で受け入れ可能なため、現状で対応します。

No.	事業名	担当課	内容
2	産前・産後サポート事業	健康増進課	妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等に対して民間団体による相談支援を市内全域で行ってききましたが、今後は、抱える課題や環境の違いを考慮した仲間づくりを実施するとともに、医療関係の支援団体拡充に取り組めます。
3	産後ケア事業	健康増進課	助産師などの専門職が、育児不安を抱えた母子に対して心身のケアや育児サポート等を行い、母親の心理・身体的ケア、乳房ケア、育児指導等のケアを今後も継続して実施します。
4	産婦健康診査事業	健康増進課	産後2週間目、産後1ヶ月目の健康診査を実施することで、産後うつ予防や新生児への虐待予防を図るため継続して実施します。

No.	事業名	担当課	内容
5	一般・特定不妊治療費助成事業	健康増進課	一般不妊治療（人工授精）や特定不妊治療（体外受精・顕微授精など）の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療に要する費用の助成を継続して実施します。
6	早産予防事業	健康増進課	早産による低出生体重児を減少させるため、その原因となる絨毛羊膜炎や歯周病を予防するための健診を継続して実施します。
7	新生児検査費助成事業 市単独事業	健康増進課	新生児の障がい等の早期発見と早期支援に取り組み、安心して子育てできる環境づくりを推進するため、検査に要する費用の助成を継続して実施します。
8	離島妊婦等健康診査支援事業	健康増進課	医療不足のハンデを補うため、離島に居住する妊婦及び乳幼児のいる世帯への交通費助成を今後も継続して実施します。
9	妊産婦日常生活支援事業 市単独事業	子育て支援課	妊産婦が、心身の不調などで一時的に生活援助や保育サービスが必要な場合、ヘルパー派遣などを行います。 また、さらなる妊産婦の生活の安定を図るため、対象期間の拡充など、安心して妊娠、出産、子育てができるよう支援の充実に取り組みます。

目標値・指標

産前・産後サポート事業（相談の場開催回数）

	平成30年度 （実績）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開催回数	24回	44回	48回	52回	56回	60回

妊産婦日常生活支援事業

	平成30年度 （実績）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用時間数	320時間	500時間	500時間	550時間	550時間	600時間

2-3 すべての子どもと子育て家庭への支援の充実

親が子育てについての責任を有するという基本的認識のもと、子育て家庭が抱える不安や悩みを軽減し、親として子育ての喜びや幸せを感じながら、ゆとりをもって子育てができる環境は、子どもの健やかな成長にとって重要です。

そのため、子育て家庭の経済的負担の軽減に取り組みます。また、すべての子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、継続した支援を行います。

【関係事業】

No.	事業名	担当課	内容
1	乳幼児健康診査事業	健康増進課	高い受診率を維持していますが、子どもの健やかな成長・発達を阻害するリスクの早期発見・対応、保護者の育児不安の軽減のため、今後は未受診者の解消に努めます。
2	予防接種事業	健康増進課	病気の発生・まん延を防ぎ、子どもの健康を保持・増進していくため、感染のおそれがある病気について、今後も継続して予防接種を実施します。
3	子ども医療費助成事業 一部市単独事業	子育て支援課	平成31年4月より対象年齢を18歳まで拡充しており、今後も子どもの疾病の早期治療を促進し、その健康の保持及び健全な育成を図るため、継続して実施します。
4	未就園児等全戸訪問事業 市単独事業	子育て支援課	未就園等の幼児がいる家庭を乳幼児訪問員が訪問することで、子どもの育ちや家庭環境の確認を行うとともに、子育てに関する相談を受け付け、支援につなげていきます。

目標値・指標

乳幼児健康診査事業

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受診率	97.8%	98.0%	98.5%	99.0%	99.5%	100.0%

未就園児等全戸訪問事業

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問率	—	100%	100%	100%	100%	100%

基本目標3 子どもや子育て家庭に対する専門的支援の充実

3-1 児童虐待及びDV防止対策の充実

家庭環境が多種多様化する中、抱える問題や課題も複数の要因が絡み合って対処に困られている家庭が増えています。家庭内の問題は家族以外には相談することができなかつたり、または一人で抱え込んでしまうケースも少なくなく、周囲が心配する状態であっても、当人は日常生活の一部として捉え、その結果、状態が重篤化し児童虐待やDVにつながって行く傾向にあります。

子どもや家庭への支援は、課題や問題が重篤化する前の早期発見・早期対応が重要です。そのために令和2年度に設置する「子ども家庭総合支援拠点」において、市内に在住するすべての子どもとその家庭及び妊産婦等に関し継続的に実情の把握を行うとともに、広く相談を受け付け、保健師・保育士・心理士・家庭児童相談員・女性相談員が課題や問題に対して専門的な支援を行います。また、子どもの最善の利益が優先されなければならないことや、人権を守ることが重要であることを市民に広く呼びかけ、保育所（園）や幼稚園、学校などの関係機関において児童虐待、DV防止のための啓発活動を継続して行います。

【関係事業】

No.	事業名	担当課	内容
1	児童虐待及びDV防止啓発事業 市単独事業	子育て支援課	児童虐待及びDVの未然防止や早期発見・早期対応につながるため、児童虐待等防止マニュアルなどを活用して、各機関の定例会等に出向いたり、保育所（園）や学校を訪問するなど啓発活動を継続して実施します。
再掲	女性相談事業	子育て支援課	離婚や配偶者等からの暴力など、女性に関する様々な心配ごとの相談に女性相談員が窓口となって対応します。 女性相談は児童の養育環境に密接に関連しているため、子ども家庭総合支援拠点において一体的に相談対応を行います。
再掲	子ども総合相談事業	子育て支援課	市内に在住するすべての子ども及び妊産婦の実情を把握し、子どもが健やかに成長し、家庭や地域で安心して子育てができるように、子ども家庭総合支援拠点を設置し、保健師や保育士、心理士などが専門的に相談支援を行います。

目標値・指標

子ども総合相談事業（子ども家庭の相談主訴の解消）

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
主訴解消率	27%	27%	27%	30%	30%	30%

※主訴解消率：全相談ケースのうち、相談の中心となる課題が継続的な関わりにより解消された割合

3-2 ひとり親家庭等並びに生活困窮家庭への支援の推進

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二重の役割を果たさなければならず、日常生活面で様々な困難に直面する場合があります。また、非正規雇用が多い昨今の社会情勢は、就労面でもひとり親家庭の生活に大きな影響を与えています。

生活困窮家庭の子どもたちにおいては、経済的要因のみならず、家庭環境の不安定さからくる教育の機会や社会的つながりの希薄化などにより、本人の努力が及ばない中で、その有為な将来が閉ざされてしまいかねない厳しい状況にあります。

そのため、保護者が安心して子育てと仕事の両立ができ、子育てをしながらより良い条件で就業できるよう継続して支援を行い、経済的自立と生活の安定を図るとともに、家庭の経済状況にかかわらず、すべての子どもたちが心身ともに健やかに成長し、子ども一人ひとりが夢や希望を持ち、目標に向かって自分の能力や可能性を伸ばすことができるための対策を総合的に推進します。

【関係事業】

No.	事業名	担当課	内容
1	児童扶養手当	子育て支援課	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るため、継続して支援を実施します。
2	ひとり親家庭等医療費助成事業	子育て支援課	ひとり親家庭等の医療費の一部を助成し、経済的負担を軽減することで、自立助長と生活の安定を図るため、継続して支援を実施します。
3	ひとり親家庭等日常生活支援事業	子育て支援課	ひとり親が、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合、ヘルパーを派遣するなど、ひとり親家庭の生活の安定を図るため、継続して支援を実施します。
4	母子・父子自立支援プログラム策定事業	子育て支援課	個々の児童扶養手当受給者のニーズに応じた子育て・生活支援や就業支援等を組み合わせたプログラムを策定し、自立促進のための支援を実施します。
5	母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業	子育て支援課	児童扶養手当受給水準のひとり親家庭の保護者が、看護師や介護福祉士などの資格取得にかかる修業期間中の生活の負担軽減を図るため、継続して支援を実施します。
6	母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	子育て支援課	児童扶養手当受給水準のひとり親家庭の保護者が、職業能力開発のための講座を受講した場合の経済的負担を軽減するため、継続して支援を実施します。
7	子どもの貧困対策推進事業(学習支援)	子育て支援課	家庭の経済的理由などにより、学習機会が十分に確保できていない世帯の子どもたちへ学習する場を提供することで、子ども達が目標に向かって能力や可能性を伸ばすことができるよう支援します。

第4章 施策の展開

No.	事業名	担当課	内容
8	親子ふれあい事業 市単独事業	子育て支援課	天草市社会福祉協議会が実施する親子ふれあい事業へ補助金を支出しています。ひとり親家庭等の親子の交流や社会的見聞を広め、明るい家庭と子どもの健全な育成を図るため、今後も継続して支援します。
9	要保護・準要保護就学援助費	学校教育課	経済的理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、就学のために必要な経費の援助を継続して行います。

目標値・指標

母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	18人	15人	15人	15人	15人	15人

ひとり親家庭等日常生活支援事業

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用時間	106時間	156時間	156時間	208時間	208時間	208時間

3-3 療育体制の充実

障がい児の支援においては、子どもたちが適切なサービスを利用したうえで、いかにして地域での生活へつなげるかが重要となってきます。

そこで令和元年度より、療育体制づくりを推進するために関係4課（子育て支援課・健康増進課・福祉課・学校教育課）で療育体制行政部会として、情報共有及び課題解決に向け定期的に検討会を開催しています。

「早期発見・早期療育」に向けた取り組みとして、乳幼児健康診査の対象年齢を見直し、適した支援を早期に行っていきます。

【関係事業】

No.	事業名	担当課	内容
1	障がい児保育事業 市単独事業	子育て支援課	障がい児の生活向上のため、集団保育が可能な障がい児に対して、引き続き、以下の保育事業を実施します。 ・障がい児保育事業 ・軽度障がい児保育事業
2	障がい児等への発達支援	福祉課	子どもの日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与など生活能力向上のための必要な訓練、集団生活への適応訓練などを行うため、引き続き、以下の障がい児通所支援サービス・事業を実施します。 ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・医療型児童発達支援 ・居宅訪問型児童発達支援 ・保育所等訪問支援 ・巡回支援専門員整備事業
3	子育て支援者サポート事業 市単独事業	子育て支援課	地域の子育て力の向上、療育、特別支援教育の推進に向け、いずれの保育所（園）でもそれぞれの子どもに合った適切な保育が実施できるよう、引き続き、保育士など子育て支援者の保育力向上のための取り組みを進めます。 ・個別の教育支援計画の作成研修 ・保育士スキルアップサポート研修
4	精神発達健康診査事業 市単独事業	健康増進課	子どもの心身の発達面において心配がある保護者に対し、乳幼児の発達検査を通して相談対応を行います。今後、早期に適切な支援につなぎ安心して子育てができるよう支援していきます。

目標値・指標

障がい児保育事業

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設数	21	19	20	20	20	20

巡回支援専門員整備事業（※発達障がい等に関する知識を有する専門員が保育所等への巡回等支援を行う事業）

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育所訪問箇所数	19	30	40	57	57	57

基本方針3

『地域ぐるみで子育てを応援し、みんなが我が子と思えるまちをめざします』

基本目標4 地域で支える子育て支援の推進

4-1 地域の子育て力向上のための支援の充実

子育て家庭においては、少子化や核家族化の進行、地域社会における関係の希薄化により、身近に相談する相手がないなど家族の孤立が進み、子育てに対する負担感や不安感は大きなものになっています。また、子どもにとっても、地域社会との関係の希薄化は、多様な人間関係を学ぶ機会の減少につながっています。

このような中で、地域社会全体で子育て家庭と子どもを支援していくことの重要性を再認識し、地域住民が地域の子どもに関心を持ち、あたたかく見守り、一緒に育てるといった意識・気運を醸成するとともに、地域の子どもや子育て家庭を応援したいと思う人が役割を果たせるような仕掛けづくりに努めます。

【関係事業】

No.	事業名	担当課	内容
1	保育所地域活動事業（小学校低学年受け入れ以外） 市単独事業	子育て支援課	保育所において、地域の需要に応じ、育児講座・育児と仕事両立支援、世代間交流、郷土文化伝承活動、地域の特性に応じた保育需要への対応など、幅広い活動を実施することにより、地域の児童の健全育成を図ります。
2	ブックスタート事業 市単独事業	健康増進課	乳幼児期の早い時期から読み聞かせを健診で体験し、家庭での親子のふれあいにつなげてきましたが、今後は、ボランティアを拡充し、子育て家庭を応援したいと思う人の活躍の場を広げます。
3	家庭教育学習支援事業	生涯学習課	就学時健診や3歳児・5歳児健診、PTA行事の際に子育て講座を開催し、保護者の家庭教育について見直す機会をもっていただくことで、家庭の教育力向上を図ります。
4	地域学校協働活動推進事業	生涯学習課	地域の将来を担う子どもたちの育成のため、地域学校協働活動推進員を配置するとともに、地域に緩やかなネットワークを構築することで、地域と学校の連携・協働による地域学校協働活動（授業支援等の「学校支援」、イベント等への児童の参画などの「地域活動」など）を推進します。
5	青少年健全育成事業 市単独事業	生涯学習課	関係機関、団体と連携し青少年の健全育成を図るとともに、関係団体への各種支援を行います。

No.	事業名	担当課	内容
6	地域組織活動 育成事業 (母親クラブ) 市単独事業	子育て支援課	母親など地域住民の積極的参加による地域組織活動の促進により、児童の健全育成を図ります。
再掲	地域子育て 支援拠点事業	子育て支援課	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)においても、子育てについて相談できる場所の一つとして、事業内容等の充実を図ります。

目標値・指標

地域学校協働活動推進事業

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施小中学校数	小学校2校 中学校1校	小学校17校 中学校13校	小学校17校 中学校13校	小学校17校 中学校13校	小学校17校 中学校13校	小学校17校 中学校13校
	計3校	計30校	計30校	計30校	計30校	計30校



4-2 子どもの居場所の充実

子どもたちの健全な成長のためには、子どもたちが安心・安全に、遊んだり、体験したり、ふれあったりすることができる「子どもの居場所」があることが大切です。

また、子どもの保護者にとっても、「子どもの居場所」があることで、安心して仕事や育児などを行うことができます。

本市では、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）や子どもデイサービス事業などの実施により、放課後や長期休業中などにおける子どもたちの居場所づくりの充実に努めていきます。

【関係事業】

No.	事業名	担当課	内容
1	児童館活動事業 市単独事業	子育て支援課	児童館に児童厚生員を配置し、児童が安心して遊ぶことのできる居場所づくりを行っており、児童の健全な遊び・健康の増進のため、今後も継続して事業を実施します。
再掲	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	子育て支援課	引き続き、放課後児童対策の一つとして、継続して事業を実施します。また、喫緊の課題として、利用希望の多い中央部については、放課後児童クラブの増設を検討します。
再掲	子どもデイサービス事業 市単独事業	子育て支援課	放課後児童クラブ未実施の地域において、保護者が就労等のため昼間家庭にいない小学校児童を対象として、放課後や長期休業中などに預かり、児童の健全育成を図る事業です。今後も児童の安全・安心な居場所の確保のため、継続して事業を実施します。
再掲	放課後子ども教室	生涯学習課	子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに成長できる環境をつくるため、放課後や週末に小学校の余裕教室などを利用して、児童が多様な体験・活動を行うことができる事業です。今後も子どもたちの安全・安心な居場所の一つとして継続して事業を実施します。
再掲	地域活動事業 (小学校低学年受け入れ) 市単独事業	子育て支援課	特別保育や自主事業で実施されている児童クラブで、保護者が就労等のため昼間家庭にいない小学校児童（主に小学校低学年）を対象として、保育施設等で放課後や長期休業中などに預かり、児童の健全育成を図る事業です。今後も児童の安全・安心な居場所の確保のため、継続して事業を実施します。

目標値・指標

①放課後児童健全育成事業 ②子どもデイサービス事業

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設数(①)	19 箇所	19 箇所	20 箇所	20 箇所	20 箇所	20 箇所
施設数(②)	5 箇所	6 箇所	6 箇所	6 箇所	6 箇所	6 箇所

第5章 新・放課後子ども総合プランに係る行動計画について

1 新・放課後子ども総合プランの趣旨・目的

平成26年7月に策定された「放課後子ども総合プラン」においては、放課後児童クラブについて、平成31年度末までに約30万人分を新たに整備するとともに、全ての小学校区で、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施することを目標とし、計画的な整備が行われてきたところです。この間、子どもの最善の利益をいかに実現していくか、児童福祉事業である放課後児童クラブに限らず放課後児童対策全般に強く求められています。

こうした状況を踏まえ、国は、これまでの放課後児童対策の取り組みをさらに推進させるため、放課後児童クラブの待機児童の早期解消を図るとともに、全ての児童（小学校に就学している児童をいう。以下同じ。）が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力し、放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業（以下「放課後子供教室」という。）の一体型を中心とした計画的な整備を進める「新・放課後子ども総合プラン」が策定されました。（対象期間：令和元年度から5年間）

本行動計画は、国の目標に基づき、放課後児童対策の取り組みの方向性を示すものとして策定します。

- 放課後児童クラブ… 保護者の就労等による留守家庭児童の生活の場。
- 放課後子ども教室… 全児童を対象とした放課後の自主的な学び・遊びの場。
- 一体型… 放課後児童クラブと放課後子ども教室の児童が、同一の小学校内等の活動場所において、放課後子ども教室開催時に共通のプログラムに参加できるもの。
- 連携型… 放課後児童クラブと放課後子ども教室の活動場所の少なくとも一方が小学校内等以外の場所にある場合、放課後子ども教室が実施する共通のプログラムに、放課後児童クラブの児童が参加するもの。

★ 国全体の目標

No.	目 標
①	放課後児童クラブについて、令和3年度末までに約25万人分を整備し、待機児童の解消を図る。その後、女性就業率の更なる上昇に対応できるよう整備を行い、令和元年度から令和5年度までの5年間で約30万人分の整備を図る。
②	全ての小学校区で放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体的に又は連携して実施し、うち一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室について、引き続き1万か所以上で実施することを目指す。
③	新たに放課後児童クラブ又は放課後子ども教室を整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。なお、既に小学校外で放課後児童クラブを実施している場合についても、ニーズに応じ、小学校の余裕教室等を活用することが望ましい。
④	放課後児童クラブは、単に保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を授業の終了後に預かるだけでなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を負っているものであることを踏まえ、こうした放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

2 新・放課後子ども総合プランの推進

本市の放課後児童健全育成事業は、小学校でのスペース確保が難しいことから、主に小学校外での放課後児童クラブを実施しています。また、その他放課後児童対策の取り組みとしては、児童館の活用や放課後児童クラブがない地域において保育所等で行う小学校低学年の受入れ事業、子どもデイサービス事業を行い、児童の放課後の居場所づくりを進めています。

今後も引き続きこれまでの取り組みを基礎として、国のプランに則した小学校の余裕教室の活用や、教育と福祉との連携による整備を目指します。

項目	推進方針等
放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標事業量	(※次項表参照)
一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の令和5年度に達成されるべき目標事業量	令和5年度までに、あらたに整備することを目指します。
放課後子ども教室の令和5年度までの実施計画	希望する小学校区を調査し、必要に応じて整備計画を策定します。
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策	放課後児童支援員と放課後子ども教室の参画者（地域学校協働活動推進員、協働活動支援員、協働活動サポーター等）の交流に努め、相互に連携・協力ができる体制を目指します。
小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策	新・放課後子ども総合プランの意義等にかかる理解を促進し、余裕教室の活用及び特別教室、体育館、校庭等の一時利用にかかる問題点等の解決に向けて、教育委員会と福祉部局による協議の場を設けます。
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策	放課後児童クラブと放課後子ども教室の実施にあたっては、責任体制を明確にし、どちらも同じ放課後児童対策の一つの取り組みとして、協議・調整を図ります。
特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策	指導・見守りを通じて、障がいへの理解を醸成し、特別な配慮が必要な児童が安全・安心に過せる環境づくりを推進します。
地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取り組み	放課後児童クラブの開所時間の延長については、実態調査等により利用者ニーズを把握したうえで、必要な調整を進めていきます。
各放課後児童クラブが、1の★④に記載した放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策	放課後児童クラブの役割である子どもの健全な育成をさらに図るため、支援員が適切な遊び、生活の援助ができる指導力を養うとともに、各種研修等を通じて質の向上を図ります。
1の★④に掲げた放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策	地域住民、保護者等へ放課後児童クラブの役割について、理解・協力が得られるように、各クラブの概要・活動内容等を積極的に公開していきます。

※放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標事業量

単位(人)

東部(上島)		平成30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込	低学年	176	143	137	128	122	118
	高学年	21	19	18	18	16	15
②確保の内容	放課後児童クラブ	62	65	65	65	65	65
	地域活動事業	135	108	108	108	108	108
	子どもデイサービス	0	20	20	20	20	20
②-①		0	0	0	0	0	0
中央部		平成30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込	低学年	581	605	599	599	558	534
	高学年	90	90	89	89	83	80
②確保の内容	放課後児童クラブ	565	509	509	509	509	509
	地域活動事業	106	89	89	89	89	89
	子どもデイサービス	0	20	20	20	20	20
②-①		0	-77	-70	-70	-23	0
西部		平成30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込	低学年	161	155	148	135	139	122
	高学年	44	42	39	37	34	33
②確保の内容	放課後児童クラブ	160	172	172	172	172	172
	地域活動事業	45	52	52	52	52	52
	子どもデイサービス	0	0	0	0	0	0
②-①		0	0	0	0	0	0
天草市全域		平成30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込	低学年	918	903	884	862	819	774
	高学年	155	151	146	144	133	128
②確保の内容	放課後児童クラブ	787	746	746	746	746	746
	地域活動事業	286	249	249	249	249	249
	子どもデイサービス	0	40	40	40	40	40
②-①		0	-19	0	0	0	0

資料編

1 事業・活動一覧

基本方針1

『住み慣れたところで幼児教育・保育を受けられるまちをめざします』

	基本施策	設定区域	事業・活動
基本目標1 幼児教育・保育等の充実	1-1 教育・保育の提供体制の確保方策	3区域	◎保育所（園） ◎幼稚園 ◎認定こども園
	1-2 地域の実情に応じた地域型保育の実施	3区域	◎小規模保育 ◎家庭的保育 ◎居宅訪問型保育 ◎事業所内保育
	1-3 地域における子育て支援サービスの充実	全市域	◎乳児家庭全戸訪問事業 ◎養育支援訪問事業 ◎子育て短期支援事業 ◎ファミリーサポートセンター事業 ◎一時預かり事業（幼稚園型以外） ◎一時預かり事業（幼稚園型） ◎延長保育事業 ◎病児・病後児保育事業 ◎利用者支援事業 ◎地域子育て支援拠点事業
		3区域	◎放課後児童健全育成事業
			◎実費徴収に係る補足給付を行う事業 ◎子どもデイサービス事業 ◎放課後子ども教室 ◎地域活動事業（小学校低学年受け入れ） ◎私立保育園等整備事業 ○休日保育事業 ○保育環境改善等事業 ○保育所連盟研修事業

※網掛けの項目：本計画の必須項目

※◎は「第4章 施策の展開」内に記載のある事業

（次ページ以降も同様）

基本方針2 『安心して子どもを産み育てることができるまちをめざします』

	基本施策	事業・活動
妊娠から子育てまで切れ目ない支援体制の充実 基本目標2	2-1 相談体制・情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◎健康相談事業 ◎子ども総合相談事業 ◎女性相談事業 ◎教育相談事業 ◎地域子育て支援拠点事業（再掲） ○母親の心のケア ○訪問指導
	2-2 妊娠・出産の支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◎妊婦健診事業 ◎産前・産後サポート事業 ◎産後ケア事業 ◎産婦健康診査事業 ◎一般・特定不妊治療費助成事業 ◎早産予防事業 ◎新生児検査費助成事業 ◎離島妊婦等健康診査支援事業 ◎妊産婦日常生活支援事業 ○妊娠届・母子保健手帳交付 ○児童福祉法に基づく助産支援 ○妊娠・出産包括支援チケット
	2-3 すべての子どもと子育て家庭への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◎乳幼児健康診査事業 ◎予防接種事業 ◎子ども医療費助成事業 ◎未就園児等全戸訪問事業 ○歯科保健事業 ○救急医療対策事業 ○思春期対策事業 ○保育料の軽減 ○幼児教育・保育の無償化 ○児童手当 ○養育医療給付事業
子どもや子育て家庭に対する専門的支援の充実 基本目標3	3-1 児童虐待及びDV防止対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◎児童虐待及びDV防止啓発事業 ◎女性相談事業（再掲） ◎子ども総合相談事業（再掲）
	3-2 ひとり親家庭等並びに生活困窮家庭への支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◎児童扶養手当 ◎ひとり親家庭等医療費助成事業 ◎ひとり親家庭等日常生活支援事業 ◎母子・父子自立支援プログラム策定事業 ◎母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業 ◎母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業 ◎子どもの貧困対策推進事業（学習支援） ◎親子ふれあい事業 ◎要保護・準要保護就学援助費 ○児童福祉法に基づく母子生活支援施設 ○母子父子寡婦福祉資金貸付制度
	3-3 療育体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◎障がい児保育事業 ◎障がい児等への発達支援 ◎子育て支援者サポート事業 ◎精神発達健康診査事業 ○特別支援教育推進事業 ○特別支援教育就学奨励費

基本方針3

『地域ぐるみで子育てを応援し、みんなが我が子と思えるまちをめざします』

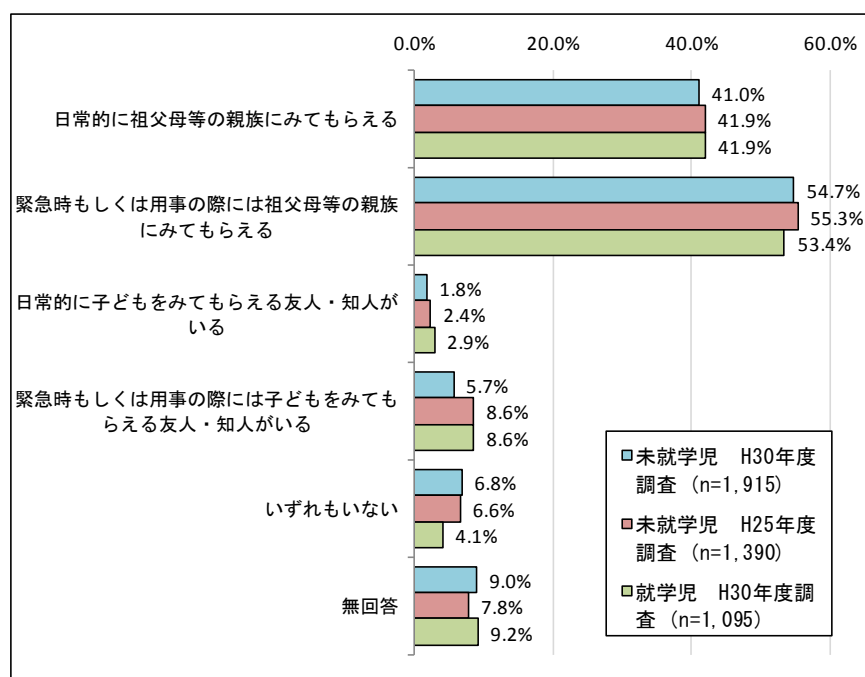
	基本施策	事業・活動
基本目標4 地域で支える子育て支援の推進	4-1 地域の子育て力向上のための支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◎保育所地域活動事業（小学校低学年受け入れ以外） ◎ブックスタート事業 ◎家庭教育学習支援事業 ◎地域学校協働活動推進事業 ◎青少年健全育成事業 ◎地域組織活動育成事業（母親クラブ） ◎地域子育て支援拠点事業（再掲） ○男女共同参画の推進
	4-2 子どもの居場所の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◎児童館活動事業 ◎放課後児童健全育成事業（再掲） ◎子どもデイサービス事業（再掲） ◎放課後子ども教室（再掲） ◎地域活動事業（小学校低学年受け入れ）（再掲）

2 アンケート調査結果の概要

(1) 子どもの育ちをめぐる環境について

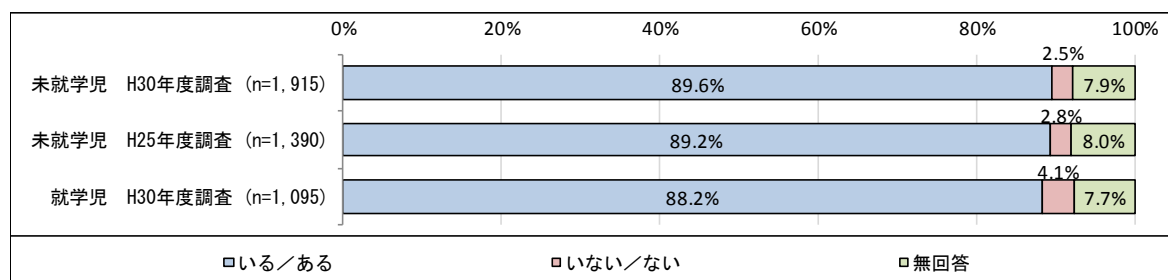
問1 日頃、子どもをみてもらえる親族・知人はいますか。(複数回答可)

- ◆ 未就学児、就学児ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」(未就学児：54.7%、就学児：53.4%)が最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」(未就学児：41.0%、就学児：41.9%)となっています。
- ◆ 前回調査結果(平成25年度)との比較では有意な差は見られず、同等の傾向となっています。



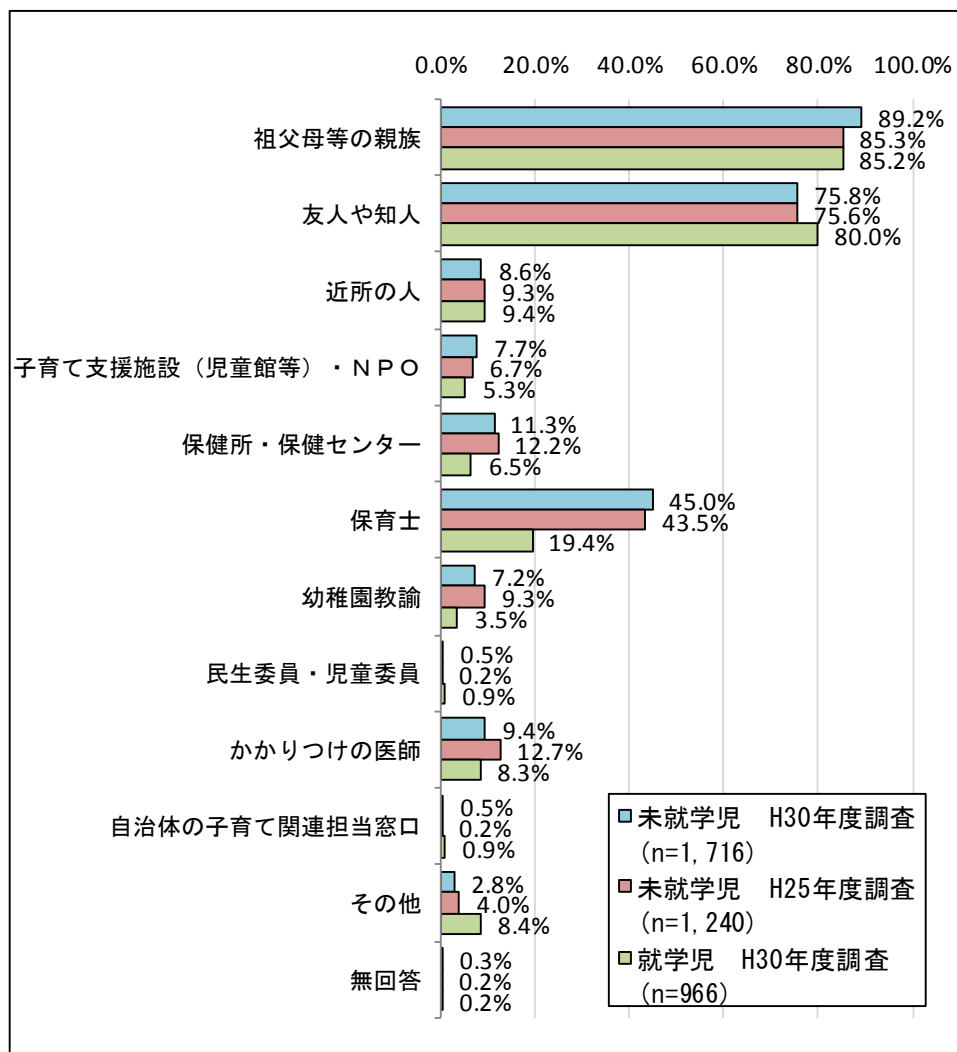
問2 子育て(教育を含む)をする上で、気軽に相談できる人(場所)はいますか(ありますか)。

- ◆ 未就学児、就学児ともに「いる/ある」(未就学児：89.6%、就学児：88.2%)が最も高く、次いで「いない/ない」(未就学児：2.5%、就学児：4.1%)となっています。
- ◆ 前回調査結果(平成25年度)との比較では有意な差は見られず、同等の傾向となっています。



問3 子育て(教育を含む)に関して気軽に相談できる先は、誰(どこ)ですか。(複数回答可)

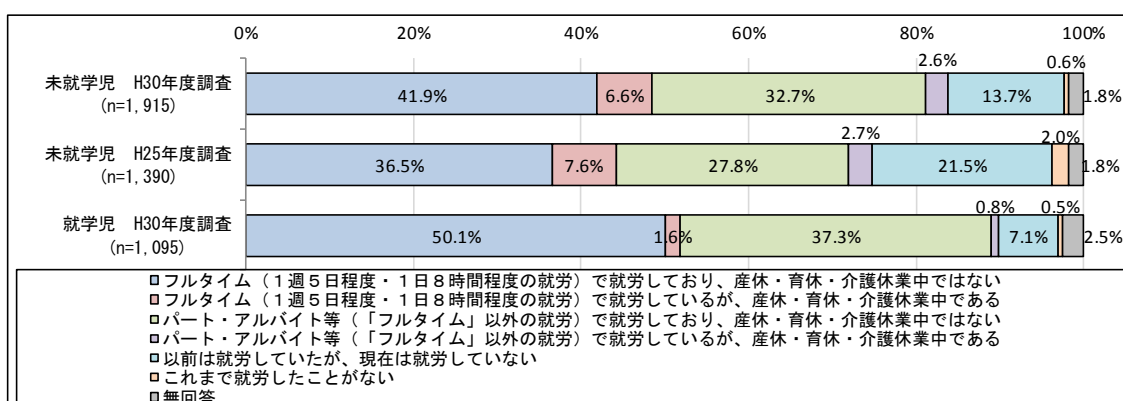
- ◆ 問2で「いる/ある」の場合の相談先については、未就学児、就学児ともに「祖父母等の親族」(未就学児:89.2%、就学児:85.2%)が最も高く、次いで「友人や知人」(未就学児:75.8%、就学児:80.0%)、「保育士」(未就学児:45.0%、就学児:19.4%)の順となっています。
- ◆ 前回調査結果(平成25年度)との比較では有意な差は見られず、同等の傾向となっています。



(2) 保護者の就労状況について

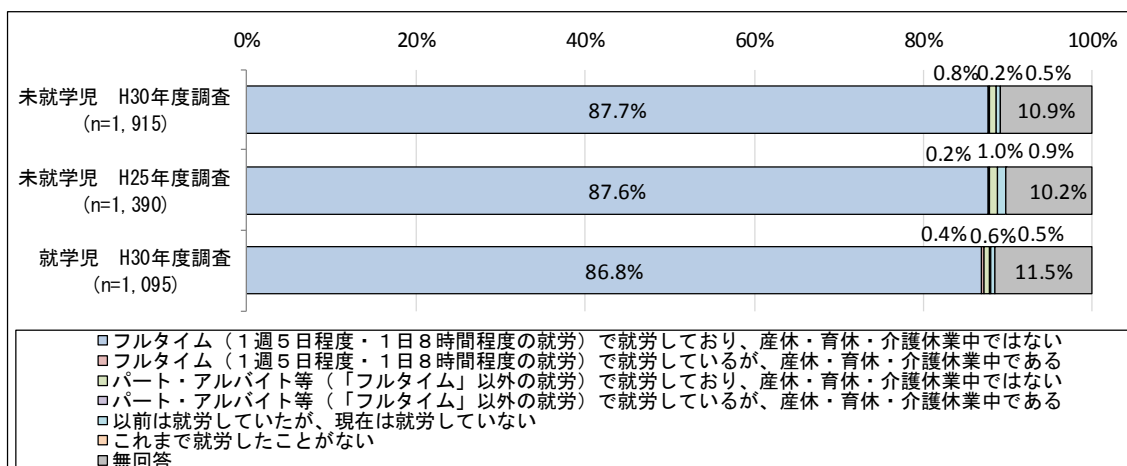
問4 母親の現在の就労状況(自営業、家族従事者含む)をうかがいます。

- ◆ 母親の就労状況については、未就学児、就学児ともに「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」（未就学児：41.9%、就学児：50.1%）が最も高く、次いで「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」（未就学児：32.7%、就学児：37.3%）となっています。
- ◆ 前回調査結果（平成25年度）と比較すると、本調査の結果においては、未就学児では「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が5.4ポイント高くなっており、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が7.8ポイント低くなっています。



問5 父親の現在の就労状況(自営業、家族従事者含む)をうかがいます。

- ◆ 父親の就労状況については、未就学児、就学児ともに「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」（未就学児：87.7%、就学児：86.8%）が最も高くなっています。
- ◆ 前回調査結果（平成25年度）との比較では有意な差は見られず、同等の傾向となっています。

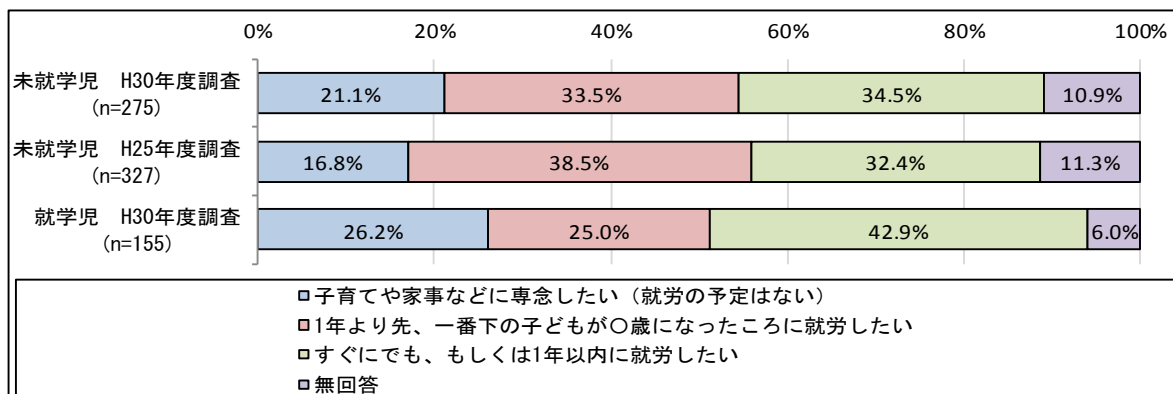


問6 就労したいという希望はありますか。(母親のみ)

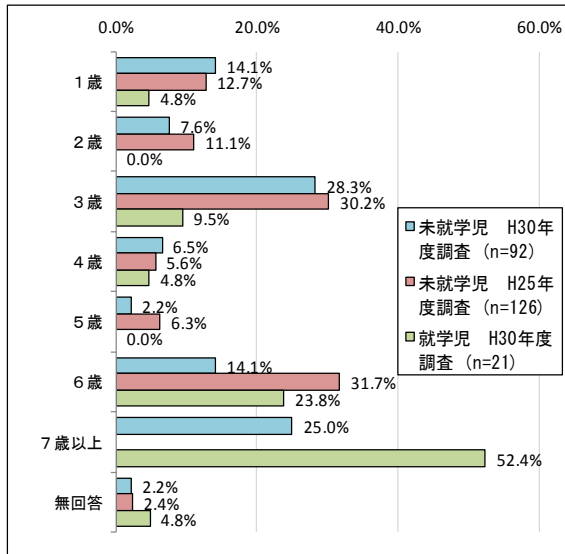
※問4で「以前は就労していたが、現在は就労していない」または「これまで就労したことがない」を選択した方

- ◆ 【未就労の母親の就労希望】については、未就学児においては「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」(34.5%)が最も高く、次いで「1年より先、一番下の子どもが0歳になったところに就労したい」(33.5%)、「子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)」(21.1%)の順となっています。
- ◆ 就学児においては「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」(42.9%)が最も高く、次いで「子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)」(26.2%)、「1年より先、一番下の子どもが0歳になったところに就労したい」(25.0%)の順となっています。
- ◆ 前回調査結果(平成25年度)と比較すると、本調査の結果においては、未就学児では「1年より先、一番下の子どもが0歳になったところに就労したい」が5.0ポイント低くなっています。
- ◆ 【0歳になったところに就労したい】については、未就学児では「3歳」(28.3%)が最も高く、次いで「7歳以上」(25.0%)となっており、就学児では「7歳以上」(52.4%)が最も高く、次いで「6歳」(23.8%)となっています。
- ◆ 【希望する就労形態】については、未就学児、就学児ともに「パートタイム・アルバイト等」(未就学児：77.9%、就学児：80.6%)が最も高くなっています。
- ◆ 【希望する週あたり勤務日数】については、未就学児、就学児ともに「5日」(未就学児：58.1%、就学児：51.7%)が最も高く、次いで「4日」(未就学児：25.7%、就学児：24.1%)となっています。
- ◆ 【希望する1日あたり勤務時間】については、未就学児、就学児ともに「5時間」(未就学児：37.8%、就学児：51.7%)が最も高く、次いで「6時間」(未就学児：31.1%、就学児：27.6%)となっています。

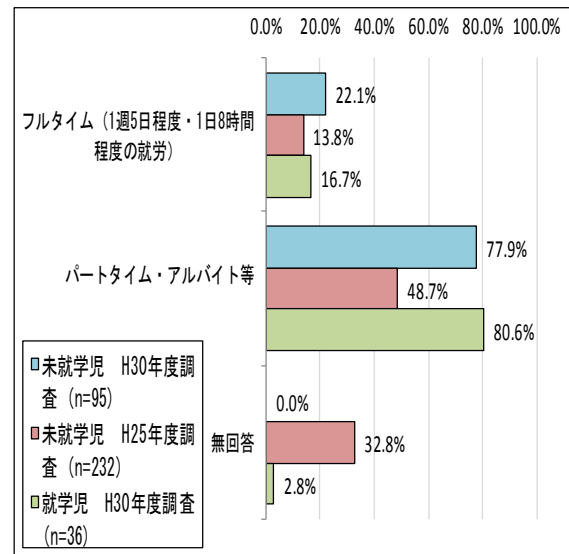
【未就労の母親の就労希望】



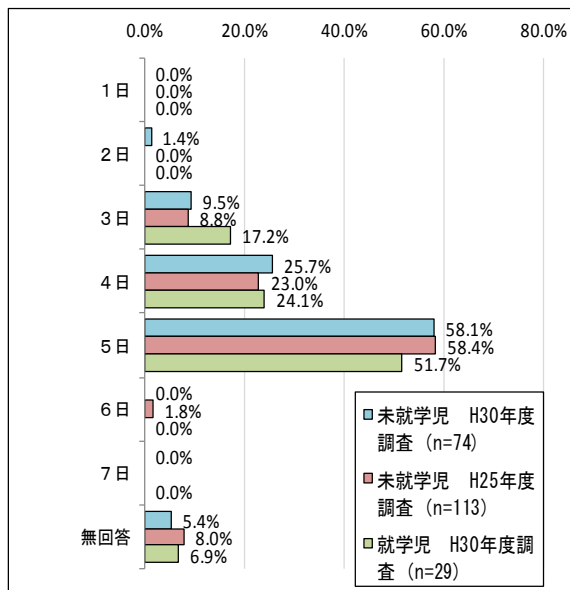
【〇歳になったところに就労したい】



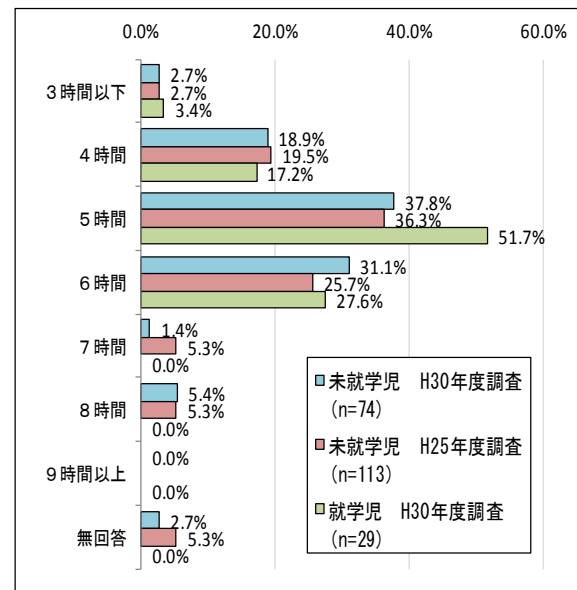
【希望する就労形態】



【希望する週あたり勤務日数】



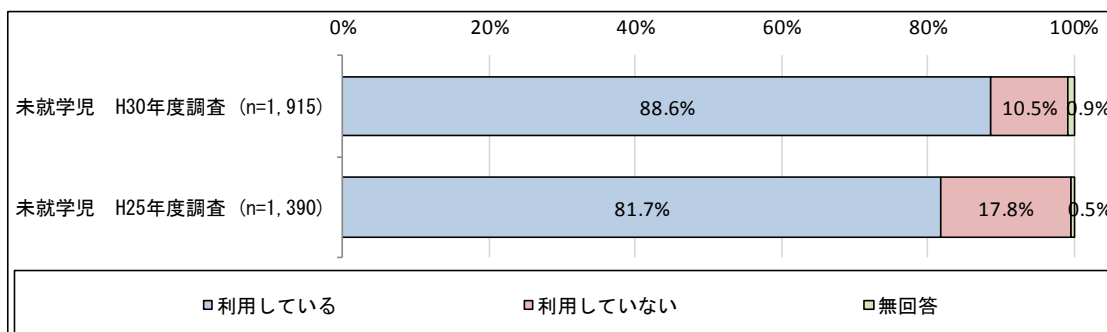
【希望する1日あたり勤務時間】



(3) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

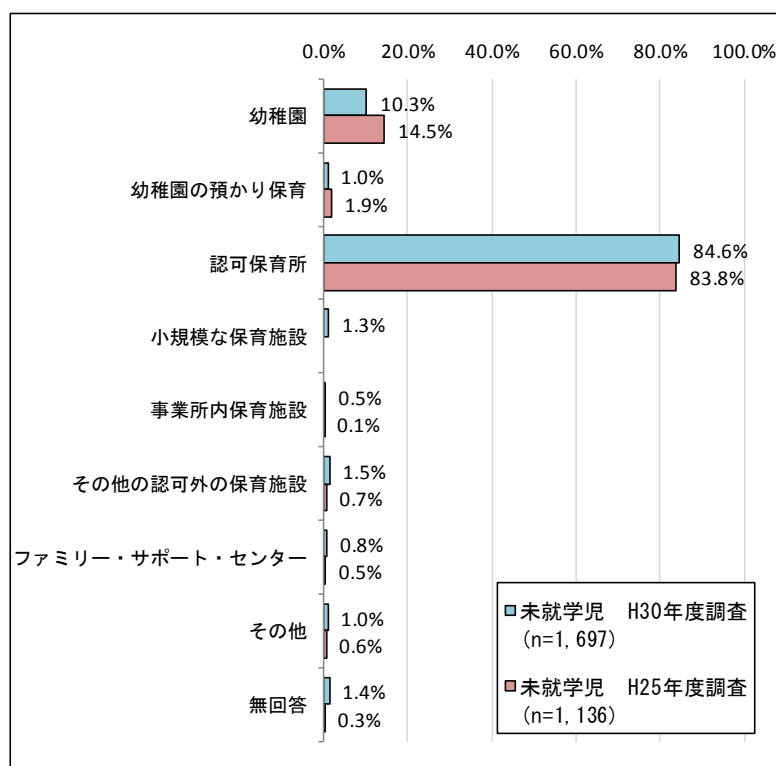
問7 現在、幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか。

- ◆ 「利用している」(88.6%)が最も高く、次いで「利用していない」(10.5%)となっています。
- ◆ 前回調査結果(平成25年度)と比較すると、本調査の結果においては、「利用している」が6.9ポイント高くなっています。



問8 平日どのような教育・保育の事業を利用していますか。年間を通じて「定期的に」利用している事業をお答えください。(複数回答可)

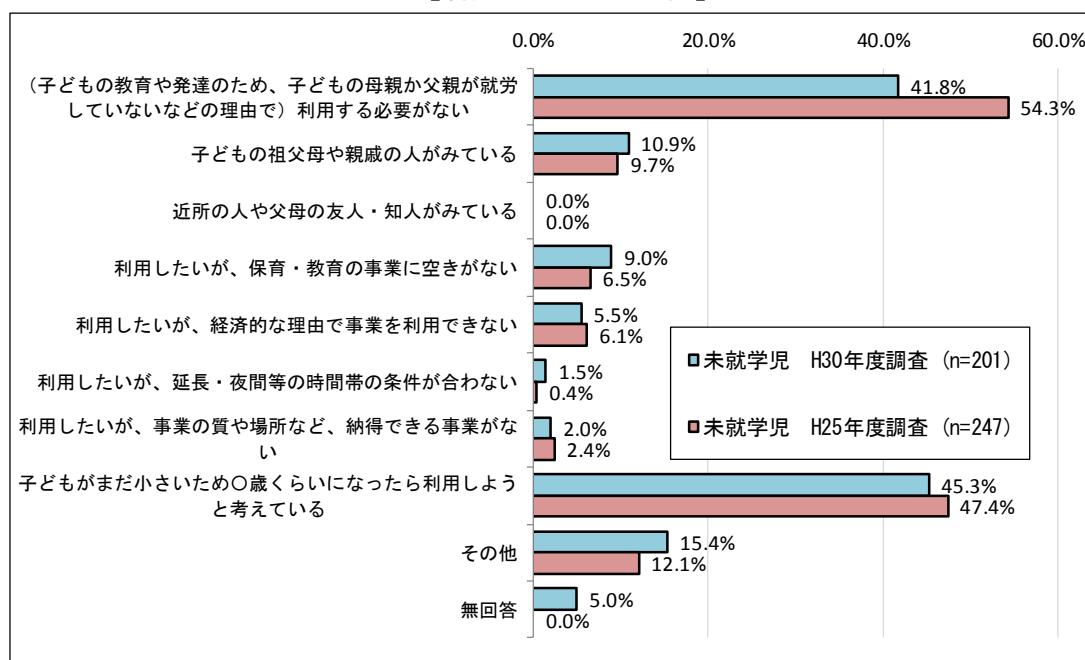
- ◆ 問7で「利用している」場合の教育・保育事業については、「認可保育所」(84.6%)が最も高く、次いで「幼稚園」(10.3%)となっています。
- ◆ 前回調査結果(平成25年度)との比較では有意な差は見られず、同等の傾向となっています。



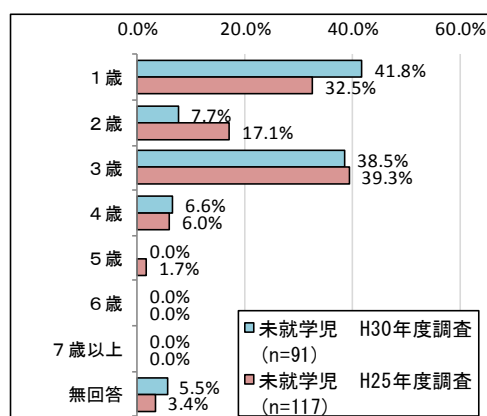
問9 現在、幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用していない理由は何か。(複数回答可) ※問7で「利用していない」を選択した方

- ◆ 【利用していない理由】としては、「子どもがまだ小さいため〇歳くらいになったら利用しようと考えている」(45.3%)が最も高く、次いで「(子どもの教育や発達のため、子どもの母親か父親が就労していないなどの理由で)利用する必要がない」(41.8%)となっています。
- ◆ 前回調査結果(平成25年度)と比較すると、本調査の結果においては、「(子どもの教育や発達のため、子どもの母親か父親が就労していないなどの理由で)利用する必要がない」が12.5ポイント低くなっています。
- ◆ 【〇歳になったころに利用したい】については、「1歳」(41.8%)が最も高く、次いで「3歳」(38.5%)となっています。
- ◆ 前回調査結果(平成25年度)と比較すると、本調査の結果においては、「1歳」が9.3ポイント高くなっており、「2歳」が9.4ポイント低くなっています。

【利用していない理由】



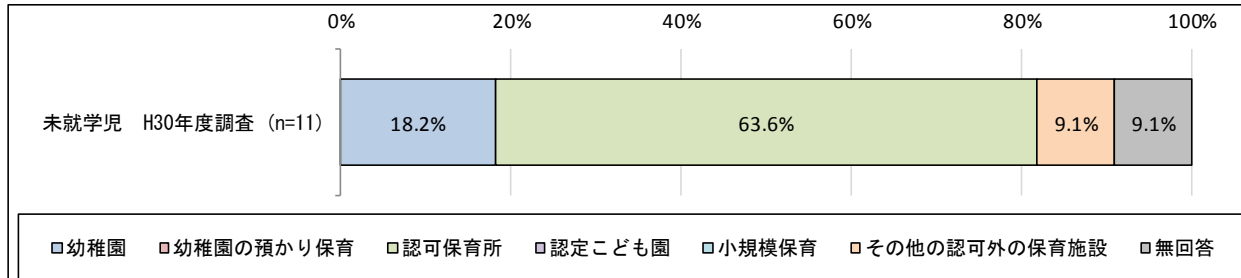
【〇歳になったころに利用したい】



問 1 0 2019年10月から幼児教育・保育の無償化が予定されていますが、無償化となった場合、利用したいと考える事業をお答えください。

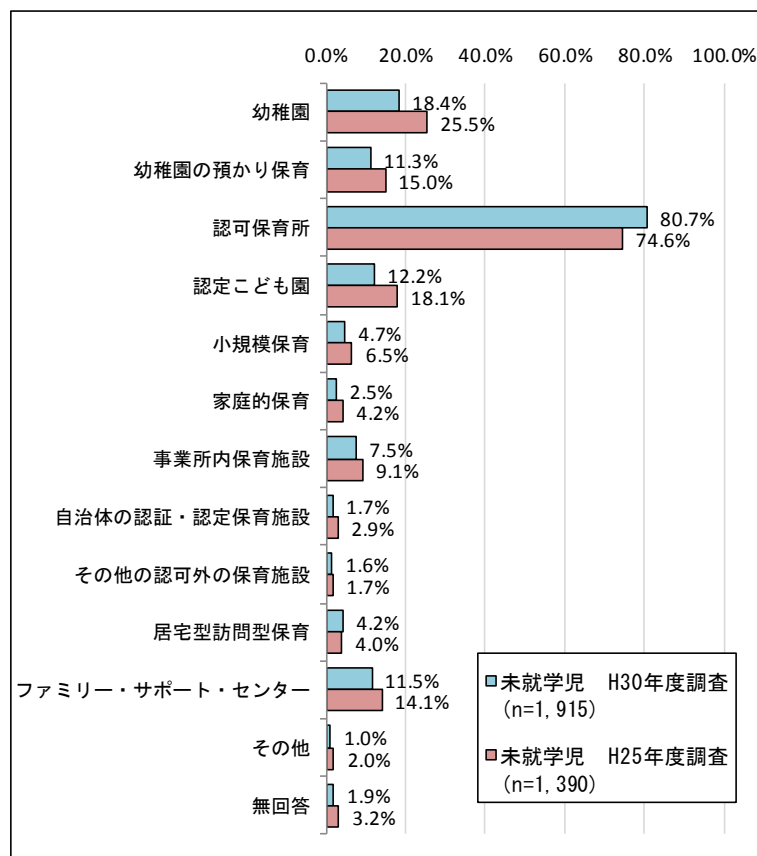
※問9で「利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない」を選択した方

- ◆ 利用したいと考える事業については、「認可保育所」(63.6%)が最も高く、次いで「幼稚園」(18.2%)となっています。



問 1 1 現在、利用している、利用していないにかかわらず、平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。(複数回答可)

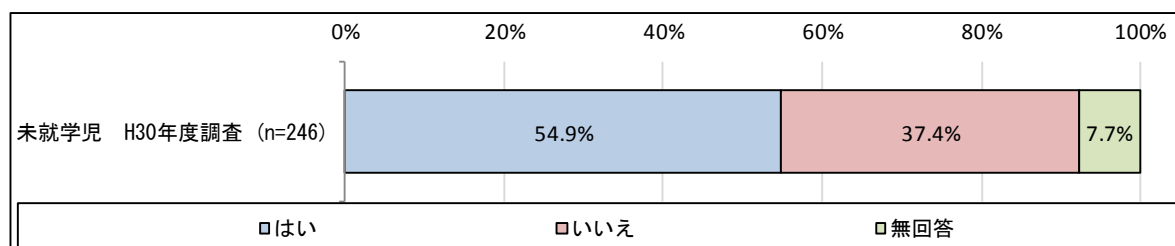
- ◆ 「定期的に」利用したいと考える事業については、「認可保育所」(80.7%)が最も高く、次いで「幼稚園」(18.4%)、「認定こども園」(12.2%)の順となっています。
- ◆ 前回調査結果(平成25年度)と比較すると、本調査の結果においては、「幼稚園」は7.1ポイント低くなっており、「認可保育所」は6.1ポイント高くなっています。



問 1 2 特に幼稚園（幼稚園の預かり保育をあわせて利用する場合を含む）の利用を強く希望しますか。

※問 1 1 で「幼稚園（通常の就園時間の利用）」または「幼稚園の預かり保育」を選択し、かつそれ以外の事業も選択した方

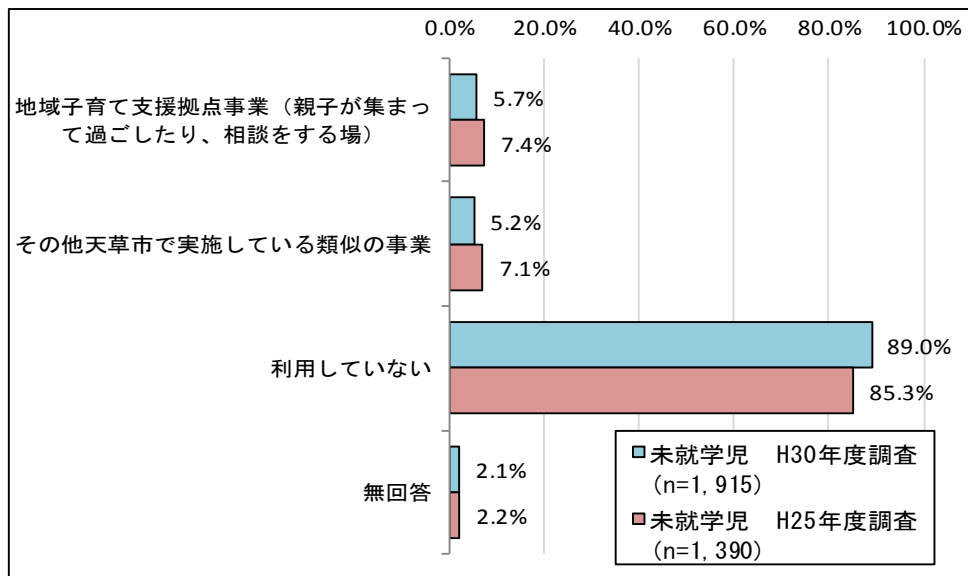
- ◆ 特に幼稚園（幼稚園の預かり保育をあわせて利用する場合を含む）の利用を強く希望するかについては、「はい」が54.9%、「いいえ」が37.4%となっています。



(4) 地域の子育て支援事業の利用状況について

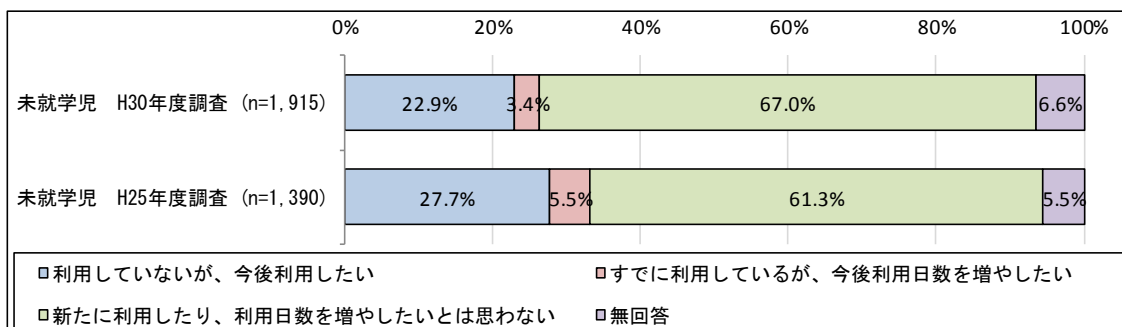
問 1 3 現在、地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場で、「つどいの広場」「子育て支援センター」等と呼ばれています）を利用していますか。（複数回答可）

- ◆ 利用については、「利用していない」（89.0%）が最も高く、次いで「地域子育て支援拠点事業を利用している」（5.7%）、「その他天草市で実施している類似の事業を利用している」（5.2%）の順となっています。
- ◆ 前回調査結果（平成 25 年度）との比較では有意な差は見られず、同等の傾向となっています。



問 1 4 地域子育て支援拠点事業について、今は利用していないが、できれば今後利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいと思いますか。

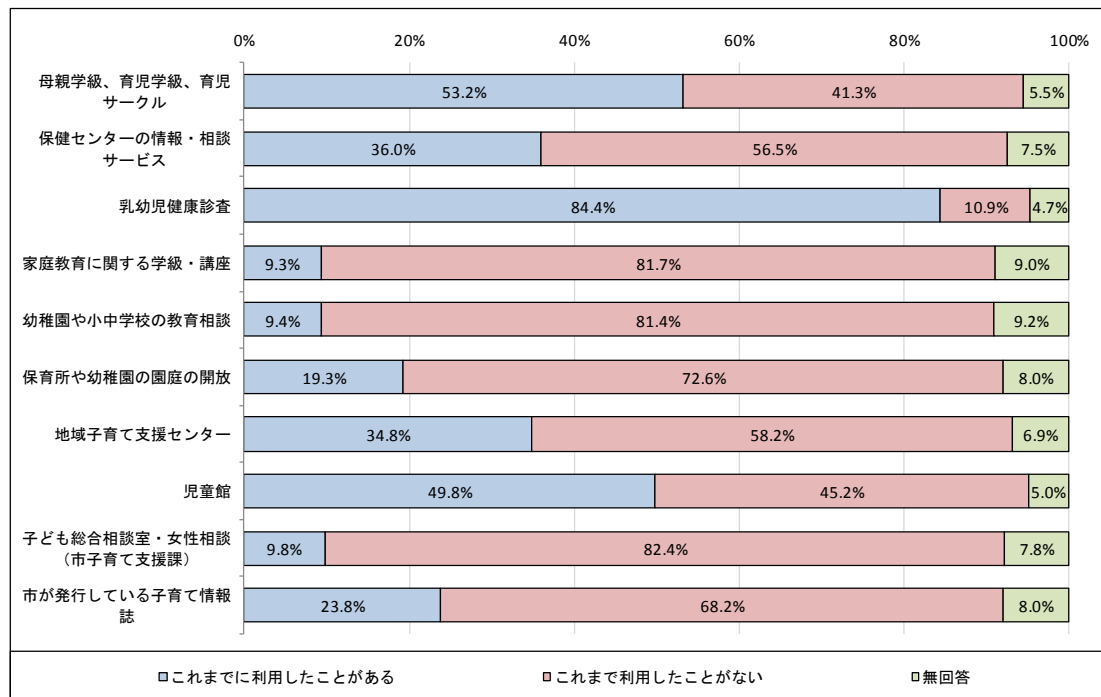
- ◆ 「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」（67.0%）が最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」（22.9%）、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」（3.4%）の順となっています。
- ◆ 前回調査結果（平成 25 年度）と比較すると、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が 5.7 ポイント高くなっています。



問 15 下記のサービス(民間のサービスを含む)をこれまでに利用したことはありますか。
また、今後、利用したいと思いますか。

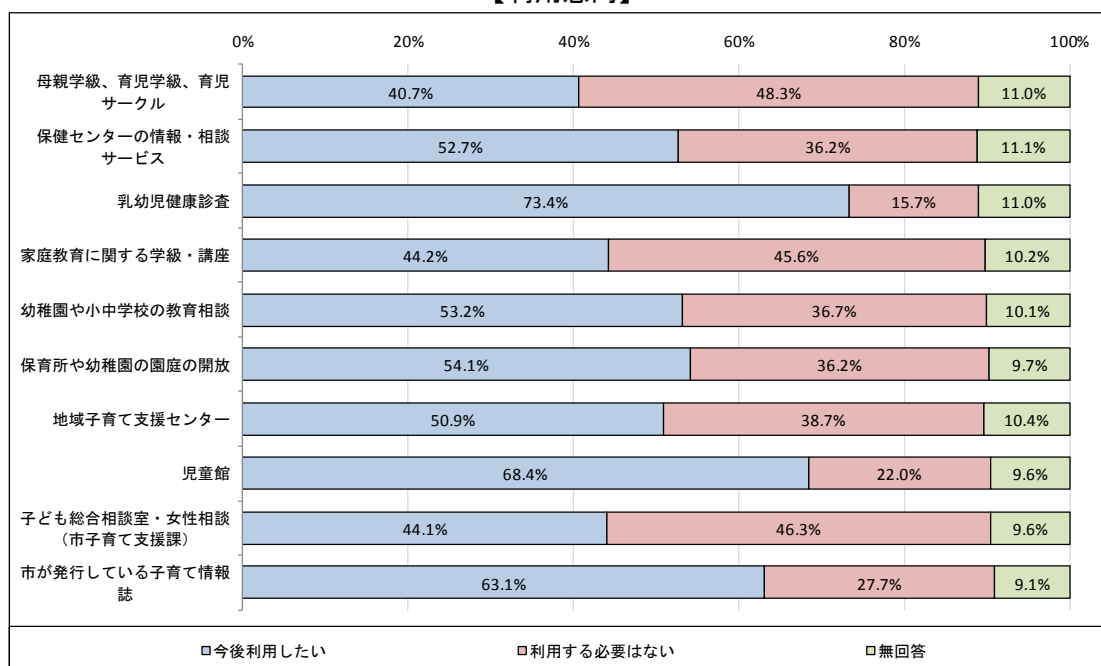
- ◆ 【利用経験】については、「乳幼児健康診査」(84.4%)が最も高く、次いで「母親学級、育児学級、育児サークル」(53.2%)、「児童館」(49.8%)の順となっています。

【利用経験】



- ◆ 【利用意向】については、「乳幼児健康診査」(73.4%)が最も高く、次いで「児童館」(68.4%)、「市が発行している子育て情報誌」(63.1%)の順となっています。

【利用意向】

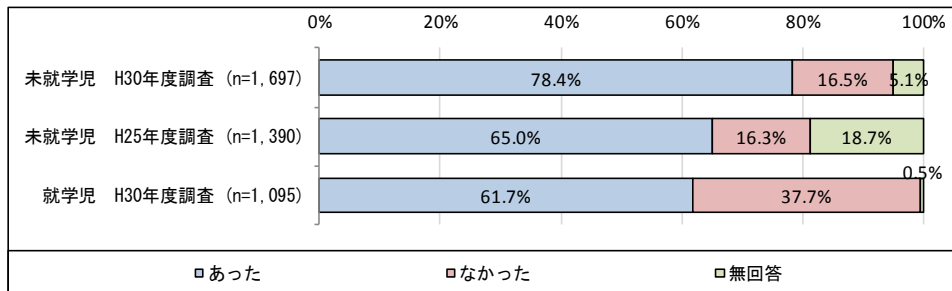


(5) お子さんの病気の際の対応について

問 1 6 この1年間に、お子さんが病気やケガで通常の事業が利用できなかった（学校を欠席した）ことはありますか。

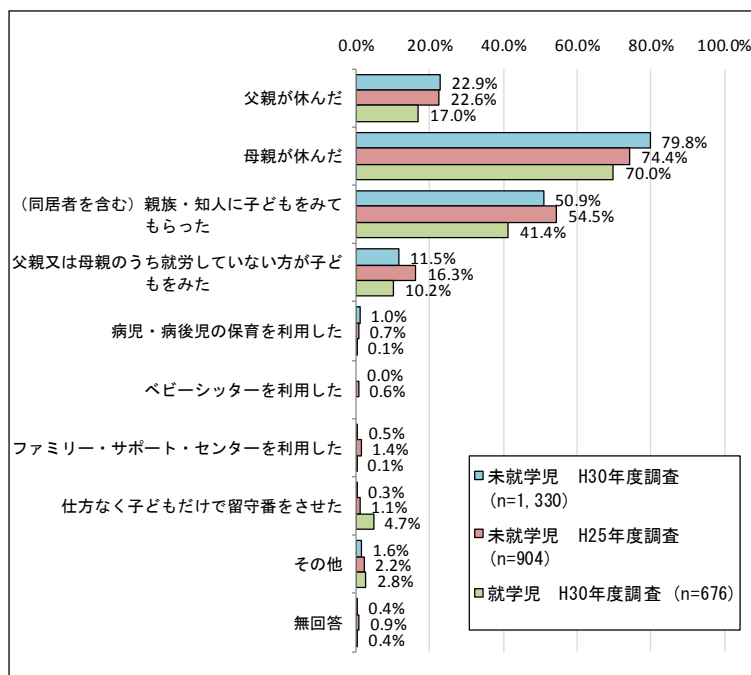
※問7で「平日の定期的な教育・保育の事業を利用している」と答えた保護者の方

- ◆ 未就学児、就学児ともに「あった」（未就学児：78.4%、就学児：61.7%）が最も高くなっています。
- ◆ 前回調査結果（平成25年度）と比較すると、本調査の結果においては、未就学児では「あった」が13.4ポイント高くなっています。



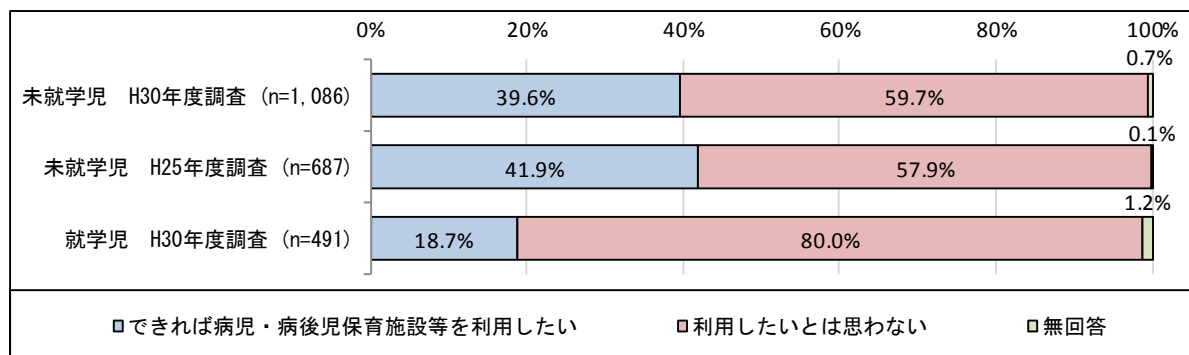
問 1 7 お子さんが病気やケガで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合に、この1年間に行った対処方法をおうかがいします。（複数回答可）

- ◆ 未就学児、就学児ともに「母親が休んだ」が、未就学児：79.8%、就学児：70.0%と最も高く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」が、未就学児：50.9%、就学児：41.4%、「父親が休んだ」が、未就学児：22.9%、就学児：17.0%となっています。
- ◆ 前回調査結果（平成25年度）と比較すると、本調査の結果においては、未就学児では「母親が休んだ」が5.4ポイント高くなっています。



問 18 問 17で「父親が休んだ」あるいは「母親が休んだ」方に、その際、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思われましたか。

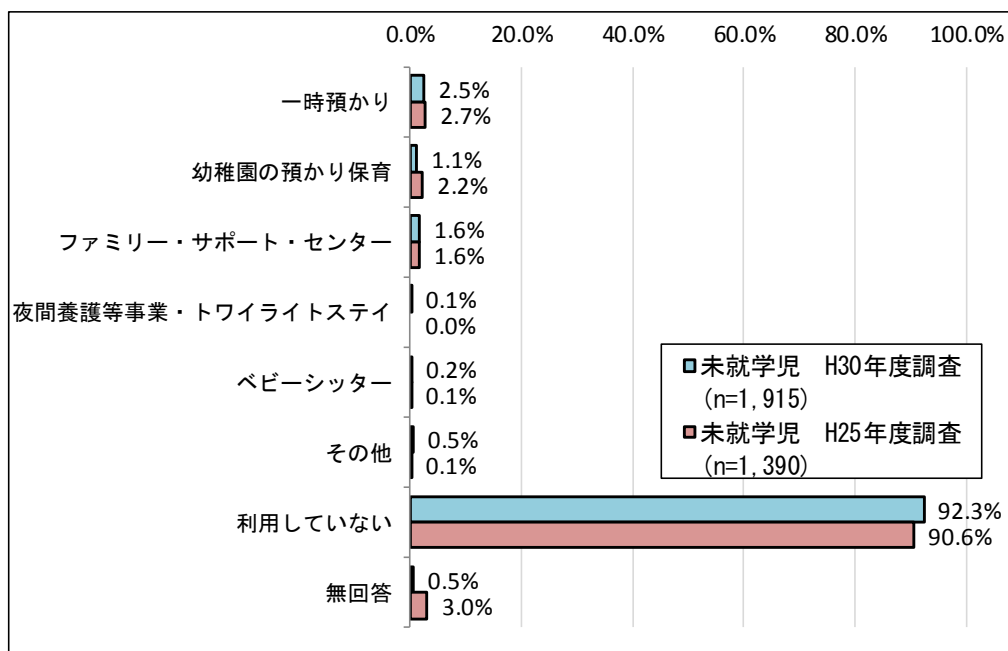
- ◆ 未就学児、就学児ともに「利用したいとは思わない」（未就学児：59.7%、就学児：80.0%）が最も高く、次いで「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」（未就学児：39.6%、就学児：18.7%）となっています。
- ◆ 前回調査結果（平成 25 年度）との比較では有意な差は見られず、同等の傾向となっています。



(6) 不特定の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について

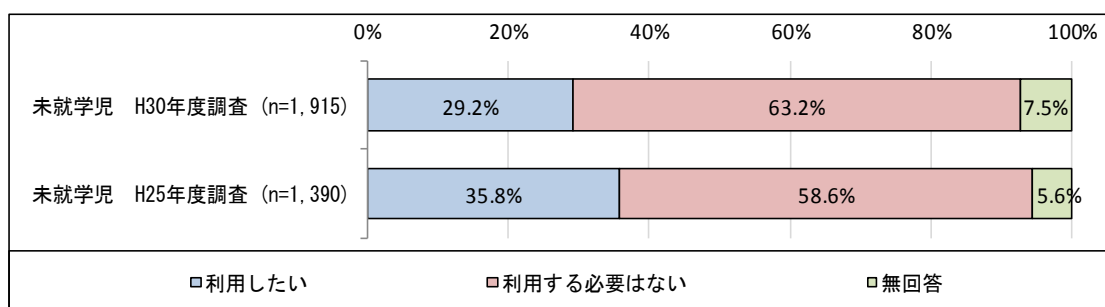
問 19 日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不特定の就労等の目的で不特定に利用している事業はありますか。(複数回答可)

- ◆ 「利用していない」(92.3%) が最も高く、次いで「一時預かり」(2.5%)、「ファミリー・サポート・センター」(1.6%) の順となっています。
- ◆ 前回調査結果(平成 25 年度)と比較すると有意な差は見られず、同等の傾向となっています。



問 20 私用、親の通院、不特定の就労等の目的で、問 19 に挙げた事業を利用する必要があると思いますか。

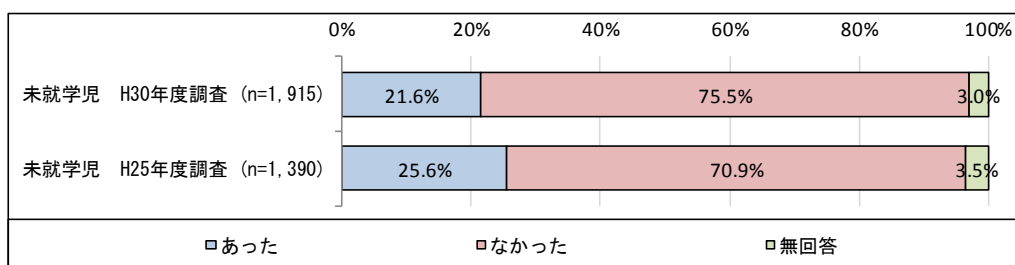
- ◆ 「利用する必要はない」(63.2%) が最も高く、次いで「利用したい」(29.2%) となっています。
- ◆ 前回調査結果(平成 25 年度)と比較すると、本調査の結果においては、「利用したい」が 6.6 ポイント低くなっています。



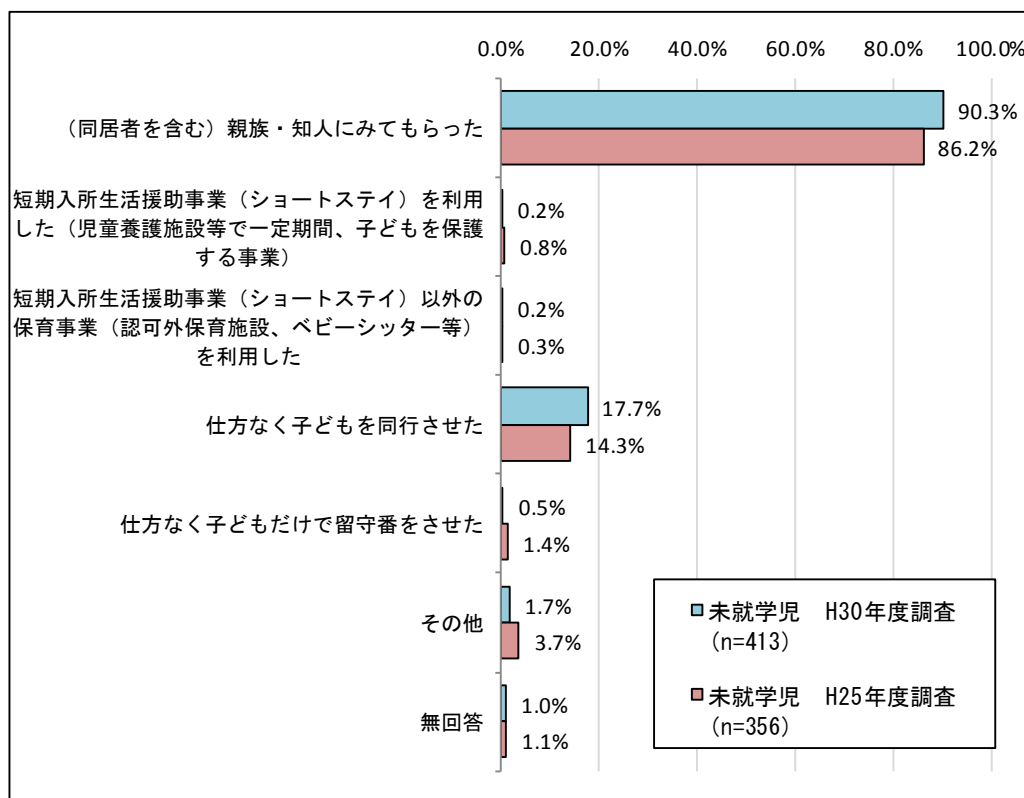
問 2 1 この1年間に、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気など）により、お子さんを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならないことはありましたか（預け先が見つからなかった場合も含まれます）。あった場合、この1年間に行った対処方法をおうかがいします。（複数回答可）

- ◆ 【子どもを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならない機会】については、「なかった」が75.5%、「あった」が21.6%となっています。
- ◆ 前回調査結果（平成 25 年度）と比較すると有意な差は見られず、同等の傾向となっています。
- ◆ 【泊りがけでみてもらわなければならない場合の対処】については、「（同居者を含む）親族・知人にみてもらった」（90.3%）が最も高く、次いで「仕方なく子どもを同行させた」（17.7%）となっています。
- ◆ 前回調査結果（平成 25 年度）と比較すると有意な差は見られず、同等の傾向となっています。

【子どもを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならない機会】



【泊りがけでみてもらわなければならない場合の対処】

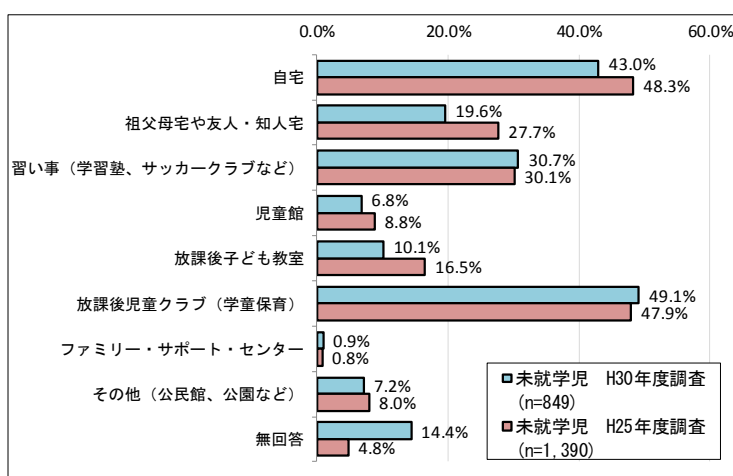


(7) 未就学児（5歳以上）の小学校就学後の放課後及び土日・長期休暇中の過ごし方について

問22 放課後（平日）、土日・祝日及び長期休暇中の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。放課後（平日）、土日・祝日、長期休暇中のそれぞれで、小学校低学年のとき・高学年のときについてお答えください。（複数回答可）

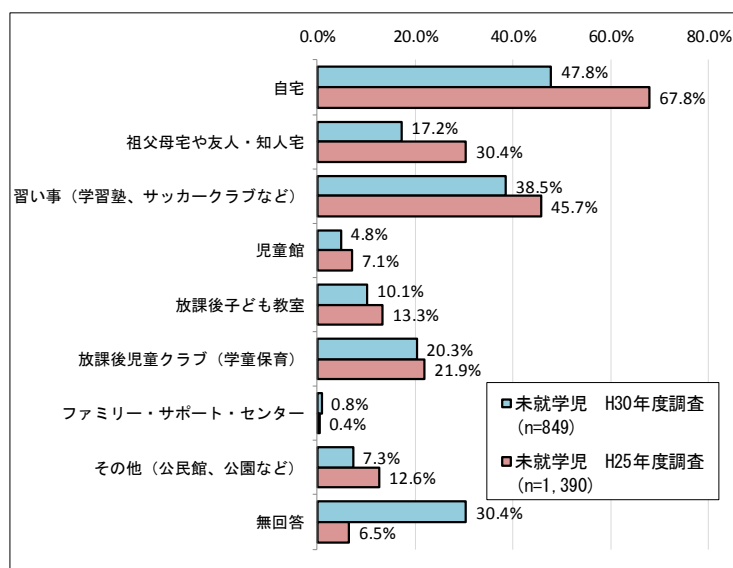
【放課後（平日）…小学校低学年（1～3年生）のとき】

- ◆ 「放課後児童クラブ（学童保育）」（49.1%）が最も高く、次いで「自宅」（43.0%）、「習い事（学習塾、サッカークラブなど）」（30.7%）の順となっています。
- ◆ 前回調査結果（平成25年度）と比較すると、「祖父母宅や友人・知人宅」が8.1ポイント、「放課後子ども教室」が6.4ポイント、「自宅」が5.3ポイント低くなっています。



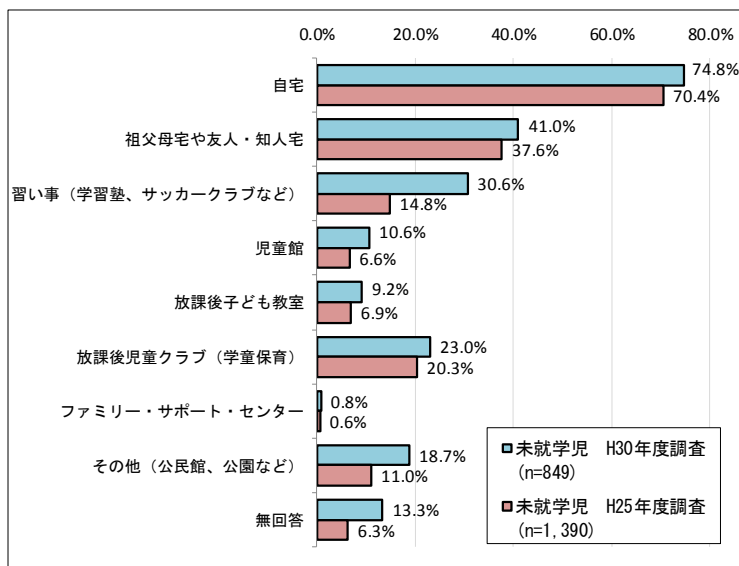
【放課後（平日）…小学校高学年（4～6年生）のとき】

- ◆ 「自宅」（47.8%）が最も高く、次いで「習い事（学習塾、サッカークラブなど）」（38.5%）、「放課後児童クラブ（学童保育）」（20.3%）の順となっています。
- ◆ 前回調査結果（平成25年度）と比較すると、「自宅」が20.0ポイント、「祖父母宅や友人・知人宅」が13.2ポイント低くなっています。



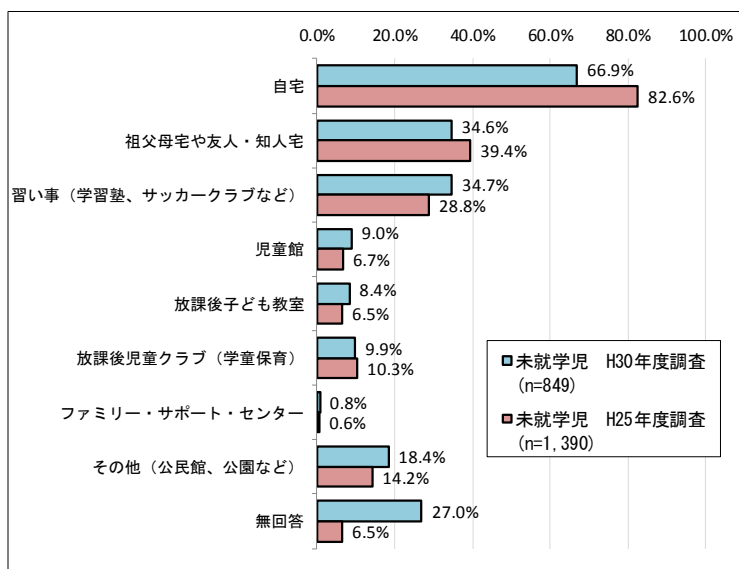
【土日・祝日…小学校低学年（1～3年生）のとき】

- ◆ 「自宅」(74.8%) が最も高く、次いで「祖父母宅や友人・知人宅」(41.0%)、「習い事（学習塾、サッカークラブなど）」(30.6%) の順となっています。
- ◆ 前回調査結果（平成 25 年度）と比較すると、「習い事（学習塾、サッカークラブなど）」が 15.8 ポイント、「その他（公民館、公園など）」が 7.7 ポイント、「自宅」が 4.4 ポイント高くなっています。



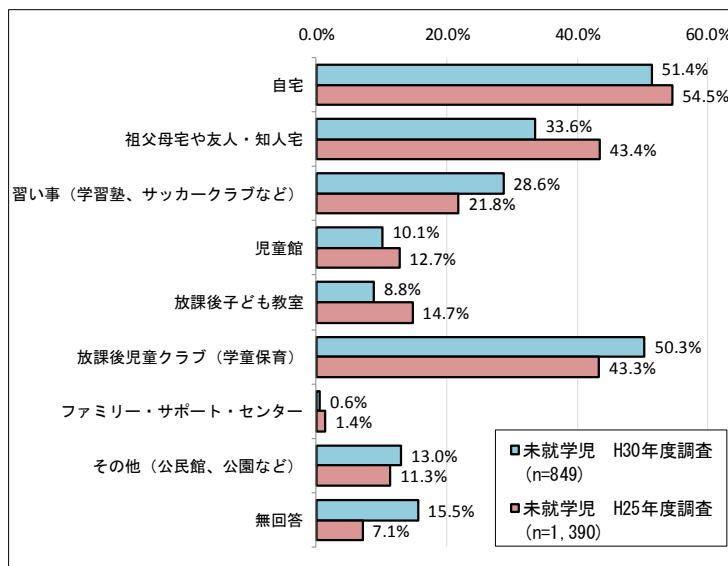
【土日・祝日…小学校高学年（4～6年生）のとき】

- ◆ 「自宅」(66.9%) が最も高く、次いで「習い事（学習塾、サッカークラブなど）」(34.7%)、「祖父母宅や友人・知人宅」(34.6%) の順となっています。
- ◆ 前回調査結果（平成 25 年度）と比較すると、「習い事（学習塾、サッカークラブなど）」が 5.9 ポイント、「その他（公民館、公園など）」が 4.2 ポイント高くなっており、「自宅」が 15.7 ポイント、「祖父母宅や友人・知人宅」が 4.8 ポイント低くなっています。



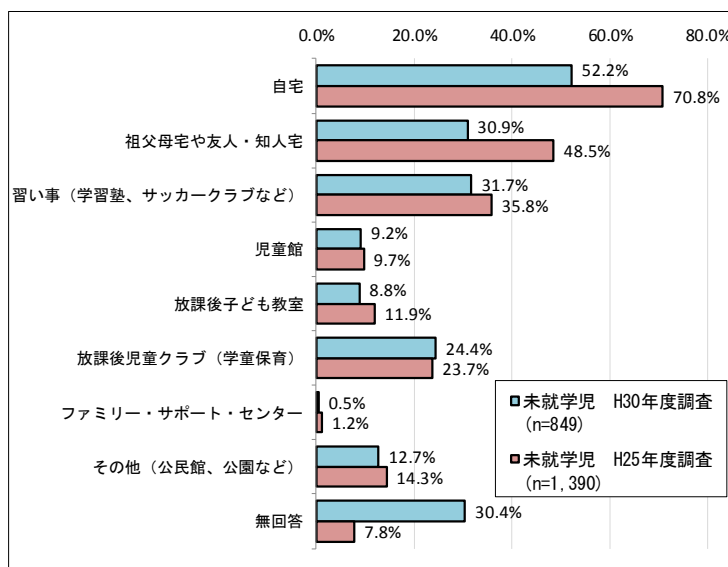
【長期休暇中…小学校低学年（1～3年生）のとき】

- ◆ 「自宅」(51.4%) が最も高く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」(50.3%)、「祖父母宅や友人・知人宅」(33.6%) の順となっています。
- ◆ 前回調査結果（平成 25 年度）と比較すると、「放課後児童クラブ（学童保育）」が 7.0 ポイント、「習い事（学習塾、サッカークラブなど）」が 6.8 ポイント高くなっており、「祖父母宅や友人・知人宅」が 9.8 ポイント低くなっています。



【長期休暇中…小学校高学年（4～6年生）のとき】

- ◆ 「自宅」(52.2%) が最も高く、次いで「習い事（学習塾、サッカークラブなど）」(31.7%)、「祖父母宅や友人・知人宅」(30.9%) の順となっています。
- ◆ 前回調査結果（平成 25 年度）と比較すると、「自宅」が 18.6 ポイント、「祖父母宅や友人・知人宅」が 17.6 ポイント、「習い事（学習塾、サッカークラブなど）」が 4.1 ポイント低くなっています。

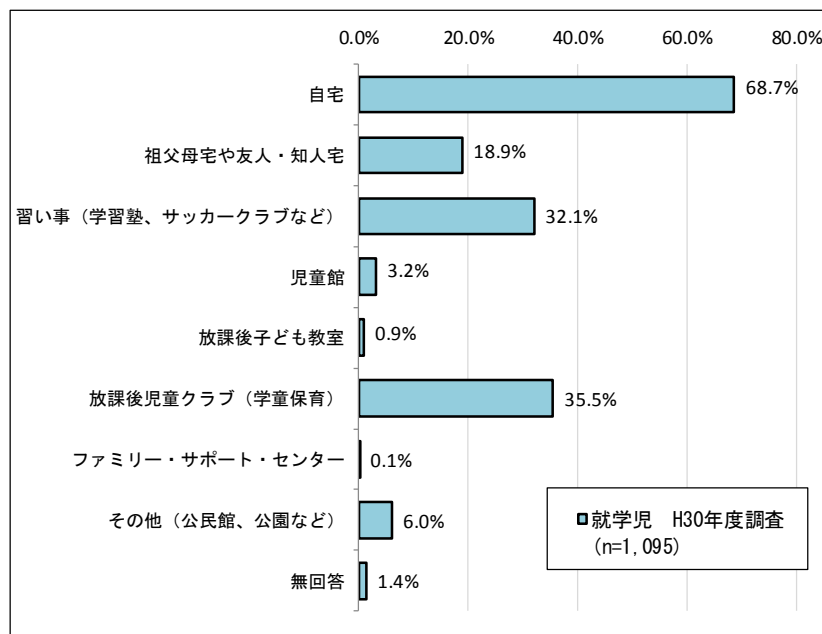


(8) 小学校就学児の放課後及び土日・長期休暇中の過ごし方について

問23 現在、放課後（平日）、土日・祝日及び長期休暇中の時間をどのような場所で過ごさせていますか。また、希望としてはどのように過ごさせたいですか。（複数回答可）

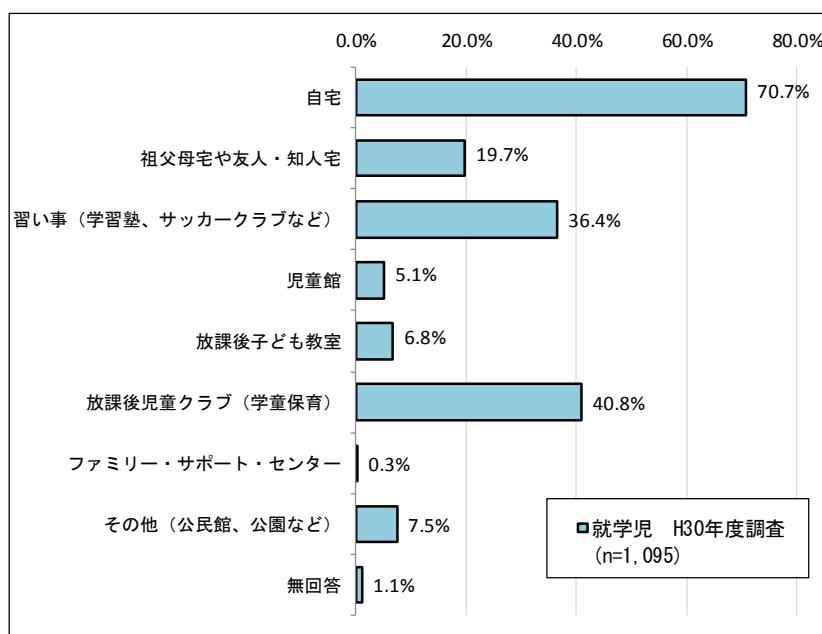
【放課後（平日）…現在の状況】

- ◆ 「自宅」(68.7%) が最も高く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」(35.5%)、「習い事（学習塾、サッカークラブなど）」(32.1%) の順となっています。



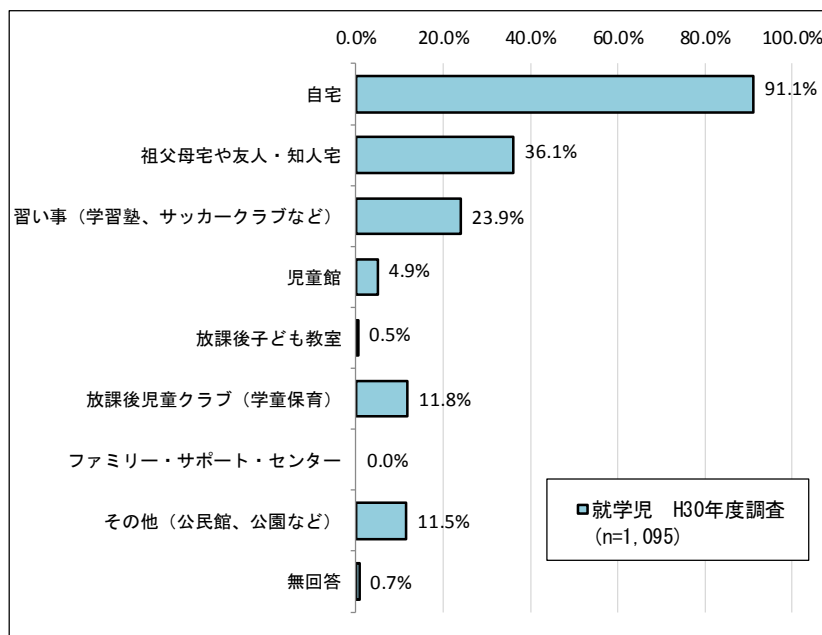
【放課後（平日）…希望】

- ◆ 「自宅」(70.7%) が最も高く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」(40.8%)、「習い事（学習塾、サッカークラブなど）」(36.4%) の順となっています。



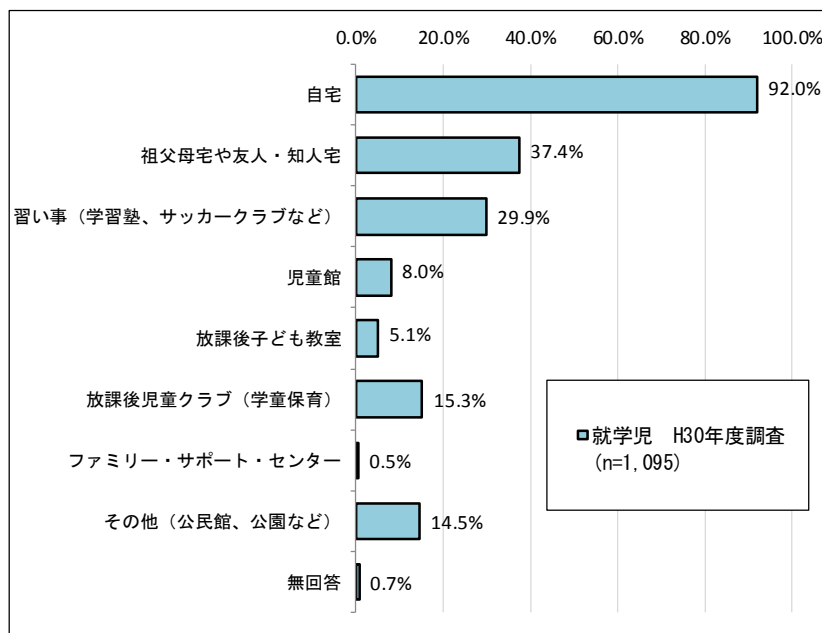
【土日・祝日…現在の状況】

- ◆ 「自宅」(91.1%) が最も高く、次いで「祖父母宅や友人・知人宅」(36.1%)、「習い事(学習塾、サッカークラブなど)」(23.9%) の順となっています。



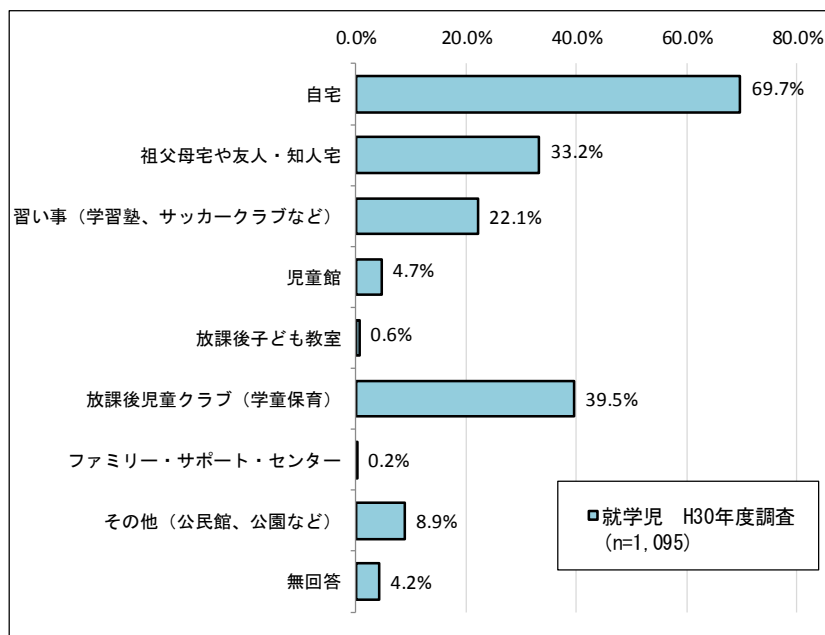
【土日・祝日…希望】

- ◆ 「自宅」(92.0%) が最も高く、次いで「祖父母宅や友人・知人宅」(37.4%)、「習い事(学習塾、サッカークラブなど)」(29.9%) の順となっています。



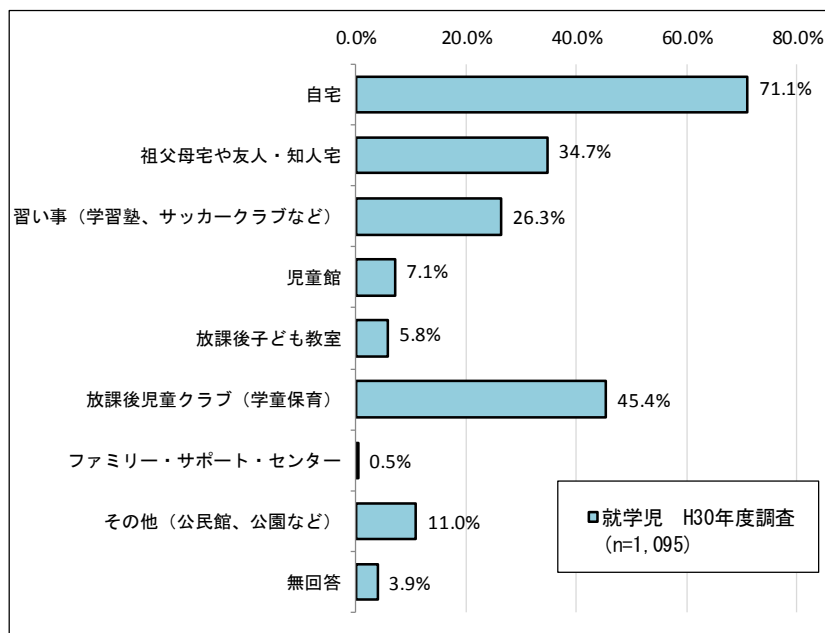
【長期休暇中…現在の状況】

- ◆ 「自宅」(69.7%) が最も高く、次いで「放課後児童クラブ(学童保育)」(39.5%)、「祖父母宅や友人・知人宅」(33.2%) の順となっています。



【長期休暇中…希望】

- ◆ 「自宅」(71.1%) が最も高く、次いで「放課後児童クラブ(学童保育)」(45.4%)、「祖父母宅や友人・知人宅」(34.7%) の順となっています。

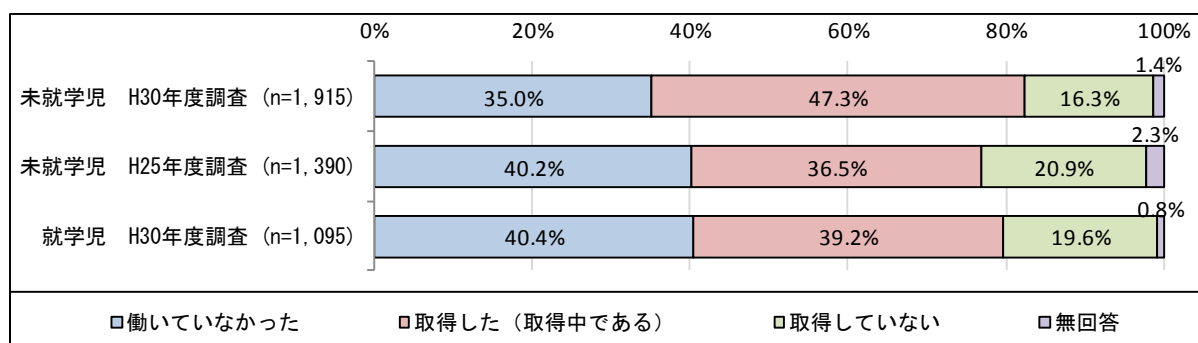


(9) 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について

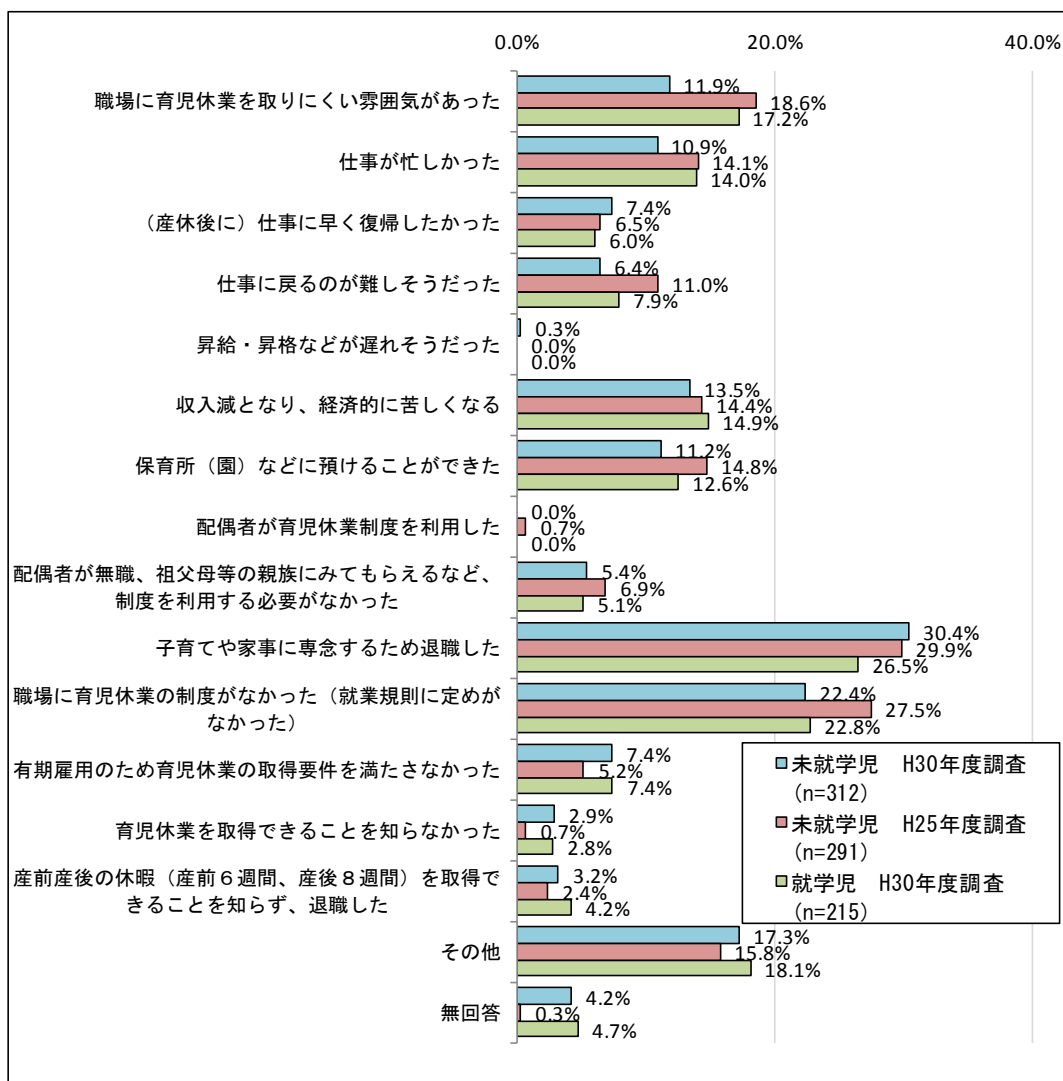
問 2 4 子どもが生まれた時、父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得しましたか。また、取得していない方はその理由は何ですか。(複数回答可)

- ◆ 【母親の育児休業の取得】で、未就学児の母親については、「取得した（取得中である）」（47.3%）が最も高く、次いで「働いていなかった」（35.0%）、「取得していない」（16.3%）の順となっています。
- ◆ 就学児の母親については、「働いていなかった」（40.4%）が最も高く、次いで「取得した（取得中である）」（39.2%）、「取得していない」（19.6%）の順となっています。
- ◆ 前回調査結果（平成 25 年度）と比較すると、本調査の結果においては、未就学児では「働いていなかった」が 5.2 ポイント低くなっており、「取得した（取得中である）」が 10.8 ポイント高くなっています。
- ◆ 【母親の育児休業を取得していない理由】としては、未就学児、就学児ともに「子育てや家事に専念するため退職した」（未就学児：30.4%、就学児：26.5%）が最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」（未就学児：22.4%、就学児：22.8%）となっています。
- ◆ 前回調査結果（平成 25 年度）と比較すると、未就学児では「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が 6.7 ポイント、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が 5.1 ポイント低くなっています。

【母親の育児休業の取得】

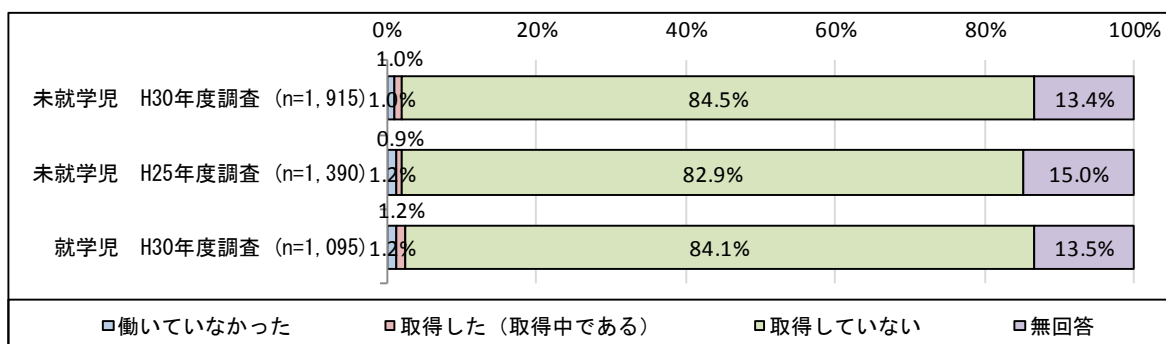


【母親の育児休業を取得していない理由】

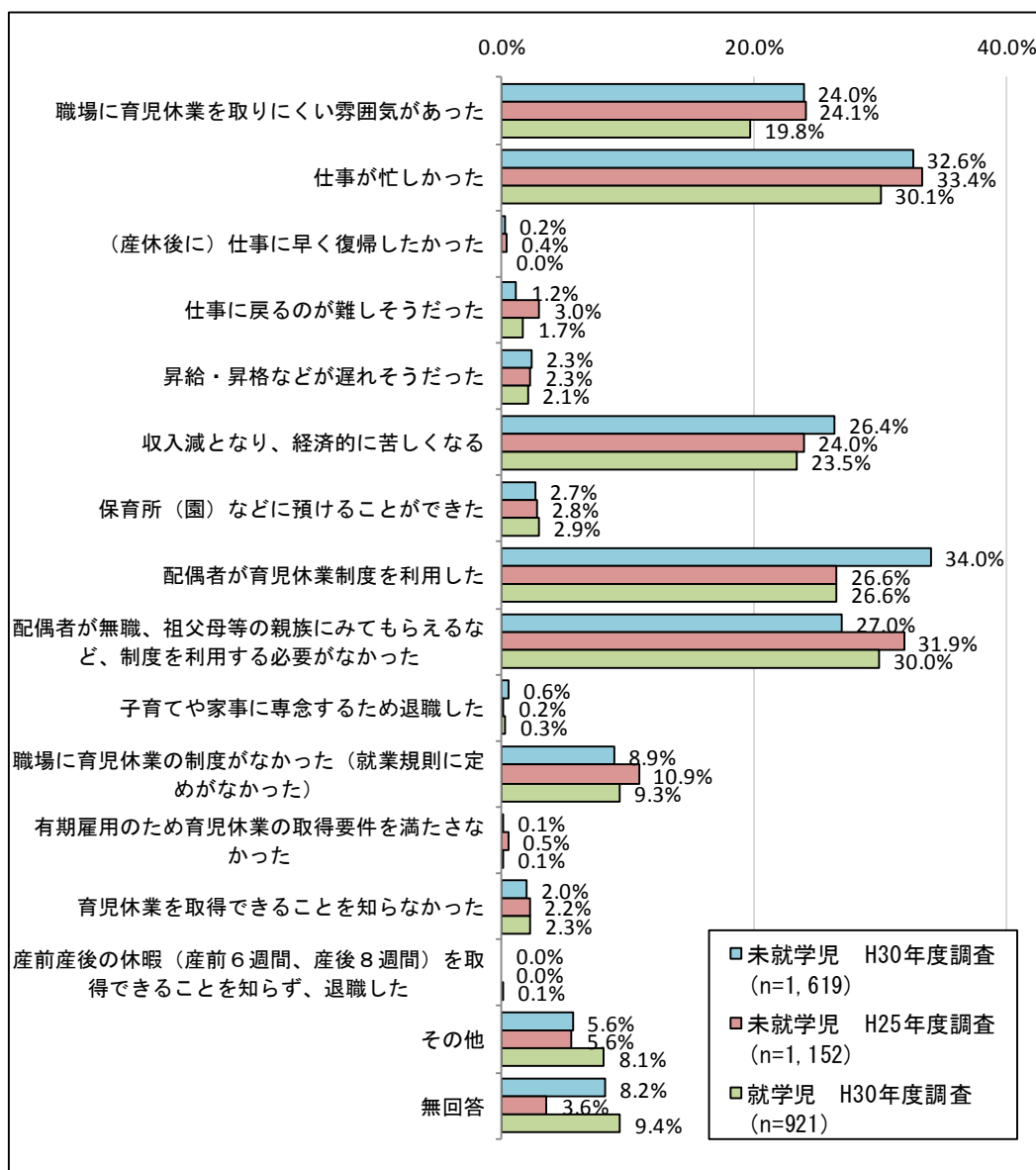


- ◆ 【父親の育児休業の取得】については、未就学児、就学児ともに「取得していない」（未就学児：84.5%、就学児：84.1%）が最も高くなっています。
- ◆ 前回調査結果（平成 25 年度）と比較すると有意な差は見られず、同等の傾向となっています。
- ◆ 【父親の育児休業を取得していない理由】としては、未就学児においては、「配偶者が育児休業制度を利用した」（34.0%）が最も高く、次いで「仕事が忙しかった」（32.6%）となっており、就学児においては、「仕事が忙しかった」（30.1%）が最も高く、次いで「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」（30.0%）となっています。
- ◆ 前回調査結果（平成 25 年度）と比較すると、未就学児では「配偶者が育児休業制度を利用した」が 7.4 ポイント高くなっています。

【父親の育児休業の取得】



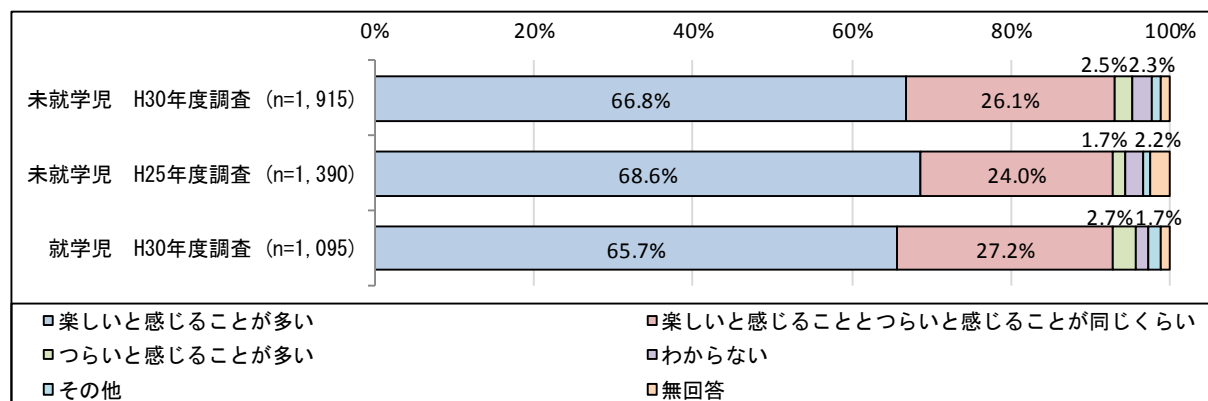
【父親の育児休業を取得していない理由】



(10) 子育てに関する不安や悩みについて

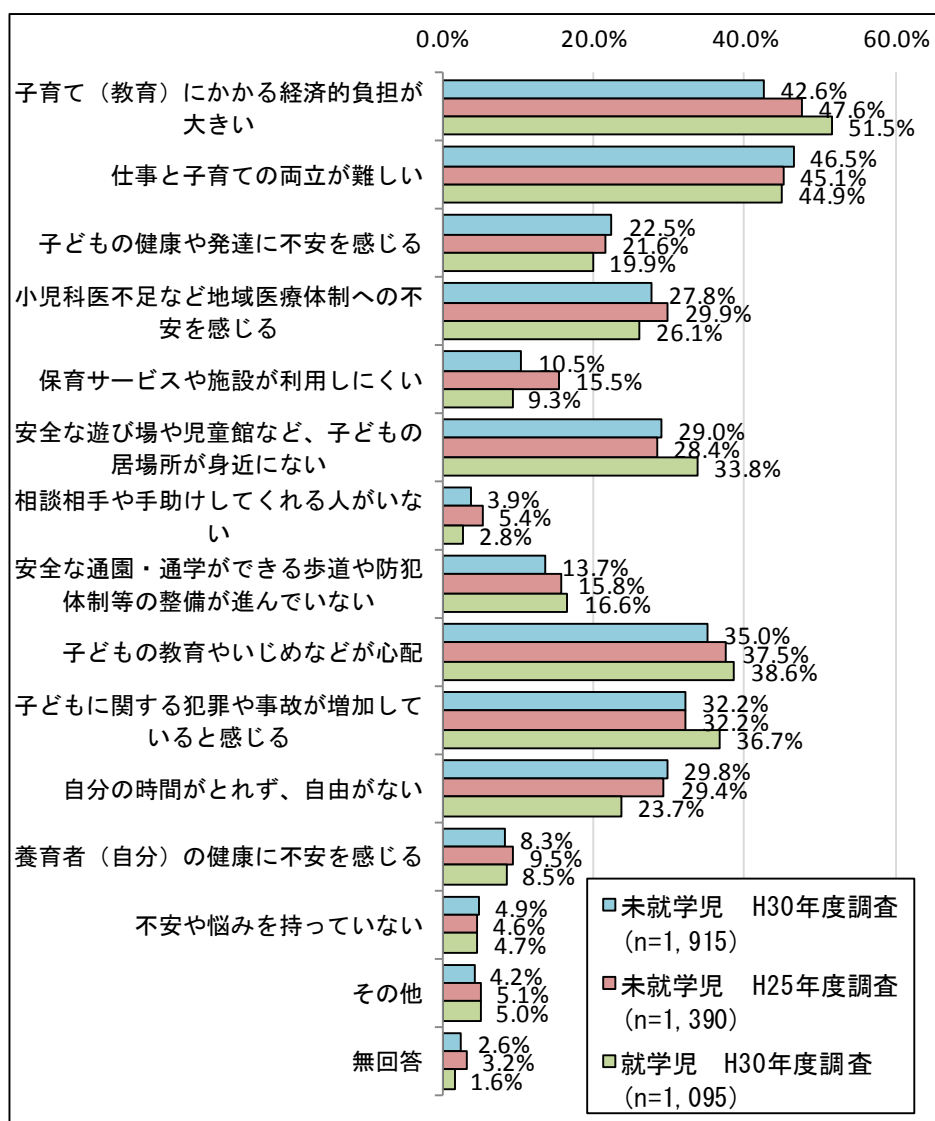
問 2 5 あなたは自分にとって子育てが楽しいと感じることが多いと思いますか。それともつらいと思うことが多いと思いますか。

- ◆ 未就学児、就学児ともに「楽しいと感じることが多い」(未就学児：66.8%、就学児：65.7%)が最も高く、次いで「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」(未就学児：26.1%、就学児：27.2%)となっています。
- ◆ 前回調査結果(平成 25 年度)と比較すると有意な差は見られず、同等の傾向となっています。



問26 あなたは、子育てをする上でどのような不安や悩みを持っていますか。(複数回答可)

- ◆ 未就学児においては「仕事と子育ての両立が難しい」(46.5%)が最も高く、次いで「子育て(教育)にかかる経済的負担が大きい」(42.6%)、「子どもの教育やいじめなどが心配」(35.0%)の順となっています。
- ◆ 就学児においては「子育て(教育)にかかる経済的負担が大きい」(51.5%)が最も高く、次いで「仕事と子育ての両立が難しい」(44.9%)、「子どもの教育やいじめなどが心配」(38.6%)の順となっています。
- ◆ 前回調査結果(平成25年度)と比較すると、未就学児では「子育て(教育)にかかる経済的負担が大きい」、「保育サービスや施設が利用しにくい」がともに5.0ポイント低くなっています。



3 天草市次世代育成支援対策地域協議会条例

平成 18 年 3 月 27 日

条例第 128 号

改正 平成 19 年 3 月 30 日条例第 10 号

(設置)

第 1 条 本市における次世代育成支援対策の推進に関し市民の意見を反映させるため、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 21 条第 1 項の規定により、天草市次世代育成支援対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、市長の求めに応じ、市の次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議する。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 30 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(意見の聴取)

第7条 協議会は、関係者の意見を聴取する必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(平19条例10・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第10号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

4 天草市次世代育成支援対策地域協議会委員名簿

◎会長・○副会長 50音順・敬称略

委員氏名	所属機関・役職名等	分野
おおつか なおこ 大塚 直子	天草市男女共同参画推進ネットワーク つんのでネット～風～	男女共同参画
かめこ りえ 亀子 理恵	天草市社会福祉協議会 療育相談員	障がい福祉
こいで ひろひさ 小出 廣久	天草市校長会 天草市立河浦小学校校長	学校教育
さわだ ふくみ 澤田 福美	NPO法人 子育てネットワークわ・わ・わ理事長	子育て支援従事者
そのだ さちよ 園田 幸代	天草市保育所連盟 主任保育士会会長（箱ノ水保育園）	保育
たけもと いつこ 竹本 逸子	天草市私立幼稚園連盟会長 愛隣幼稚園園長	幼児教育
まつおか ひとみ 松岡 人巳	放課後児童健全育成事業運営委員会 みなみっころんくлуб運営委員会代表	放課後児童クラブ
◎みやけ ゆりこ ◎三宅 由利子	天草市保育所連盟会長 久玉保育園園長	保育
みやさき きみこ 宮崎 公子	天草市PTA連絡協議会 本渡中学校PTA母親代表	学校教育
みやさき ときこ 宮崎 時子	天草市公立幼稚園長会 天草市立亀場幼稚園園長	幼児教育
やまだ いさお 山田 功	天草市社会福祉協議会 地域福祉係係長	地域福祉
ゆきあい やえこ ○行合 八恵子	天草市民生委員児童委員協議会連合会 主任児童委員会会長	地域福祉

(令和2年2月現在)

第2期天草市子ども・子育て支援事業計画

発行年月：令和2年3月

発行：天草市

編集：天草市健康福祉部子育て支援課

〒863-8631 熊本県天草市東浜町8番1号

電話：0969-23-1111、ファックス：0969-27-0155

